

別冊4 法律の訳文

目次

モンゴル知的財産法訳文.....	1
モンゴル著作権法訳文.....	13
モンゴル特許法訳文.....	35
モンゴル商標法訳文.....	57
モンゴル労働法訳文.....	84
モンゴル労働法の遵守に関する法律訳文.....	145
モンゴル土地法訳文.....	146
モンゴル土地使用料法訳文.....	180

モンゴル知的財産法訳文

2020年1月23日

ウランバートルの政府庁舎

知的財産について¹

第1章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、知的財産権によって保護される著作物、知的財産の保護の原則、知的財産組織のシステムと機能の確立、および知的財産の経済的循環の支援に関連する共通の関係を規制することである。

第2条 知的財産法

2.1. 知的財産法は、モンゴル憲法、民法、この法律、およびこれらの法律に準拠して制定されたその他の法令で構成される。

2.2. モンゴルが締約国である国際条約がこの法律以外の内容を規定する場合、国際条約の規定が優先する。

第3条 法的用語の定義

3.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つ。

3.1.1. 「知的財産」とは、知的創造活動の結果として作成された著作物、著作権および産業財産の対象となるものを意味する。

3.1.2. 「統一された知的財産データベース」とは、統一された分類、索引、標準、文書、および法律の要件に従って編集、処理、および保存された紙および電子的な知的財産情報一式を意味する。

3.1.3. 「共同管理組織」とは、作者、著作権所有者、および関連する権利所有者による著作物を使用する独占的権利を行使および保護することを目的とした非営利法人を意味する。

3.1.4. 「公式定期刊行物」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約、発明、実用新案、製品設計および商標登録に従って、知的財産を担当する国の行政機関によって発行される定期刊行物を意味する。

第4条 知的財産権の保護の原則

4.1. 知的財産権の保護においては、以下の原則に従う。

¹ <https://legalinfo.mn/mn/detail/15356?fbclid=IwAR1aYvZl4Ye-xPYrznB-FzV2WfHnqXk9x1oiivgeMyjS4ylfXPzIDbRmxS0>

別冊4 法律の訳文

4.1.1. 法の支配を支持する。

4.1.2. 公益と倫理に沿う。

4.1.3. 知的財産権者の利益と公益のバランスを確保する。

4.1.4. 知的財産情報は一般に公開される。

4.1.5. 知的財産関係は、政府および非政府組織、民間部門のパートナーシップ、および市民の間の協力に基づく。

4.1.6. 工業所有権を最初に申請する。

4.1.7. 統一されたシステムと方法論を維持する。

第5条 知的財産権

5.1. 以下の知的財産権が保護される。

5.1.1. 著作権および関連する権利。

5.1.2. 工業所有権。

第6条 著作権および関連する権利

6.1. 著作権および関連する権利は、作品が実際に作成され、実際に記述された時点から発生する。

6.2. 著作権または関連する権利の作成または行使には、登録は必要ない。

6.3. 著者は、知的財産問題を担当する国の行政機関の著作権および関連する権利の統合データベースに、自分の作品情報を自発的に登録することができる。

6.4. 著者は、自身が作品の作者であることを証明する義務がある。

6.5. 知的財産を担当する大臣は、この法律の第6.3条で定められた自主的な登録を維持するための手続を定める。

/このセクションは2021年5月5日に法律によって追加された/

第7条 工業所有権

7.1. 以下は、工業所有権に含まれる。

別冊4 法律の訳文

7.1.1. 新しい発明。

7.1.2. 実用新案。

7.1.3. 意匠。

7.1.4. 商標。

7.1.5. 地理的表示。

7.2. 興業所有権は、権利の保護と、知的財産を担当する国の行政機関の国家登録簿への登録により発生する。

7.3. 知的財産を担当する国の行政機関は、関連する手続に従い、本法第7.1.1条、第7.1.2条、第7.1.3条に定められた項目を登録し、特許を発行し、第7.1.4条、第7.1.5条に定められた項目を登録し、証明書を発行する。

第8条 知的財産権の保護

8.1. 本法第6条および第7条に定められている知的財産権の保護に関する詳細な関係は、特別の法律によって規制される。

第2章 知的財産組織のシステム、管理および機能

第9条 知的財産を担当する政府職員の義務

9.1. 知的財産を担当する大臣は、本法第6条および第7条に定められている著作権および関連する権利、工業所有権および検査の実施の確保に関連する事項において、以下の機能を実行する。

9.1.1. 知的財産に関する国の政策を策定および承認する。

9.1.2. 工業所有権紛争解決評議会の構成と手続・規則を定める。

9.1.3. 著作権および関連する権利評議会の構成と手続・規則を定める。

9.1.4. 共同管理組織の活動において従うべき手続を定める。

9.1.5. 優秀な知的財産の選択規則を定める。

9.1.6. 知的財産の使用に関連するライセンス契約およびその他の契約の登録手続を定める。

別冊4 法律の訳文

9.1.7. 法律で定められているその他の機能。

第10条 国家知的財産評議会の機能

10.1. 国家知的財産評議會は、モンゴル国首相の下で機能する。

10.2. 国家知的財産評議會は、モンゴル国首相が議長を務め、副議長は知的財産を担当する大臣とする。

10.3. 政府は、国家知的財産評議会の構成と手続・規則を定める。

10.4. 国家知的財産評議會は、次の機能を行う。

10.4.1. 知的財産および部門間の調整に関する国家政策の実施を確実にするための措置を実施する。

10.4.2. 知的財産による経済的利益を支援し、部門間の調整を確保するための政策を作成する。

10.4.3. 著作権および関連する権利と工業所有権に関連する法律を改善し、それをモンゴルが締約国である国際条約に一致させることに関する提案を作成する。

第11条 知的財産組織

11.1. 知的財産を担当する国の行政機関（以下「知的財産組織」という。）は、政府の実施機関であり、地方レベルで部門を設立し、知的財産の国家検査官を雇用することができる。

11.2. 知的財産組織は、その活動の特定の部分を営業利益で賄うことができ、その他の運営および投資費用は国家予算から賄われる。

11.3. 工業所有権紛争解決評議會（以下「紛争解決評議會」という。）は、知的財産組織の下での工業所有権の保護に関する申請および不服申立を審理および解決する権限を有する。

11.4 著作権および関連権利評議會は、知的財産組織の下で機能し、著作権法の実施について知的財産組織に助言、手数料の認証、支払および配布に関連する不服申立の事前解決を行う。

[/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/](#)

11.5. 地方自治組織および知事等は、知的財産組織の地方の部門、支所および知的財産検査官が円滑に活動できるよう支援する。

第12条 知的財産組織の機能

12.1. 知的財産組織は、以下の一般的な機能を実行する。

別冊4 法律の訳文

- 12.1.1. モンゴルの知的財産法および国際条約の実施を組織する。
- 12.1.2. 知的財産法を改善し、それをモンゴルの国際協定に一致させるための提案を作成する。
- 12.1.3. 知的財産の正式な権利者を選択し、ライセンスを発行し一時停止し抹消する。
- 12.1.4. 集団的管理組織に許可を発行し、協力協定を締結し、専門的かつ方法論的なガイダンスを提供し、その活動を監視し、結果を計算し、一般に通知する。
- 12.1.5. この法律の第9.1.5条に定められた手続に従って、毎年、優秀な知的財産作品の選考作業を行う。
- 12.1.6. モンゴルが締約国である関連法および国際条約に従って、外国の組織および国際機関と協力する。
- 12.1.7. 知的財産登録の統一データベースを作成し、一般に通知する。
- 12.1.8. 保護されている発明、意匠、実用新案に関する研究を実施し、高い経済効率を提供し、国家知的財産評議会に情報を提供する。
- 12.1.9. 知的財産を経済的に流通させることに関連する提案を作成し、政府に提出する。
- 12.1.10. 譲渡契約、ライセンス契約、フランチャイズおよび商品化契約を登録する。
- 12.1.11. 知的財産の研修と研究のための統一されたガイドラインと方法論を提供する。
- 12.1.12. 知的財産紛争を解決するために必要な問い合わせ窓口を設置する。
- 12.1.13. 知的財産の仲介活動に従事する者を登録する、契約を締結する、登録を一時停止または取り消す。
- 12.1.14. 知的財産権利者の手続・規則を定める。
- 12.1.15. 統一された知的財産登録データベースを電子形式で入力し、データベースを作成および使用し、その継続的な運用、保管、保護、および機密性の信頼性を確保するための手続を定める。
- 12.1.16. 知的財産権を公衆に知らせ、知的財産法に関する公的および知的財産権保有者の知識を高める。
- [/この規定は2021年5月5日に法律によって追加された/](#)
- 12.1.17. 法律で定められているその他の機能。

別冊 4 法律の訳文

[/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/](#)

12.2. 知的財産組織は、著作権および関連する権利に関して以下の機能を行う。

12.2.1. 作者、著作権所有者または関連する権利所有者の求めに応じて、著作権および関連する権利を登録、発行および抹消し、作品リストを作成する。

12.2.2. 著作権および関連する権利所有者の利益の保護、彼らの創造的活動の支援、および民族作品（エスニック）の保護の分野で市民および法人と協力する。

12.2.3. 共同管理組織、著作権保護および代表組織、権利使用者および政府組織に情報、アドバイス、専門的および方法論的なガイダンスおよび協力を提供する。

[/この規定は 2021 年 5 月 5 日に法律によって追加された/](#)

12.3. 知的財産組織は、工業所有権に関して以下の機能を行う。

12.3.1. 工業所有権に関連する著作物を受理し、評価し、検索し、検査し、登録する。

12.3.2. 工業所有権に関連する著作物の登録を保持し、特許と証明書を発行および取り消し、統一されたデータベースを作成する。

12.3.3. 工業所有権に関連する著作物の登録に関連する情報を一般に知らせる目的で、公式の定期刊行物を発行する。

第 13 条 知的財産組織の長の権限

13.1. 知的財産庁の長は、政府機関の法的地位に関する法律第 8.3 条に定められている権限に加えて、以下の権限を行使する。

13.1.1. 知的財産組織の活動を管理および整理する。

13.1.2. 国家知的財産検査官の活動を監視し、法律に違反するその決定を変更、一時停止、または無効にする。

13.1.3. 地方の部門および知的財産組織の部門の構造と人員配置を定める。

13.1.4. 地方の部門および知的財産組織の部門の職員および国家検査官を任命および解任する。

13.1.5. 法律で定められているその他の権限。

第 14 条 国家知的財産検査官

14.1. 国の知的財産組織には、国家知的財産総監、上級国家知的財産検査官、および国家知的財産検査官を置く。

14.2. 知的財産問題を担当する部門が地方で運営される場合、国家知的財産検査官を雇用することができる。

14.3. 知的財産組織の長は、国家知的財産総監でなければならない。

14.4. 国家知的財産総監の権利は、政府によって付与され、上級国家知的財産検査官の権利および国家知的財産検査官の権利は、国家知的財産総監によって付与される。

14.5. 国家知的財産検査官は、検査を実施する際に、知的財産法、国の検査に関する法律、行政処罰法およびその他の法律によって指導される。

14.6. 上級国家知的財産検査官および国家知的財産検査官は、国の一般検査官に対し、説明責任を負わなければならない。

14.7. 上級国家知的財産検査官および国家知的財産検査官は、国の一般検査官によって定められた要式の身分証明書、個人番号、行政行為、結論、要請の様式を使用する。

14.8. 市民、法人および公務員は国家検査官の決定を遵守し、決定で定められた期間内に正式に回答を通知する義務がある。

/このセクションは 2021 年 5 月 5 日に法律によって追加された/

14.9. 国家知的財産検査官が、法律で指定された権限を行使する際に、市民、法人、または公務員に干渉または影響を与えることは禁止される。

/このセクションは 2021 年 5 月 5 日に法律によって追加された/

第 15 条 専門家

15.1. 発明または意匠の特許専門家は、自然科学または技術科学の高等教育を受け、知的財産の分野で少なくとも 2 年の経験を持つ知的財産組織の職員でなければならない。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

15.2. 専門家は、この法律の第 7.1 条で指定されている工業所有権を専門とする。

第 3 章 知的財産権の保護における市民および法人の参加

第 16 条 知的財産の正式な代理人

16.1. 知的財産の正式な代理人は、本人によって付与された権利の範囲内で、知的財産組織および管轄当局に対して、代理する権利を有する。

16.2. 知的財産の正式な代理人は、事業活動のライセンスに関する法律で定められたライセンスを持つ市民または法人である。

16.3. 知的財産代理人の特別許可は、知的財産組織によって発行される。

16.4. 知的財産代理人は、高等教育を受け、知的財産部門で少なくとも 3 年の経験があり、前科がなく、25 歳以上で、モンゴルに永住しているモンゴル国民でなければならない。

16.5. 知的財産代理人は、知的財産の保護のために法人を結成し、設立することができる。

16.6. 知的財産代理人は、その活動において知的財産代理人の手続・規則に従わなければならない。

16.7. 知的財産代理人は、提案された公開されていない発明、実用新案、または意匠に関連する情報を他者に開示してはならない。

16.8. 知的財産代理人は、専門家協会の会員でなければならない。

第 17 条 集団的管理組織

17.1. 共同管理組織は、著者、著作権所有者および関連する権利所有者によって設立される。

17.2. 共同管理組織は、著作権で保護された作品の種類および関連する権利によって別々に設立される。

17.3. 共同管理組織は、知的財産組織から許可を得て、著作権および関連する権利の実施と保護に関する協力協定を締結する。モデル契約は、知的財産を担当する大臣によって定められる。

17.4. 共同管理組織は、その活動に優れたガバナンス、説明責任、および透明性を導入するという原則を遵守する。

17.5. 共同管理組織の運営および財務報告は、透明性があり、一般に公開される。

別冊 4 法律の訳文

17.6. 共同管理組織に対する要件、機能、管理、およびその他の関連する問題は、著作権法によって規制される。

[/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/](#)

第 18 条 知的財産仲介活動の実施

18.1. 知的財産の仲介は、知的財産組織に登録されている法人によって行われる。

18.2. 知的財産を担当する大臣は、知的財産仲介人の要件および知的財産組織への登録手続を定める。

18.3. 知的財産組織は、この法律の第 18.1 条に定められている法人と契約を締結する。モデル契約は、知的財産を担当する大臣が定める。

第 4 章 知的財産権の経済循環と政府支援

第 19 条 知的財産権を経済循環に投入する形態

19.1. 知的財産権は、ライセンス、フランチャイズ、商品化契約およびその他の契約、取引、所有権の譲渡、法人の知的財産への投資、担保権設定およびその他の形態の経済循環を通じて、他者によって完全または部分的に使用することができる。

19.2. この法律の第 19.1 条で定められた形式で経済流通のために締結される契約および合意は、関連する法律によって規制される。

第 20 条 知的財産の評価

20.1. 財産評価法、国際評価基準、国内基準、および知的財産と無形資産の評価方法は、知的財産の評価に導入される。

20.2. 法律で別段の定めがない限り、当事者は、知的財産を経済的に流通させる際に、知的財産の価値について相互に合意することができる。

第 21 条 知的財産を評価する権利

21.1. 資産評価法に基づく免許を保有する資産鑑定士は、知的財産評価研修に参加し、証明書を取得することにより、知的財産評価を行うことができる。

21.2. 知的財産組織と専門的財産評価組織は、共同でトレーニングプログラムを開発し、この法律の第 21.1 条で定められたトレーニングを実施する。

別冊 4 法律の訳文

21.3. 知的財産組織は、知的財産鑑定研修に参加し、審査に合格した鑑定士に証明書を発行し、知的財産鑑定を行う権限を有する者のリストに登録し、データベースを作成する。

第 22 条 知的財産権を経済循環に投入するための国家の支援

22.1. 国は、知的財産を経済循環に投入することに関して、以下の支援を提供することができる。

22.1.1. 税額控除と免税。

22.1.2. 法律で定められた条件および手続に従って、国および地方の財産で、知的財産権に関連する商品、業務およびサービスを購入する。

22.1.3. 知的財産権を経済循環に投入するための基金を設立する。

22.1.4. 知的財産権の登録、保護、および保護の申請を支援する。

第 5 章 その他

第 23 条 統一知的財産データベース

23.1. モンゴル国に統一された知的財産データベースを設置する。

23.2. 統一された知的財産情報を電子形式で編集および開発することが可能でなければならない。

23.3. 統一された知的財産データベースは、紛失、破壊、復元から完全に保護され、電子技術に基づいているものとする。

23.4. 統一知的財産データベースは、本法第 6 条および第 7 条に定められている著作物の登録の原本のアーカイブおよびその電子データベースで構成されなければならない。

23.5. 統一知的財産データベースの情報を公務に従って使用する者は、その情報に関連する情報の機密を保持する義務を負う。

23.6. 知的財産組織は、技術水準に従って統一知的財産データベースをバックアップする。

第 24 条 知的財産組織の手数料

24.1. 知的財産権の保護および法律で定められた手続に従った問い合わせを受けるために、国の印紙税および手数料を支払う。

別冊4 法律の訳文

24.2. 政府は、知的財産組織が提供する以下のサービスの内容を決定する。

24.2.1. 著作権法で定められているサービス。

[/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/](#)

24.2.2. 特許法で定められたサービス。

24.2.3. 商標および地理的表示に関する法律で定められたサービス。

24.2.4. 紛争解決評議会の行うサービス。

24.2.5. 著作権および関連権利評議会の行うサービス。

24.2.6. 知的財産代理人の選考およびライセンス供与のためのサービス。

24.2.7. 知的財産鑑定士および仲介人の登録サービス。

24.2.8. 知的財産情報センターの行うサービス。

第25条 工業所有権紛争の審理と解決

25.1. 工業所有権に関する以下の不服申立は、紛争解決評議会によって審理および解決される。

25.1.1. 特許法で定められた活動に関連する申請者の不服。

25.1.2. 法律で定められた理由による特許出願に対する第三者の異議。

25.1.3. 商標および地理的表示に関する法律で定められた活動に関連する申請者の不服。

25.1.4. 法律で定められた理由で一般に宣言された商標出願に対する第三者の異議。

25.1.5. 法律で定められた理由により、登録された工業所有権に関連する著作物の権利を抹消する請求。

25.1.6. 商標が周知商標であることを認める請求。

25.1.7. 法律で定められているその他の事項。

25.2. 不服申立人が、紛争解決評議会の決定に同意しない場合、当該不服申立人は、決定を受けてから30日以内に、裁判所に対して不服を申し立てる権利を有する。

別冊 4 法律の訳文

25.3. 紛争解決評議会の会議は、全委員の圧倒的多数の出席により有効となり、会議に出席しているメンバーの単純な過半数の投票によって決議する。

25.4. 紛争解決評議会は、本法第 25.1 条で定められた不服申立の有効性を検討し、紛争の根拠となった決定を支持または無効にする決定を下し、決定は議決の形式で行われる。

25.5. 紛争解決評議会は、紛争の原因と条件を排除し、知的財産法の違反を防ぐために勧告を行う権利を有する。

25.6. 紛争解決評議会は、紛争の開始後 90 日以内に不服申立について決定を下すものとし、必要に応じて、不服申立人の同意を得て、意思決定期間を 30 日延長することができる。

第 26 条 法律違反者に対する責任

26.1. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法で定められた責任の対象となる。

26.2. この法律に違反する公務員の行為が刑法に触れないものであっても、その者は公務員法で定められた責任の対象となる。

第 27 条 法律の発効

27.1. この法律は、2020 年 12 月 1 日に発効する。

モンゴル著作権法訳文

2021年5月6日

ウランバートルの政府庁舎

著作権について²

/改訂版/

第1章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、科学的、文学的、芸術的作品に関連して生じる著作権および関連する権利の実施と保護に関連する関係を規制し、文化的・芸術的生産を支援および発展させる目的で、作品を使用するための法的根拠を確立することである。

第2条 著作権法

2.1. 著作権法は、モンゴル憲法、民法、知的財産法、この法律、およびこれらの法律に準拠して制定されたその他の法令で構成される。

2.2. モンゴルが締約国である国際条約がこの法律の定める以外の定めをする場合、国際条約の規定が優先する。

第3条 法律の範囲

3.1. この法律は、科学的、文学的、芸術的作品に関連して生じる著作権および関連する権利の定義、実施、保護に関連する関係、および関連する権利の作品および物品の使用の法的根拠を規制するものとする。

3.2. 民族的な作品（エスニック作品）の保護に関連する関係は、この法律によって規制されないものとし、関連する法律によって規制されるものとする。

第4条 法的用語の定義

4.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つものとする。

4.1.1. 「著者」とは、知的創造的活動によって科学、文学、または芸術の作品を作成した個人を意味する。

4.1.2. 「著作権所有者」とは、この法律に従って科学、文学、芸術作品を使用する独占的権利を享受する著者、その他の個人または法人、あるいはそれらから権利を譲渡した個人または法人を意味する。

²<https://legalinfo.mn/mn/detail/16230812154721?fbclid=IwAR2FtkZvbOnUCvza1DoniBPyI1-5kYIv76Y1Svo3UIEZsJsRy-QJwfnt14g>

別冊4 法律の訳文

- 4.1.3. 「著作物」とは、科学、文学、芸術の分野における著者の知的創造活動の実際の結果を意味する。
- 4.1.4. 「派生物」とは、以前に作成された作品に基づいて作品を再編集、翻訳、翻案、要約、編集、またはその他の方法で変更する、創造的な活動の結果として作成された作品を意味する。
- 4.1.5. 「応用美術作品」とは、手工芸品や工業的手法によって作成された日用品の芸術的表現を意味する。
- 4.1.6. 「データベース」とは、法律に従って電子的またはその他のネットワーク環境で独立してアクセスできる、コンピュータプログラム以外の作品および情報の体系化された編集物を意味する。
- 4.1.7. 「コンピュータプログラム」とは、特定の結果を生成し、コンピュータまたは他のコンピューティングデバイスを使用してタスクを実行するように体系的に配置された教育コンポーネントを備えたプログラミング言語で記述されたコードを意味する。
- 4.1.8. 「関連する権利」とは、この法律で定められているアーティスト、録音プロデューサー、および放送組織の権利を意味する。
- 4.1.9. 「関連する権利所有者」とは、この法律で定められた権利を享受する個人または法人、またはそれらに属する権利を譲渡された個人または法人を意味する。
- 4.1.10. 「プレーヤーアーティスト」とは、歌う、演奏する、演技する、踊る、または読むことによって文学、芸術、または美術作品を演ずる歌手、音楽家、俳優、ダンサー、またはその他の演者を意味する。
- 4.1.11. 「録音作成者」とは、演奏その他の音またはそれらの表現の録音を、録音および実行する権利を有する個人または法人を意味する。
- 4.1.12. 「視聴覚作品の制作者」とは、音声およびビデオの作品の制作を開始および組織し、その作品に関連する権利および義務を有する個人または法人を意味する。
- 4.1.13. 「放送組織」とは、本法の4.1.17に規定されている放送サービスに従事する者を意味する。
- 4.1.14. 「適用される権利の対象」とは、作品のライブパフォーマンス、その録画、録音、または放送を意味する。
- 4.1.15. 「録音」とは、パフォーマンスまたはその他の音またはその表現の録音を意味する。ただし、映画またはその他の映像作品で行われた録音は除く。
- 4.1.16. 「視聴覚作品」とは、音を伴うかどうかに関係なく、一連の相互に関連する画像を動画形式で表示し、音を伴う場合にはそれが聴取できるように作成された作品を意味する。
- 4.1.17. 「放送」とは、無線ネットワークまたは衛星を介した作品、パフォーマンス、または録音の公衆への送信、および放送組織が自身でまたは許可を得て復号化できるようにする暗号化信号の送信を意味する。
- 4.1.18. 「マルチチャネル伝送サービスプロバイダー」とは、有線、無線、およびその他の通信ネットワークを使用して、特定の範囲内の放送に対応するために放送サービスを同時に提供する法人を意味する。
- 4.1.19. 「コピー」とは、作品、パフォーマンス、録音、放送を、1つ以上の数、任意の手段と形式で直接的または間接的に複製すること、および電子形式で一時的および永続的に保存することを意味する。
- 4.1.20. 「出版」とは、関連する権利について権利者の許可を得て、著作物および録音の物理的なコピーを、コピー、販売、リース、一般への貸与、または他の形式の所有権または所有権の一般への譲渡によっ

て、一般へ提供することを意味する。

4.1.21. 「一般への配布」とは、原本またはそのコピーの販売、演奏の記録、または録音の物理的なコピーまたは他の形式での所有権の譲渡またはそのような目的で輸入することを意味する。

4.1.22. 「リース」とは、作品の原本、そのコピー、演奏の録音、または録音の物理的なコピーを使用する権利を、利益を上げる目的で、他者に一定期間交付することを意味する。

4.1.23. 「公演」とは、家族や知人の範囲外の公の場所において、演技、歌、音楽の演奏など直接または機器や技術を使用して、一般の人々のために演技、歌、演奏、踊ることを意味する。音声付きのビジュアル作品の場合は、動画を見せ、音を表示し、録音の場合は、録音を聞く機会を提供することを意味する。

4.1.24. 「一般への配布」とは、作品の原本またはコピーを直接またはテレビ、展示会、競売、スクリーンまたはこれらと同様の形式で一般に公開できる方法で提示することを意味する。

4.1.25. 「一般に公開する」とは、他の形式で作品を再生、送信、公開および使用する機会を一般に提供することを意味する。

4.1.26. 「公衆への送信」とは、ユーザーが選択した時間と場所でアクセスできる方法で、有線または無線ネットワークを介して、あらゆる形式で作品または関連する権利を公衆に配布することを意味する。

4.1.27. 「同時送信」とは、有線、無線またはその他の通信ネットワークによる、放送組織の元の放送を変更せずに他の人に同時に完全な内容を送信することを意味する。

4.1.28. 「技術的保護手段」とは、著者の著作権および関連する権利所有者の使用されている権利等の保護手段として、許可なく電子環境での著作物および関連する権利の使用を防止、制御および保護する目的で、アクセス、コピー、送信、および公衆への配布の制限および暗号化することを意味する。

4.1.29. 「権利管理情報」とは、作品、パフォーマンス、録音、作者と権利者及び作品、パフォーマンス、録音の使用条件と手続を含む画像およびコード化された番号、情報を意味する。

4.1.30. 「集団的管理組織」とは、知的財産法第3.1.3条に定められている法人を意味する。

第2章 著作権で保護された作品、著者、著作権所有者

第5条 著作物

5.1. 著者の知的創造活動の結果として作成された科学、文学、または芸術作品は、その内容、目的、価値、重要性、表現方法に関係なく、著作権で保護された作品とみなす。

5.2. 著作権で保護されるためには、現実に著述されておればよく、作品が一般に公開されているかどうかは関係ない。

第6条 著作権保護作業

6.1. 以下の作品は著作権で保護される。

6.1.1. あらゆる種類の口頭および書面による科学的小説および文学的作品。

6.1.2. 言葉の有無にかかわらず、あらゆる種類の音楽作品。

6.1.3. 美術、彫刻、グラフィックアートのすべての種類の作品とそれらのデザイン。

6.1.4. 建築、公園、緑地、複合施設、その他の建築作品。

別冊4 法律の訳文

- 6.1.5. あらゆる種類の装飾および応用美術、舞台装飾およびそれらのデザインの作品。
 - 6.1.6. 演劇、ダンス、コントーション、パントマイムなど、あらゆる種類の舞台芸術。
 - 6.1.7. 写真および同様の方法で作成されたすべての種類の作品。
 - 6.1.8. 撮影およびサウンドビジュアル作品。
 - 6.1.9. 地図、アトラス、建築図面、図案、スキーム、図、3次元表現などの科学的小および技術的な説明図。
 - 6.1.10. コンピューターソフトウェア;
 - 6.1.11. 二次的著作物;
 - 6.1.12. データベース;
 - 6.1.13. 資料の選択や配置などの創造的な活動の結果として作成された辞書、参考書、アンソロジー、コレクションおよび編集物。これらは、独自の構造と内容によって作品とみなされる。
- 6.2. 本法第 6.1.11 条、第 6.1.12 条、第 6.1.13 条に定められている作品の作者は、原作の著作権を侵害してはならない。

第7条 著作権保護の対象外

- 7.1. 以下は著作権で保護されないものとする。
 - 7.1.1. 立法、行政規範的行為およびその他の法的行為。
 - 7.1.2. 国の行政組織および法人の決定および公式書簡。
 - 7.1.3. 裁判所の決定、判決、法令、裁判官の命令、法廷での発言。
 - 7.1.4. この法律の第 7.1.1 条、第 7.1.2 条、および第 7.1.3 条で定められている文書の公式翻訳。
 - 7.1.5. 国章、国の紋章、旗、バナー、国家賞、称号バッジ、勲章、メダル、紙幣およびその他の決済書。
 - 7.1.6. 出来事その結果およびデータに関する情報を含む、告知声質を持つ情報。
 - 7.1.7. あらゆるアイデア、操作方法、活動、科学的発見、仮説、抽象的概念と数学概念。

第8条 著作権者

- 8.1. 以下の者は著作権を享受するものとする。
 - 8.1.1. モンゴル市民、モンゴルの領土に永住している外国人、または作品が公開されているかどうかに関係なく作品を作成した無国籍者。
 - 8.1.2. モンゴルで初めて、または他国での最初の出版日から 30 日以内に作品を出版した外国人または無国籍者。
 - 8.1.3. モンゴルが締約国である国際条約の締約国の著作権の作成者および所有者。
 - 8.1.4. モンゴルに永住している、またはモンゴルの領土内の場所で全般的管理をしている視聴覚作品の制作者。
 - 8.1.5. モンゴルの領土に建築、公園、緑地、複合施設、その他の建築作品を恒久的に配置した製作者。
 - 8.1.6. 著作権法に従って、著作権で保護された作品を使用する独占的権利を保持する個人または法人。
- 8.2. 架空の名前でまたは名前なしで公開された作品の場合、著作権は作品を作成した人が行使する。

第9条 共著者

- 9.1. 共著者とは、同じ目的のための知的創造活動の結果として、共同で統一された作品を作成した2人以上の人物をいう。
- 9.2. 集合著作物の著作権は、作者が共同で行使するものとし、契約書に明記されている場合、個々の作者は集合著作物の各部分を独占的に使用する権利を有する。
- 9.3. 契約で別段の定めがない限り、辞書、雑誌、科学シリーズ、新聞、参考書などの集合著作物の著作権で保護された著作物を使用する独占的権利は、それを管理する個人または法人によって行使される。
- 9.4. 法律または契約により別段の定めがない限り、共同で所有する独占的権利の実施および譲渡について他の共著者から許可を得るものとし、その許可は正当な理由なしに拒否されない。

第3章 著作権とその条件

第10条 著作権および商標の使用

- 10.1. 科学、文学、または芸術作品の著作権は、作品が実際に作成され、現実には著述された時点から発生する。
- 10.2. 作者の証明がない場合、元の作品または作品のコピーに書かれた名前が作者とみなされる。
- 10.3. 作品を使用する独占的権利の所有者は、その者の権利を公表する目的で、著作権が保護されていることを示すマークを使用する権利を有する。
- 10.4. この法律の第10.3条で定められている識別マークは、次のように表現することができる。
- 10.4.1. 丸枠または©が付いたラテン文字「C」。
- 10.4.2. 作品を使用する独占的権利の所有者の名前。
- 10.4.3. 作品の最初の出版日。

第11条 著作権

- 11.1. 作者は、自分の作品に関して、人格と財産に対する独占的権利を享受する。

第12条 著作者人格権

作者は、その作品において以下の人格権を有する。

- 12.1.1. 作者の作品を作者自身の名前、仮名、または匿名で公開すること。
- 12.1.2. 作者の許可なしに、架空の名前または秘密の名前を変更または開示することを禁止すること。
- 12.1.3. 作品が一般に公開されたり使用されたりする都度、著者の名前を告知すること。
- 12.1.4. 作者の許可なしに、またはその評判を損なう可能性のある方法で、作品または作品の名前を変更し、改ざんまたは歪曲することを禁止すること。

第13条 著作権の独占的権利

- 13.1. 作者は、自己の作品をあらゆる方法および形式で使用する独占的所有権（以下「作品を使用する独

別冊4 法律の訳文

占的権利」といいます。)を享受する。

13.2. 以下の権利は、作者の作品を使用する独占的権利に含まれる。

13.2.1. コピーすること。

13.2.2. 一般へ配布すること。

13.2.3. 一般に公開すること。

13.2.4. 公の場で実施すること。

13.2.5. 一般に開示すること。

13.2.6. リースすること。

13.2.7. 二次的著作物に変換すること。

13.3. 他人が、作者または著作権所有者の許可なしに、この法律の第13.2条で定められた排他的権利を行使することを禁じる。

第14条 著作権保護期間

14.1. 特定の作品の著作権保護期間は、その作成または公開の日付から計算される。

14.2. 著作権は無期限に保護される。

14.3. 作者の作品を使用する独占的権利は、作者の生存中および作者の死後50年目の12月31日まで有効である。

14.4. 応用美術作品を使用する独占的権利は、作品の作成後25年目の12月31日まで有効である。

14.5. 作者が自分の作品を仮名、偽名、または匿名で公開する場合、その作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から50年目の12月31日まで有効である。

14.6. この法律の第14.5条で定められた作品の作者が自分自身を開示するか、作品の作者が知られるようになった場合、著作権保護の期間はこの法律の14.3で定められたとおり計算される。

14.7. 集合著作物を使用する独占的権利は、著者の存続期間中、および最後の著者の死亡後50年目の12月31日まで有効である。

14.8. 作品を作成または使用する独占的権利が契約に基づいて法人に譲渡された場合、作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から50年目の12月31日まで有効である。作品が作成された日から30年間公開されていない場合、作品を使用する独占的権利は、作成された日から50年目の12月31日まで有効である。

第15条 著作権の継承

15.1. 作者の作品を使用する独占的権利は、民法に定められた手続に従って継承される。

15.2. 共著者の作品を使用する独占的権利の継承は、最後の著者の死亡日から生じる。

15.3. 相続人の著作物を使用する独占的権利は、著者の死亡の翌年の1月1日から50年間有効である。

15.4. 著作者の人格権利は継承されない。

15.5. 作者の作品を使用する排他的権利の相続人または後継者は、作者の作品を改ざんまたは歪曲し、作者の評判を傷つける方法で作者の作品を使用することに対し、異議を述べる権利を有する。

15.6. 相続人が不明であるか相続人が相続を拒否した場合、知的財産を担当する国の行政機関は、その著作物を独占的に使用する権利を有する。

第16条 作品を使用する独占的権利の譲渡

16.1. この法律の13.2で定められた権利は、法律で定められた要式で、書面で作成された契約に基づいて他者に譲渡される。

16.2. この法律の第15.6条で定められた作品の使用許可を発行する権利は、国および関連する地方組織の要請により、その組織に譲渡することができる。

第4章 一部の著作物の著作権の特徴

第17条 二次的著作物の著作権

17.1. 二次的著作物の作者は、元の著作物の作者の書面による許可を得て、二次的著作物を作成する権利を有する。

17.2. 法律または契約による別段の定めがない限り、二次的著作物の著作権は、別の作者が元の著作物に基づいて別の二次的著作物を作成することを妨げない。

17.3. 二次的著作物の作者は、元の著作物の著作権を侵害しない限り、二次的著作物の著作権を享受する。

17.4. 民族的作品（エスニック）に基づいて作成された芸術作品の著作権は、当該芸術作品の作者が行使する。

第18条 作品集およびその他の編集物の著作権

18.1. この法律の6.1.13で定められた作品の編集者は、編集物またはサンプルテキストに含まれる各オリジナル作品の作者の書面による許可に基づいて、サンプルテキストまたはその他の編集物を編集する権利を有するものとする。

18.2. 法律または契約により別段の定めがない限り、編集物に含まれるサンプルテキストまたはオリジナル作品の作者は、編集物に関係なく、自分の作品を自由に使用する権利を有する。

18.3. 作品集およびその他の編集物の作者は、元の作品の著作権を侵害していない限り、編集物の著作権を享受する。

第19条 公務に基づいて作成された作品の著作権

19.1. 公務に基づいて作品を作成した作者は、その作品の著作者人格権³を享受する。

19.2. 契約で別段の定めがない限り、雇用主は公務に従って作成された作品を使用する独占的権利を享受する。

19.3. 公務に従った作成は、職員の職務記述書または職員と雇用主の間で締結された契約によって決定さ

³ 11.1に定める人格権のこと。

別冊 4 法律の訳文

れる。

19.4. 職員は、職務記述書および契約で定められている内容に関連していない場合、または反映されていない場合、その作品を使用する独占的権利を有する。

19.5. 契約に別段の定めがない限り、雇用主が本法第 19.2 条に定められている主要な活動に加えて利益を上げる目的で、作品を使用する場合、職員は作品の使用に対する対価を受領する権利を有する。

第 20 条 委託作品の作成

20.1. 注文により作品を作成した作者は、作品の著作者人格権を享受する。

20.2. 作品を注文制作する作者は、顧客と締結した契約に基づいて作品を制作し、顧客に引き渡す義務があり、顧客は契約書に定められた条件に従って作者に支払を行う。

20.3. この法律の第 20.2 条に定められている契約で顧客が作品を使用する独占的権利を行使することが定められていない限り、注文によって作成された作品を使用する独占的権利は作者によって行使される。

第 21 条 映画および視聴覚作品の著作権

21.1. 作者、監督、作曲家、撮影監督、イラストレーター、衣装デザイナー、および映画または視聴覚作品の作成に関与するその他の作者は、その貢献に対応する作品の作者である。

21.2. 契約で別段の定めがない限り、プロデューサーは、映画および視聴覚作品を使用する独占的権利を有する。

21.3. 以前に作成した作品を映画または視聴覚作品として使用する場合は、作品の著作権所有者から許可を得る。

21.4. 法律または契約によって別段の定めがない限り、作者は、映画および視聴覚作品とは別に自己の貢献を使用でき、その場合、作品を使用する独占的権利を有する。

21.5. 映画および視聴覚作品の作者への対価の支払は、この法律の第 21.2 条で定められた契約で定める。

第 22 条 コンピュータプログラムの著作権

22.1. コンピュータプログラマーは、1 人または複数のプログラマーであることができる。

22.2. プログラムが初めて作成された場合、またはオリジナルの作品である場合、この法律に従って保護される。

22.3. 契約に別段の定めがない限り、雇用主は、公務を遂行する過程で作成されたコンピュータプログラムの場合、作品を使用する独占的権利を有する。カスタムメイドのコンピュータプログラムの場合、契約に別段の定めがない限り、作品を使用する独占的権利は顧客が行使する。

22.4. 法的使用者は、著作権所有者の許可なしに、追加料金なしで、以下の目的で、コンピュータソフトウェアをコピー、翻訳、変更および変換する権利を有する。

22.4.1. デバイスおよびその他のツールにソフトウェアをインストールして使用する。

22.4.2. エラーを修正する目的でプログラムを使用する。

22.4.3. プログラムが失われた場合、または削除により使用できなくなった場合に、バックアップされた

別冊4 法律の訳文

バージョンを使用する。

22.4.4. プログラムの構造、主な機能、および動作原理を研究およびテストする。

22.5. 法的使用者は、著作権所有者の許可なしに、追加費用なしで、以下の条件に従って、独立したプログラムおよびその他のプログラムを編集する目的で、コンピュータプログラムをコピーおよび翻訳する権利を有する。

22.5.1. 独立したプログラムを開発するために必要な情報が、これまで使用されていないこと。

22.5.2. 独立したプログラムの開発に必要なソースプログラムの特定の部分の使用に関する制限であること。

22.6. 本法第 22.5 条に従って取得した情報を、本法と同様の方法で、独立したプログラムの編集および他のプログラムの元のプログラムとの整合の場合を除き、他のプログラムの元のプログラムと類似する形で開発、第三者への開示、開発、変更、複製、および営利目的で使用することは禁じられる。

注-この法律で定義されている「法律で定められた消費者」とは、著作権所有者からこの法律に従ってコンピュータプログラムおよびデータベースを使用する許可を得ている人を意味する。

第 23 条 データベースの著作権

23.1. データベースを作成した人または著作権者は、権利を譲渡した場合、データベースのコピーを配布する権利を失う。

第 24 条 データベース利用者の権利と義務

24.1. データベースの作成者がデータベースを合法的に一般に配布した場合、合法的な使用者は、データベースを使用する際に、データベース内の作品の著作権および関連する権利を侵害しない義務を負う。

24.2. 合法的な使用者は、データベースを通常の方法で使用し、およびデータベースを作成した人の権利と正当な利益を侵害しない義務がある。

24.3. 合法的な使用者がデータベースの特定の部分を使用する権利を取得した場合、そのユーザーはその部分のみを使用する権利を有する。

24.4. データベースが、公共の安全を確保する目的でまたは国の組織の活動のために使用または開発された場合、それらは作品を使用する排他的権利の侵害とはみなされない。

24.5. データベースの特定の部分を繰り返し、体系的に配置または開発し、データベース作成者の権利および正当な利益を侵害することを禁じる。

第 25 条 美術作品の著作権

25.1. 絵画や彫刻などの美術作品の作者が、作品の所有権を他者に譲渡した場合、その作品を使用する独占的権利は、作品を展示する権利を除き、作品の新しい所有者に譲渡されない。作品を使用するその他の独占的権利は、この法律に定められた手続に従って著作権所有者から取得する。

25.2. 絵画または彫刻を転売した場合、作品の作者に対し、売却額の少なくとも 5 パーセントを支払う義務がある。

第 5 章 著作隣接権者、その権利、期間

第 26 条 著作隣接権

26.1. 以下の者は著作隣接権を有する。

26.1.1. モンゴル国民、外国人、永住者、無国籍の者で、モンゴルの領土で演奏し、この法律に従って保護された録音に演奏が記録されまたは演奏が録音に記録されていない者。

26.1.2. 録音を作成し、モンゴルの領土で作成または公開された最初の録音をしたモンゴル国民。

26.1.3. モンゴルの領土に所在する一般管理による放送機関、モンゴルの領土に所在する送信機から放送を送信する放送機関。

26.1.4. モンゴルが締約国である国際条約の加盟国、またはこの問題に関してモンゴルと二国間国際条約を締結した国の権利の保有者。

26.1.5. 法律に従って著作権を使用する独占的権利を保持する個人または法人。

26.2. 著作隣接権の所有者は、原作の作者または著作権所有者の権利に影響を与えることなく、許可の取得に基づいて、本法の第 5 章に定められた権利を行使する。

26.3. 著作者隣接権の確立、保護、および実施には登録は必要ない。

第 27 条 著作隣接権の所有者の権利

27.1. 以下の権利は、著作隣接権に含まれる。

27.1.1. 芸術家の人格権、およびライブパフォーマンスまたはその録音を使用する独占的権利。

27.1.2. 録音を使用する録音プロデューサーの独占的権利。

27.1.3. 放送を使用する放送組織の独占的権利。

第 28 条 演者および芸術家の権利

28.1. 演者および芸術家は、自身のパフォーマンスに対して以下の著作者人格権を有する。

28.1.1. 公演でその者の名前に言及すること。

28.1.2. 芸名を使用すること。

28.1.3. 同意なしに、または自身の評価を損なう方法で、いかなる方法または形式であっても、パフォーマンスの変更、改ざんまたは歪曲を禁止すること。

28.2. 舞台芸術家は、自身の舞台のために以下の活動を許可する独占的権利を有する。

28.2.1. 公演を記録すること。

28.2.2. ゲームをライブまたはその他の方法で放送すること。

注：この法律の第 28.2.2 条に定められている「放送」には、アーティストの許可を得たプレーヤーによる演奏の録音の放送または公共放送、またはオリジナルの放送組織の許可を得た演奏の同時送信は含まれない。

28.2.3. 公演の記録を、何らかの手段および形式で直接的または間接的にコピーすること。

28.2.4. 公演の記録またはそのコピーを一般に配布すること。

別冊4 法律の訳文

- 28.2.5. 公演の記録またはそのコピーを一般に貸し出すこと。
- 28.2.6. ユーザーが選択した時間と場所でアクセスできるように、有線または無線ネットワークを介して、あらゆる形式の公演の記録を一般の人々が使用できるようにすること。
- 28.3. この法律の第 28.2.4 条で定められている一般に配布する権利は、アーティストの許可を得て、演者に対しすでに販売または譲渡され、所有権移転した、パフォーマンスの録音のコピーには適用されない。
- 28.4. 俳優またはその他の者が、芸術家または権利を譲渡した者の同意なしに、本法第 28.2 条に定められた独占的権利を行使することを禁じる。
- 28.5. 契約で別段の定めがない限り、雇用主は公務に従って行われた公演を使用する独占的権利を有する。
- 28.6. 契約で別段の合意がない限り、演者は、演者が自身のパフォーマンスを視聴覚作品に記録すること、または記録を有線または無線ネットワーク上で任意の形式で一般に公開することを許可することができる。この場合、これらについての著作権は、視聴覚作品の制作者に帰属し、これらの権利の行使による収入は演者に支払われる。
- 28.7. 契約に別段の定めがない限り、演者は、公演の記録を公開するために、芸術家に対し、適切な料金を支払う。
- 28.8. 演者は、この法律の第 28.2 条で定められている自身の権利を行使する際に他人の著作権を侵害してはならない。

第 29 条 録音メーカーの権利

- 29.1. 録音の作成者は、録音に対して次の行為を許可する独占的権利を有する。
- 29.1.1. 録音のコピー。
- 29.1.2. 録音を一般に配布すること。
- 29.1.3. 録音のコピーをレンタルすること。
- 29.1.4. 録音を一般に送信すること。
- 29.2. 他人が、録音の作成者またはその権利を譲渡した人の同意なしに、この法律の第 29.1 条に定められている排他的権利を行使することを禁止する。
- 29.3. 録音が商業目的で公開された場合、または録音のコピーが放送で使用された場合、他の手段で一般に送信された場合、または公の場で再生された場合、使用者は、アーティスト、録音プロデューサー、録音の作成者に対し、1 回限りの料金を支払う。
- 29.4. 契約に別段の定めがない限り、録音の作成者は、この法律の第 29.3 条に定められている料金の 50% を舞台芸術家に支払う。
- 29.5. この法律の第 29.3 条で定められた対価を受け取る権利は、録音の最初の公開の翌年の 1 月 1 日から 50 年間有効である。
- 29.6. この法律の第 29.3 条で定められた目的のために、使用者が選択した時間と場所で録音にアクセスできるように、有線または無線ネットワーク上で任意の形式の商業目的で録音を公開する場合、商業目的で公開されたとみなす。

別冊4 法律の訳文

29.7. 本法第 29.3 条の規定は、本法第 29.1 条に規定された排他的権利の範囲内で録音を使用する録音作成者の場合には適用されない。

29.8. 契約に別段の定めがない限り、録音を公の場で特定の頻度で再生する場合には、録音の作成者に適切な料金を支払う。

29.9. 録音の作成者は、この法律の第 29.1 条に定められている権利を行使する際に、他者の著作権を侵害してはならない。

第 30 条 放送機関の権利

30.1. 放送機関は、その放送に関連する以下の活動を許可する独占的権利を有する。

30.1.1. 録音する。

30.1.2. 録音をコピーする。

30.1.3. 同時送信する。

30.1.4. 配布する。

30.2. 放送機関または放送機関から権利を譲渡した者の許可なしに、本法第 30.1 条に定める排他的権利を他人が行使することを禁じる。

30.3. この法律の第 30.1 条で定められた権利は、マルチチャンネル送信機には適用されない。

30.4. 放送機関は、この法律の第 30.1 条に定められている権利を行使することにより、他者の著作権を侵害してはならない。

第 31 条 著作隣接権の期間

31.1. 著作人人格権を除き、本法第 28.1 条に定める演者または芸術家の権利の保護期間は、権利が属する対象の種類に応じて、以下の期間で計算される。

31.1.1. 演者の場合、パフォーマンスが行われた年、またはパフォーマンスの記録が公開された年。

31.1.2. 録音プロデューサーの場合、録音が開されたかどうかにかかわらず、録音が作成された年。

31.1.3. 放送機関の場合、放送の年。

31.2. 著作隣接権の保護期間は、この法律の第 31.1 条で定められた期間の翌年の 1 月 1 日から始まる 50 年間有効である。

第 32 条 著作隣接権の対象物の使用

32.1. 本法第 26.1 条に定める著作隣接権者から、著作隣接権を、権利譲渡契約またはライセンス契約に基づき使用することを許された者は、著作隣接権の対象物を使用することができる。

第 33 条 譲渡契約および使用許諾契約

33.1. 各権利所有者の排他的権利は、合意に基づいて、全部または一部を他人に譲渡することができる。この法律の第 35 条および第 36 条は、譲渡契約に適用される。

33.2. 各権利所有者の排他的権利は、ライセンス契約に基づいて、全体的または部分的に他人が使用する

ことができる。この法律の第 35 条および第 37 条は、ライセンス契約に適用される。

第 34 条 著作権の制限

34.1. 本法第 26.1 条に定める権利を行使する者の権利及び第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条および第 46 条に定める理由に基づく場合、著作権は、権利対象物を適法に使用し、公益を侵害しない限り、許可または請求なしに使用することができる。

34.2. この法律の第 34.1 条で定められている著作隣接権の対象を使用する場合は、出典を記載する必要がある。

第 6 章 作品の使用条件

第 35 条 著作権で保護された作品の使用

35.1. 作者または著作権所有者は、次の形式で他の人が作品を使用することを許可する。

35.1.1. 作品を使用する独占的権利を譲渡する。

35.1.2. ライセンス契約に基づいて使用する。

35.1.3. 法律で定められているその他の場合。

35.2. 作者または著作権者が未知の著作物を使用する場合、知的財産を担当する国の行政機関（以下「知的財産組織」という。）は、その著作物の使用許可を発行する。

35.3. 本法第 35.2 条に定める著作者または著作権者が、決定後に著作物を有料で使用した場合、知的財産組織は、著作者および著作権者に適切な割合で支払額を払い戻す。

35.4. 政府は、この法律の第 35.3 条に定められている作業の使用に対する払戻手続を定める。

第 36 条 譲渡契約

36.1. 作品を使用する独占的権利は、契約に基づいて全体的または部分的に他の人に譲渡することができる。

36.2. この法律の第 36.1 条で定められた契約は書面で締結され、以下の条件が契約に含まれる。

36.2.1. 作品の名前と説明。

36.2.2. 作品を使用する独占的権利の部分的譲渡の場合、譲渡された権利。

36.2.3. 支払額と支払条件。

36.2.4. 作者と著作権所有者の権利と義務。

36.2.5. 譲受人の権利と義務。

36.2.6. 契約に基づく義務の不履行に対する責任。

36.2.7. 紛争解決手順。

36.3. 譲渡契約で定められていない作品を使用するその他の独占的権利は、作者または著作権所有者が保持する。

36.4. 契約に別段の定めがない限り、著作物の原本またはコピーの所有権を他人に譲渡することは、著作者が著作物を使用する独占的権利を譲渡することとはみなされない。

第37条 ライセンス契約

37.1. この法律の第35.1.2条で定められた作品を使用する独占的権利は、以下の種類のライセンス契約によって行使できる。

37.1.1. 著作物を、第三者が同時利用することを制限していないことを条件として、著作権所有者によって締結された単純なライセンス契約。

37.1.2. 著作権所有者が、第三者による作品の同時使用を許可しないことを条件として、締結される独占的ライセンス契約。

37.2. この法律の第37.1条で定められた契約は書面で締結され、以下の条件が契約に含まれる。

37.2.1. 作品の名前と説明。

37.2.2. ライセンス契約の種類と付与される権利。

37.2.3. 付与された権利を再度譲渡できるかどうか。

37.2.4. 対象となる作業の期間、条件、および範囲。

37.2.5. ロイヤルティの額と支払条件。

37.2.6. 著作権所有者の権利と義務。

37.2.7. 作品使用者の権利と義務。

37.2.8. 契約に基づく義務の不履行に対する責任。

37.2.9. 紛争解決手順。

37.3. 通常のライセンスを発行する著作権所有者は、ライセンス所有者の求めに応じて、他人に発行された使用許諾契約に関する情報を提供することができる。

37.4. 通常または排他的ライセンス契約で定められていない作品を使用するその他の排他的権利は、著作権所有者に留まる。

37.5. 使用料の額は、作品の性質、特徴、重要性、形式、量、および使用期間に応じて、両当事者が合意した単価または合計価格によって決定できる。

37.6. 著作物の支払額が、この法律の第37.5条に従って単価で決定される場合、著作権所有者は、ライセンス所有者に対し、収入と売上の情報提供を求める権利を有する。

第38条 著作権の制限

38.1. 著作権所有者の権利および正当な利益を侵害することなく、合法的な使用に違反せずに作品を使用する以下の場合は、作品を使用する排他的権利の違反とはみなさない。

38.1.1. 情報を一般に提供する目的で、作品の一部を使用すること。

38.1.2. 調査、研究、研修または参照目的で作品を部分的に使用すること。

38.1.3. 視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者の必要に応じて著作物を使用すること。

38.1.4. アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品を部分的に使用すること。

38.1.5. 作品の一部を個人的な使用のために使用すること。

38.1.6. 作品から引用すること。

別冊4 法律の訳文

- 38.1.7. 公共の安全を確保する目的で作品を使用すること。
- 38.1.8. 刑事、民事および行政事件の内部使用のためにコピーを作成し、違反を調査および解決すること。
- 38.2. この法律の第 38.1 条に従って作品を使用する場合は、以下の条件を満たさなければならない。
- 38.2.1. 作者と作品の出典に必ず言及すること。
- 38.2.2. 非営利目的であること。
- 38.2.3. 使用部分の大きさが使用目的を超えないこと。
- 38.2.4. 市場に悪影響を及ぼさないこと。

第 39 条 情報提供を目的とした作品の部分的使用

- 39.1. 公衆に情報を提供する目的で作品を部分的に使用することには、以下が含まれる。
- 39.1.1. プレスレビューを準備する目的で、部分的に公開された作品を使用すること。
- 39.1.2. 経済、社会、法律、政治、宗教に関連する現在の問題について新聞や雑誌に掲載された作品をコピーすることが特に禁止されていない限り、一般に知らせる目的で新聞や雑誌に掲載、放送、送信、同時に掲載すること。
- 39.1.3. 国民に知らせる目的で日刊紙のスピーチ、報告書および講演の内容を使用すること。法廷での審問での議事録およびスピーチを使用すること。
- 39.1.4. イベントの公開報告に関連して、公道や広場に配置された建築、美術、写真作品をその環境状況を実証する目的で使用、芸術作品の販売及び促進する目的でマスメディアを通じてそれらを一般に広めること。
- 39.2. 公衆に情報を提供する目的で、作品を部分的に使用して言及すること。

第 40 条 調査、研究、研修目的での作品の部分的使用

- 40.1. 調査、研究、研修目的での作品の部分的な使用には、以下が含まれる。
- 40.1.1. 科学的研究の実施、科学的著作物の編集、レビューの執筆を目的として、公開された著作物を使用し、部分的に引用すること。
- 40.1.2. 視聴覚録音、著作、テレビでの放映を、教育および学校のカリキュラムに部分的に使用すること。

第 41 条 視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者の必要に応じた著作物の使用

- 41.1. 視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者が情報を読み、研究し、入手し、著作権所有者の許可なしに著作物をアクセシブルな形式に翻訳し、交換し、配布し、コピーを利用できるようにする権利を確保することを公式に許可する。
- 41.2. アクセシブルな形式の作品のコピーは、印刷物を読むのが困難な視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者が特別に使用するものとし、それらの使用にあたっては元の作品の不可侵性を考慮する。
- 41.3. 視覚障害者、聴覚障害者又は読書障害者に対して教育、専門的なトレーニング、図書館、情報を提

別冊 4 法律の訳文

供する目的で、国または政府によって承認された非営利団体（以下「権限がある機関」という。）が活動を行う。

41.4. この法律の第 41.3 条に定められている権限がある機関が、印刷物を読むことが困難な視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者がアクセス可能な形式で、作品を翻訳、配布、および送信する場合、以下の要件を満たさなければならない。

41.4.1. 作品またはそのコピーをアクセシブルな形式で翻訳、配布、送信する法的権利を有すること。

41.4.2. 作品をアクセシブルな形式に変換するために必要な変更以外の変更を加えないこと。

41.4.3. 作品をアクセシブルな形式に変換する場合、特定のニーズに適合させるものとする。

41.4.4. 非営利目的であること。

41.5. 承認済組織は、本法第 41.4 条に定める要件を満たしている場合、著作権者の許可なしに、著作物をアクセシブルな形式に翻訳し、他者からコピーを入手、送信、配布する権利を有するものとする。

41.6. 視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者にサービスを提供する政府および権限がある機関またはその機関の職員は、作品をこれらの人々がアクセスできる形式に変更し、交換、受け取り、配布する。情報技術によるトレーニングのために図書館の資料をアクセシブルにし、教室で作品を使用し、それらを展示し、作品の一部を遠隔学習に使用することが許可される。

説明：この法律で定義されている「アクセシブルな形式でのコピー」とは、視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者のために作成された選択可能なタイプまたはフォームのコピーを意味する。

41.7. 承認済組織が、この法律の第 41.1 条に定められた目的で作品の電子コピーを請求する場合、電子コピーを保持する組織または個人は、支障なくそれを提供する義務を負う。

第 42 条 アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品の部分的使用

42.1. アーカイブ、美術館、図書館に保存されている作品を、著作権所有者の許可なしに、以下の形式で、無料で、部分的に使用することは許可される。

42.1.1. 研修、研究、科学的作品を作成する目的で、アーカイブ、美術館、図書館で使用される作品の部分的なコピーを作成すること。

42.1.2. アーカイブ、美術館、図書館に保管されている単一のコピーまたはまれな古い作品を保存する目的で、または破損、摩耗、破壊、または盗難された作品を補うことが不可能であると考えられる場合に、公開された作品をコピーするため、それらを特別な形式または電子的に変換すること。

42.1.3. アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品が破壊、損傷、使用不能、紛失した場合、または他の承認された手段で作品のコピーを入手できない場合、同様にアーカイブ、図書館、美術館に保管されている作品の部分的なコピーを作成する。

42.1.4. 図書館基金の作品の分析と検索を目的とした電子データベースを作成する。

第 43 条 個人使用のための作品の部分的使用

43.1. この法律の第 43.2 条に定められている場合を除き、個人は、著作権所有者の許可なしに、自分自身または家族が使用・利用するために、無料で、一般に公開された作品をコピーすることができます。

別冊4 法律の訳文

43.2. この法律の第 43.1 条に定められている条件は、以下の著作物の複製には適用されない。

43.2.1. 建物や構造物を使った建築物。

43.2.2. コンピュータ・ソフトウェア。

43.2.3. データベース。

第 44 条 作品への言及

44.1. この法律に従って作品を引用する場合、使用者は引用の目的を超えてはならず、作品の作者または著作権所有者の権利および正当な利益を侵害してはならない。

第 45 条 公共の安全を確保する目的での作品の使用

45.1. 著作権所有者の許可なしに、公共の安全を確保する目的で無料で著作物を複製、配布、および譲渡すること、立法、行政、司法当局の活動での使用は許可される。

第 46 条 建築物、記念碑および彫刻における著作権の制限

46.1. 建築作品、モニュメント、彫刻は、著作権所有者の許可なしに、次の形式で、無料で使用できる。

46.1.1. 公共の場所に恒久的に置かれた建築作品、記念碑、彫刻を、その普及のために、複製、撮影、写真の形式で使用すること。

46.1.2. 建物の改修を目的として、建築図面、モデルおよび図面を使用すること。

46.2. この法律の第 46.1.1 条は、建物および構造物を用いて、直接的または間接的な利益を得ることを目的として、建築作品全体を複製する権利を付与しない。

第 7 章 著作権保護団体

第 47 条 共同管理組織

47.1. 共同管理組織は、以下の要件を満たさなければならない。

47.1.1. 非営利の法人であること。

47.1.2. 著作権および関連する権利所有者がメンバーであること。

47.1.3. 著作権および関連する権利所有者を承認する許可が書面で取得されていること。

47.1.4. ロイヤルティの徴収、徴収および分配の方法と形態、およびそのメンバーの権利の保護と実施、および管理組織の構造が、明確かつ合理的であること。

47.1.5. 経営幹部およびスタッフは、著作権および関連する権利について最大 40 時間の研修を受講する必要がある。

47.2. 共同管理組織は、知的財産組織に登録する際に、以下の書類を提出する。

47.2.1. 共同管理組織を設立する契約と定款。

47.2.2. 創設者、理事会および共同管理組織の全メンバーの名前、住所、人数およびその他の必要な情報。

47.2.3. 共同管理組織の管理構造、経営幹部の名前と住所に関する情報。

- 47.2.4. 提案された作品の使用料金額。
- 47.2.5. ロイヤルティの徴収および分配の手続。
- 47.2.6. メンバーの作品、著作権、関連する権利のリスト、および登録番号に関する表示。
- 47.2.7. 著作権および関連する権利の効果的な実施と保護のための最初の3年間の行動計画を作成し、収入、支出および組織構造をその計画の内容に含める。
- 47.3. 著作権および関連する権利評議会が、本法第47.1条および第47.2条に定められた要件を満たさない、不完全で偽造されたものであり、または提案された作品の使用料金について不適切ではないとみなした場合、知的財産共同管理組織の登録を拒否する。
- 47.4. 理事会は、この法律の第47.2.4条で定められた作品の使用料金を審議し、定める。
- 47.5. この法律の第47.1.5条で定められている研修は、知的財産組織またはそれにより承認された法人によって組織される。研修を組織するための手続は、知的財産組織の長によって定められる。

第48条 共同管理組織の活動

- 48.1. 共同管理組織は、その著作権および関連する権利所有者を代理し、彼らに代わって、彼らによって付与された権限の範囲内で、以下の活動を実行する。
 - 48.1.1. 定められた料金に従って、作品使用のライセンスを取得した人から、料金を徴収すること。
 - 48.1.2. この法律の第48.1.1条で定められた料金を、著作権および関連する権利所有者に分配すること。
 - 48.1.3. 作者の作品の違法使用に関する情報に従って、関係当局に対し苦情を申し立てること。
 - 48.1.4. 著作権および関連する権利の保護について、契約により権利が与えられた場合、その権利の範囲内で、委任状なしで裁判所およびその他の国の組織で代理すること。
 - 48.1.5. 外国の同様の共同管理組織と協力し、相互代理契約を締結すること。
 - 48.1.6. 契約で定められたその他の権利と義務を行使すること。
- 48.2. 知的財産を担当する大臣は、共同管理組織の著作権および関連する権利所有者の著作物を使用する独占的権利を表明および行使するための手続を定める。
- 48.3. 知的財産を担当する大臣は、共同管理組織の登録、契約の締結、組織の活動の監視および評価の手続を定める。
- 48.4. 共同管理組織は、毎年4月1日までに以下の情報を知的財産組織に提出する。
 - 48.4.1. 運営報告および財務諸表。
 - 48.4.2. 徴収した料金と分配に関する詳細情報。
 - 48.4.3. 作品の使用に関して締結された契約に関する情報。
 - 48.4.4. メンバーへの報告に関する会議の議事録。
- 48.5. 共同管理組織の報告書には、以下の情報を含める。
 - 48.5.1. 著作権の種類とカテゴリーごとに収集される支払情報、関連する料金、メンバーに分配される料金の額、管理費に関する年間の財務情報、および未払の使用料金の額。
 - 48.5.2. 所与の年に共同管理組織によって締結されたライセンス契約の数と量、および契約の実施に関する詳細なレポート。

別冊 4 法律の訳文

48.5.3. 管理および組織構造。

48.5.4. 他の共同管理組織との協力に関する情報。

48.5.5. 共同管理組織の定款で定められている場合、文化、芸術、教育を支援および発展させるために講じられた措置に関する情報。

第 49 条 著作権管理団体の職務

49.1. 共同管理組織は、著作権および関連する権利所有者の利益に従って活動を行うために、以下の責任を負う。

49.1.1. 著作権および関連する権利所有者に使用料を支払う際に、作品の使用に関連する情報を提示する。

49.1.2. ライセンスに基づいて徴収されたロイヤルティを、著作権および関連する権利所有者に分配する。

49.1.3. 運営費は、作品の使用に関連して徴収され、定期的に作品の使用量に比例して著作権および関連する権利所有者に分配される使用料から差し引かれる。

49.1.4. この法律に従って関連組織によって与えられたタスクを遂行するために、関連組織およびメンバーに対し、設立文書および定款の変更を通知する。

49.2. 手数料の徴収と分配、および運営費に費やされる資金の割合に関する手続は、会員総会で承認される。

49.3. 運営費を差し引いた後、共同管理組織は、承認された分配手続に従って、ロイヤルティをメンバーに分配する。

49.4. 共同管理組織の運営費は、作品使用料の総額の 25 パーセントを超えてはならない。

49.5. 共同管理組織のメンバーは、共同管理組織の活動、作品使用について承認された料金、支払の分配手続、および自身の作品使用に関する詳細情報を共同管理組織に対し請求する権利を有する。

49.6. 共同管理組織の財務諸表は監査されなければならない。

第 50 条 共同管理組織の活動に対する監督

50.1. 知的財産組織は、共同管理組織の活動を監視する。

50.2. 共同管理組織がこの法律に違反して行動した場合、知的財産組織は、違反を排除し、その実施を確実にするための期限付きの指示を発する。

50.3. 知的財産組織は、以下の場合、共同管理組織の登録を最長 3 か月間停止する。

50.3.1. 承認された料金を超えて料金を徴取した場合。

50.3.2. 承認された料金に加えて追加料金を課した場合。

50.3.3. この法律の第 48.4 条および第 48.5 条に定められている報告および情報を提出しなかった場合。

50.3.4. この法律の第 50.2 条で定められた指示を期限内に実行しない場合。

50.4. 知的財産権組織は、以下の場合、共同管理組織と締結した協力協定を終了し登録を取り消す。

50.4.1. この法律および協力協定に基づく義務を繰り返し履行せずまたは著作権および正当な利益を著し

別冊4 法律の訳文

く侵害した場合。

50.4.2. 許可が不正または違法に取得されたことが証明された場合。

50.4.3. この法律で定められた報告および情報が誤って提出されたことが証明された場合。

50.4.4. 事業を営利目的に変更した場合。

50.4.5. 登録を一時停止する決定があったにもかかわらず、運用を継続した場合。

50.4.6. 活動を開始し、契約を締結してから1年以内に運営がなされていないか、1年を超えて運営されていない場合。

50.5. この法律の第50.4.1条に定められている重大な違反は、知的財産組織および共同管理組織と締結される協力協定に記載される。

50.6. 知的財産組織は、この法律の第50.3条および第50.4条に従ってなされた決定を、公衆に通知する。

50.7. 共同管理組織は、本法第50.3条および第50.4条に定められた知的財産組織の決定が根拠のないものであるとみなす場合、関連法に定められた手続に従って裁判所に訴訟提起することができる。

50.8. 共同管理組織が清算する場合、知的財産組織からの許可を得る。

第51条 著作権および関連する権利評議会

51.1. 評議会は、著作権法の実施を確保し、作品の使用に対する料金を審議および証明し、料金の支払および分配に関連する苦情を解決する際に、知的財産組織に助言する責任を負う、非常勤の評議会である。

51.2. 評議会は、議長と14名のメンバーで構成される。

51.3. 評議会の事務局の機能は、知的財産組織が担当する。

51.4. 理事会の活動の主な形態は、会議である。理事会は、全メンバーの圧倒的多数の出席の下で召集され、会議に出席するメンバーの単純多数決により問題を解決する。

51.5. 会長および理事会のメンバーに報酬が支払われる。

51.6. 理事会は、使用条件が市場価値を上回りすぎて、作品の通常の使用、著作権および関連する権利に悪影響を与える可能性があると判断した場合、正当な利益のため、共同管理組織によって提案された作品の使用料金を承認しないことができる。

51.7. 知的財産を担当する大臣は、理事会の構成、苦情の予備的解決の手続、作品の使用に対する料金の承認およびその他の活動を定める。

51.8. 理事会の決定に同意しない場合、その者は、決定を受けてから30日以内に裁判所に不服申立する権利を有する。

第8章 著作権保護および著作権違反者に対する責任

第52条 電子およびその他の通信ネットワークにおける著作権保護

52.1. インターネットサービスプロバイダー、アグリゲーター、ウェブマスター、電気通信サービスプロバイダー、放送機関、およびマルチチャネル送信者は、自身および他のサーバー、ネットワーク、データベースの著作権および関連する権利を侵害してはならず、著作権および関連する権利所有者に権利を行使

別冊4 法律の訳文

する機会を提供する。

注：この法律で定義されている「アグリゲーター」とは、コンテンツを収集、提供、および一般に提供する人を意味する。

52.2. この法律の 52.1 で定められた人は、著作権および関連する権利の侵害に関する情報を受け取るために必要な環境を整え、その者が侵害を認識した場合にただちに侵害する作品または関連する権利対象物の使用を停止する義務を負う。

52.3. 国家知的財産検査官は、行政処罰法に定められた責任を、本法第 52.1 条および第 52.2 条に定められた義務を履行しない者に対して課す。

52.4. 国家知的財産検査官は、著作権および関連する権利者の請求に応じて侵害行為を停止するための措置を直ちに講じる目的で、そのサービスまたは活動の全部または一部を停止する。

52.5. この法律の第 52.1 条および第 52.2 条に違反する場合の、関連する権利の使用の停止、終了に関連する紛争は、関連する法律に定められた手続に従って解決される。

52.6. モンゴルの領土で作品を使用する者の権利および正当な利益が侵害された場合、その者は、著作権侵害を排除するための措置を講じるための措置を関連組織に請求する権利を有する。

第 53 条 技術的保護措置

53.1. 作者、著作権および関連する権利所有者の権利を行使し、その者の作品または関連する権利の不正使用を防止する目的で使用される技術的保護を、故意に侵害し、非アクティブ化し、破壊しまたは損傷することを禁じる。

53.2. 技術的保護を破壊し、非アクティブ化し、破壊しまたは損傷することを主な目的とする技術および機器の製造、輸入、宣伝、提供、リースおよび供給は禁止され、これらの行為は著作権または関連する権利の侵害とみなす。

53.3. この法律の第 53.1 条および第 53.2 条に定める規則は、モンゴルの共通の利益および安全の確保に関連する国の活動には適用されない。

第 54 条 権利管理情報

54.1. 著作権管理に関する情報は、作品、パフォーマンス、または録音のコピーに添付または含まれるコピーで、または電子環境への送信または透明な公開方法で、作成される。

54.2. この法律に定められた権利を侵害または侵害するために、作者または関連する権利所有者の同意なしに、意図的に情報を削除し、変更しまたは権利管理情報を追加することは禁止され、これらの行為は著作権または関連する権利の侵害とみなす。

54.3. 著作権管理に関する歪曲した情報を含む作品、公演、録音のコピーを配布、輸入、送信、または公に使用することを禁止する。これらの行為は、著作権または関連する権利の侵害とみなす。

54.4. この法律の第 54.1 条、第 54.2 条および第 54.3 条に定める規則は、モンゴルの共通の利益と安全の確保に関連する国の活動には適用されない。

第55条 著者および演者の人格権の保護

55.1. 著作物の不可侵性および著者または芸術家の人格権を侵害した場合、著者または演者が死亡した場合にはその相続人が、または相続人がいない場合には知的財産組織が、関連する手続に従って侵害された権利を回復する。権利侵害者に対し補償を求め、裁判所に不服申立する権利がある。

第56条 著作権および関連する権利の侵害とみなされる行為

56.1. 著作権および関連する権利は、以下の場合に侵害されたとみなす。

56.1.1. 著作物または関連する権利の対象物を、作者、著作権または関連する権利所有者の許可なしに、契約を締結せずに使用し、契約の条件に違反すること。

56.1.2. 著作権および関連する権利を侵害する製品を、営利目的で、製造、配布、および輸送すること。

56.1.3. この法律および契約で定められた支払義務を履行しないこと。

56.1.4. 作者または演者の人格権を侵害すること。

56.1.5. 権利者の許可なしにソーシャルネットワーク上に作品を配置し、インターネット/電子/リンクを作成し、開発すること。

56.1.6. 法律で定められているその他の行為。

第57条 著作権法違反者に対する責任

57.1. 著作権法に違反した者は、行政処罰法または刑法に定められた責任を負う。

57.2. 作品を使用する独占的権利の侵害によって引き起こされた物的損害および非物的損害の補償は、民法に従って解決される。

57.3. 侵害された著作権または関連する権利所有者が請求した場合、侵害した製品は損害賠償として譲渡され、請求がない場合、侵害した製品は破棄される。

57.4. この法律に違反して著作権で保護された作品および関連する権利を複製するために使用された道具および機器は没収され、国の収入に組み入れられる。

第58条 移行期間中の規制

58.1. 共同管理組織の場合、本法第49.4条に定める制限は、2024年1月1日まで適用されないものとする。

モンゴル特許法訳文

2021年5月6日

ウランバートルの政府庁舎

特許に関する法律⁴

/改訂版/

第1章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、発明、実用新案および意匠の取得に関して規制し、発明者および特許権者の権利を保護し、特許発明、実用新案および意匠の使用を規制し、産業の革新を支援することである。

第2条 特許法

2.1. 特許法は、モンゴル憲法、民法、知的財産法、この法律、およびこれらの法律に準拠して制定されたその他の立法行為で構成される。

2.2. モンゴルが批准する国際条約において、この法律の定め以外の規定をする場合、国際条約の規定が優先する。

第3条 法的用語の定義

3.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つものとする。

3.1.1. 「公式定期刊行物」とは、知的財産法第3.1.4条に規定されているものを意味する。

3.1.2. 「開始日」とは、知的財産を担当する国の行政機関が、この法律に定められた要件を満たす特許出願を受け取った日付を意味する。

3.1.3. 「実用新案」とは、工具、機器、および同様の製品の構成に関連する技術的解決策を意味する。

3.1.4. 「意匠」とは、製品の外観に関連する画像、デザイン、形状、色、質感、または装飾の芸術的な解決策を意味する。

3.1.5. 「意匠の国際分類」とは、意匠の国際分類の確立に関する1968年のロカルノ協定によって修正された意匠の国際分類を意味する。

3.1.6. 「ハーグ協定」とは、1999年に批准および修正された、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ法、およびその規則、規制、指示を意味する。

3.1.7. 「優先日」とは、パリ条約または世界貿易機関の加盟国の1つで、特許出願の提出日より前に提出された、1つ以上の特許出願の日付を意味する。

⁴ <https://old.legalinfo.mn/law/details/16929>

別冊4 法律の訳文

- 3.1.8. 「発明者」とは、発明、実用新案または意匠を発明した個人を意味する。
- 3.1.9. 「国際出願」とは、特許協力協定に基づいて提出された発明または実用新案の特許の国際出願、またはハーグ協定に基づいて提出された意匠の国際登録の出願を意味する。
- 3.1.10. 「パリ条約」とは、1883年3月20日に批准、修正、修正された工業所有権の保護に関するパリ条約を意味する。
- 3.1.11. 「特許」とは、特許権者が本法第46.2条に規定された排他的権利を一定期間享受する権利を意味し、その解決策を発明、実用新案または意匠として定義する。
- 3.1.12. 「特許出願」とは、この法律に従って市民または法人によって提出された一連の要求、出願、およびその他の関連文書を意味する。
- 3.1.13. 「国際特許分類」とは、1971年の国際特許分類に関するストラスブール協定によって承認および修正された国際特許分類を意味する。
- 3.1.14. 「特許協力協定」とは、1970年に承認され、修正された特許協力協定、およびそれに続く規則、規制、および指示を意味する。
- 3.1.15. 「特許権者」とは、法律で定められた手順に従って、特許によって保護された発明、実用新案または意匠を所有する独占的権利を取得した個人または法人を意味する。
- 3.1.16. 「専門家」とは、知的財産法第15条に規定されている者を意味する。
- 3.1.17. 「発明」とは、自然法則および特定された根拠に基づいて発明された、製品、製造方法、または操作に関連する技術的解決策を意味する。

第2章 発明および実用新案の保護

第4条 発明および実用新案の保護

4.1. 発明および実用新案は、この法律に従って、知的財産問題を担当する国の行政機関（以下「知的財産管理機関」という。）によって発行された特許によって保護されるものとする。

第5条 特許によって保護される発明の項目と基準

- 5.1. 発明または段階的発明を含み、産業に使用できる製品、方法または操作に関連する技術的解決策は、発明とみなされ、これは特許によって保護される。
- 5.2. 以前の技術水準に属さない技術的解決策は、新規なものとみなされる。次の条件を満たす場合、以前の技術レベルに含まれるものとする。
- 5.2.1. 発明の出願日または優先日の前に、口頭、書面、またはその他の形式でモンゴルまたは海外で一般に公開、使用、または開示された解決策または知識。
- 5.2.2. モンゴルで発明の出願日より前または優先日より前に、他の者によって宣言され、公式の定期刊行物に公開されまたは特許を付与された発明または実用新案。
- 5.3. 発明者または情報を直接的または間接的に入手した者が、出願者の同意なしに、出願日の12か月前までに発明に関連する情報を開示した場合、これは、新規性および出願者の基準を排除するものではない。ただし、出願者は、そのことを証明しなければならない。

別冊4 法律の訳文

5.4. 発明によって提案された解決策は、出願日またはそれ以前の技術レベルに対して明確な利点がある場合、発明とみなす。この法律の第 5.3 条は、発明の水準を決定する際の以前の技術水準とはみなされないものとする。

5.5. 発明は、任意の産業分野で生産または使用できる場合には、産業に適用可能であるとみなされるものとする。

第6条 発明とはみなされない場合

6.1. 以下は発明とはみなされないものとする。

6.1.1. 発見、科学理論および数学的方法。

6.1.2. コンピュータプログラム、アルゴリズムのみの場合。

6.1.3. 知的活動およびゲームのプレイのみを目的としたビジネスおよびビジネス活動、教育およびトレーニングの方法、スキーム、規則、および方法論。

6.1.4. 建物、構造物、土地の計画と編成。

6.1.5. 製品の外観と形状に関連する芸術的解決。

6.2. コンピュータプログラムまたはアルゴリズムが発明の不可欠な部分であるという事実は、それが特許によって保護されていないという条件であってはならない。

第7条 発明に特許を与えない場合

7.1. 発明の特許は、以下については付与されないものとする。

7.1.1. 発明の公開またはその経済活動への導入が、社会秩序、道徳、人間および動物の健康および環境に反する場合。

7.1.2. 微生物を除く植物、動物およびそれらの一部分ならびに植物、動物およびそれらの一部分を生成するための基本的な生物学的方法である場合。

7.1.3. 植物の品種および動物の品種。

7.1.4. 人体および動物の体に使用される治療、手術および診断方法。

7.1.5. ヒトおよび動物のクローンを取得する方法、細胞遺伝子の遺伝的性質を変更する方法および産業および商業目的でヒト胚を使用する方法。

7.2. この法律の第 7.1.2 条は、非生物学的および微生物学的方法および操作には適用されないものとする。

7.3. この法律の第 7.1.4 条は、人間、動物、および動物の使用に使用される治療計画、手術または製品、診断、装置、物質、組み合わせおよび成分には適用されないものとする。

第8条 実用新案特許により保護されている項目と基準

8.1. 産業に使用できる新しい技術的解決策は、実用新案とみなされ、特許によって保護されなければならない。

別冊 4 法律の訳文

8.2. 実用新案は、この法律の第 5.2 条で指定されているように新しいものであると理解されなければならない。

8.3. 実用新案は産業に使用することができるものであり、この法律の第 5.5 条に従って理解されなければならない。

第 9 条 実用新案とみなされない場合

9.1. この法律の第 6.1 条で規定された項目は、実用新案とはみなされないものとする。

9.2. この法律の第 6.2 条の規定は、実用新案にも同様に適用されるものとする。

第 10 条 実用新案特許を与えない場合

10.1. 実用新案特許は、以下の項目については付与されないものとする。

10.1.1. 方法と手順。

10.1.2. 物質、組成物および化合物。

10.1.3. この法律の第 7 条で規定する場合。

第 11 条 特許を取得する権利

11.1. 発明者または発明者から権利が譲渡された個人または法人は、特許を取得する権利を有するものとする。

11.2. 発明者の雇用主は、発明者の職場における発明または実用新案の特許を取得する権利を有するものとする。

11.3. 契約に別段の定めがない限り、調達主体または資金提供者は、契約に基づいて発明された発明または実用新案の特許を取得する権利を有するものとする。

11.4. 発明または実用新案が共同発明された場合、共同発明者は、共同で特許を取得する権利を享受するものとする。共同発明者には、発明または実用新案の発明において技術的、組織的または財政的支援を提供した者または特許出願または特許の取得を支援した者は含まれないものとする。

11.5. 同じ発明または実用新案が別々に発明された場合、特許を取得する権利は、最初に特許出願をした者によって行使される。

第 12 条 職場における発明と実用新案

12.1. 発明または実用新案は、以下の場合に職場での発明または実用新案とみなされる。

12.1.1. 雇用主と締結した雇用契約に基づく義務を履行する過程で発明されたもの。

12.1.2. 雇用主から与えられた公式の任務を遂行する過程で発明されたもの。

12.1.3. 雇用主の技術、設備、資産、情報および経験を使用して発明されたもの。

12.2. 発明または実用新案を発明した従業員は、直ちに書面で雇用主に通知するものとする。

12.3. 雇用主が、本法第 12.2 条に規定された通知の受領日から 3 か月以内に特許出願を拒否するかまたは特許出願をしなかった場合、発明者は特許を取得する権利を有するものとする。

別冊 4 法律の訳文

12.4. 雇用主が職場で発明された発明または実用新案の特許を取得しようとする場合、雇用主は、従業員と契約を結び、適切な報酬を支払うものとする。ただし、従業員と雇用契約を締結し、その中で発明または実用新案を設計する義務が従業員に割り当てられている場合を除く。

12.5. 雇用主が、職場で発明または実用新案の特許を取得した日から 6 か月以内または特許を取得した日から 1 年以内に、発明または実用新案を使用し始めた場合、雇用主は、この法律の第 12.4 条に規定した発明者との間で、契約を締結する。契約には、支払の条件、金額およびその支払方法を指定するものとする。報酬額は、発明または実用新案の経済的価値、その使用により得られる利益および当事者の貢献を考慮して決定されるものとする。

12.6. 本法第 12.4 条で規定された契約が締結されていない場合、従業員は、裁判所に対し、報酬額の決定を申請し、契約の締結を求めることができる。

12.7. 本条に規定されている場合を除き、発明者は、発明または実用新案の特許を取得する権利を有する。

第 13 条 政府の命令により発明され、国および地方府の予算により資金提供された発明および実用新案

13.1. 政府の命令により実施されまたは国および地方府の予算から資金提供された研究、実験または作業の結果として発明または実用新案が開発された場合、命令者・資金提供者に対し、直ちに書面で通知する。

13.2. 契約で別段の定めがない限り、命令者・資金提供者は、政府の命令により実施されまたは国及び地方府の予算から資金提供を受けた研究、実験、または作業の結果として開発された発明または実用新案の特許を取得する権利を享受する。

13.3. 契約により、発明者が、政府の命令により実施されまたは国および地方の予算によって資金提供された研究、実験または発明の過程で開発された発明または実用新案の特許を取得する権利を享受することが規定されている場合、特許を取得する権利は、発明者に譲渡される。

13.4. 調達主体は、政府の命令により実施され、国および地方の予算から資金提供された研究、実験および発明の結果として開発された発明および実用新案の特許を取得する権利を有するものとする。調達主体は、本法第 13.1 条の通知を受けた日から 6 か月以内に、知的財産管理機関に特許出願を提出し、この期間内に特許出願がない場合、発明者は特許を取得する権利を有するものとする。

第 14 条 発明者の氏名の記載

14.1. 発明者の名前は、発明者が知的財産管理機関に対し、書面で、自己の名前を記載することを拒否しない限り、発明、実用新案、特許出願または公式定期刊行物に記載されるものとする。

第 3 章 発明および実用新案の特許出願

第 15 条 発明または実用新案の特許出願

15.1. この法律の第 11.1 条に規定されている者は、発明または実用新案の特許出願を書面または電子形式で知的財産庁に提出しなければならない。

15.2. 出願者は、特許出願を、知的財産権の代理人に代理させて行うことができる。

別冊4 法律の訳文

15.3. モンゴルに永住または在住していない外国人、無国籍者または外国法人は、発明または実用新案の特許出願を、知的財産の代理人によって代理させて行う。

15.4. 発明ごとに1つの特許出願を提出し、同じ目的で統一された方法で使用される2つ以上の発明に対して1つの特許出願を提出することができる。

15.5. 実用新案ごとに1つの特許出願を提出し、同じ目的で統一された方法で使用される2つ以上の実用新案に対して1つの特許出願を提出することができる。

第16条 発明または実用新案の特許出願

16.1. 発明または実用新案の特許出願は、以下の内容で構成される。

16.1.1. 知的財産管理機関によって定められた書式に従って作成された出願書。

16.1.2. 定義。

16.1.3. 説明。

16.1.4. 必要に応じて、発明または実用新案の性質を説明する図面および図。

16.1.5. 要旨。

16.1.6. 手数料支払いの領収書。

16.1.7. 非発明者が特許出願を提出する場合、特許出願する権利の証明書。

16.1.8. 知的財産管理機関によって定められた書式に従って作成された発明者の保証。

16.1.9. 出願者が知的財産代理人、成年後見制度によって代理されていること。

16.1.10. 優先の主張の根拠。

16.2. この法律の16.1.1で規定されている内容には、次のものが含まれるものとする。

16.2.1. 特許の要求。

16.2.2. 発明または実用新案の名称。

16.2.3. 特許の国際分類。

16.2.4. 出願者が個人の場合、父姓、名前、永住権、市民権、署名。

16.2.5. 出願者が法人である場合、出願者の名称、設立形態、正式な住所、設立国の名前、事業を行っている国の名称、署名、法人の印、および権限のある職員の印。

16.2.6. 発明者の父姓、発明者の名前、永住権および市民権、住所。

16.2.7. 特許権者が個人の場合、その者の父姓、名前、永住権、市民権、署名。

16.2.8. 特許所有者が法人である場合、その所有者の名称、設立形態、正式な住所、設立国の名前、事業を行っている国の名称、署名、法人の印および権限を与えられた職員の印。

16.2.9. 出願者が知的財産受託者によって代表される場合、受託者の父姓、受託者の名前、ライセンス番号、住所および署名。

16.2.10. 優先の主張があった場合のその趣旨の陳述。

16.2.11. 添付文書のリスト、ページ数。

16.3. 発明または実用新案の特許の申請は、モンゴル語で提出されるものとする。

別冊4 法律の訳文

16.4. 発明または実用新案が本法第 16.1.2 条、第 16.1.3 条および第 16.1.5 条に従って別の言語で提出された場合、特許出願日から 2 か月以内にモンゴル語に翻訳するものとする。

16.5. 出願者は、本法第 16.4 条に定める期間の延長を請求することができ、その場合は、手数料を支払うものとする。

16.6. 出願者が、本法第 16.4 条および第 16.5 条に規定された期間内に、本法第 16.1.2 条、第 16.1.3 条および第 16.1.5 条の規定をモンゴル語に翻訳しなかった場合、出願者の特許出願および実用新案出願は却下されるものとする。そのことは、書面または電子形式で通知されるものとする。

16.7. 出願者は、発明または実用新案の特許出願時、または特許出願日から 2 か月以内に、本法第 16.1.7 条、第 16.1.8 条および第 16.1.9 条に規定された書類を提出しなければならない。

16.8. 出願者は、本法第 16.7 条に定める期間の延長を、最長 1 か月までの期間で申請することができ、その場合、手数料を支払うものとする。

16.9. 発明および実用新案の特許出願の要件および特許出願の登録およびそれらの修正に関連する手続は、知的財産管理機関によって定められるものとする。

第 17 条 発明と実用新案の定義

17.1. 発明または実用新案の説明には、従前の技術レベルとは大幅に異なる解決策の特性を反映する情報が含まれ、関連分野の専門家が実装できる方法で完全かつ明確に解説されていなければならない。発明または実用新案には、以下が含まれるものとする。

17.1.1. 解決策の名称。

17.1.2. 解決策が属し、用いられる分野。

17.1.3. 提案された解決策と同様の解決策の性質。

17.1.4. 同様の解決策がないこと。

17.1.5. 提案された解決策の目的。

17.1.6. 提案された解決策の性質。

17.1.7. 解決策の現実的な実装方法。

17.1.8. 必要に応じて、解決策の性質を説明する図面。

17.2. 発明または実用新案の名称は、関連する国際特許分類に従って簡潔かつ明確でなければならないが、抽象的または象徴的であってはならない。

17.3. モンゴルの生物学的または遺伝的資源および関連する伝統的知識が、発明の開発に直接的または間接的に使用された場合またはそれらが発明に使用された場合、それらの起源は、発明の解説に明記されなければならない。

17.4. 発明の解説に明記される、発明の開発に使用されまたは発明に使用されるモンゴルの生物学的知識または遺伝資源あるいはそれらに関連する伝統的知識は、虚偽の情報であってはならない。

第 18 条 発明と実用新案の条件

別冊 4 法律の訳文

18.1. 発明または実用新案には、主要な定義に応じた、1つまたは複数の主要な用語と1つまたは複数の補助的な用語を用いることができる。

18.2. 発明または実用新案の定義は、以下の要件を満たさなければならない。

18.2.1. 明確かつ簡潔に、発明および実用新案の特徴と権利の保護の範囲を定義すること。

18.2.2. 用語に記載されている特性は、定義において完全に反映されていること。

第 19 条 簡易な説明

19.1. 簡易な説明は、発明または実用新案に関する技術情報を提供することを目的とする。

19.2. 実用新案の簡単な説明には、実用新案の主な特徴を示す図面を添付しなければならない。

19.3. 必要に応じて、その発明の簡易な説明には、その主な特徴を示す写真を添付することができる。

第 20 条 図面と図

20.1. 発明の性質を完全に説明する必要がある場合、発明の図面または技術スキームを添付する。

20.2. 実用新案においては、その性質を完全に説明するために必要な数の図面を添付しなければならない。

第 21 条 優先権の主張と優先権の承認

21.1. 出願者は、パリ条約の優先権の申請の基礎となる世界貿易機関の加盟国においてなされた発明または実用新案の1つまたは複数の特許出願に基づいて、パリ条約の第4条に従って特許出願を申請することができる。

21.2. この法律の第21.1条で定められている優先権は、12か月の期間を持ち、この期間はパリ条約に従って計算される。

21.3. 出願者は、出願日から、またはモンゴルでの国際出願の受領日から2か月以内に、優先権を請求することができる。その場合、出願者は手数料を支払う。

21.4. 優先権の基礎となる特許出願は、本法第21.1条に規定された国のいずれかで発行されたまたは特許協力協定に従って発行された発明または実用新案の特許の国際出願であるものとする。

21.5. 出願者が特許出願において優先権を申請した場合、出願者は、特許出願を受けた組織によって付与された優先権の証拠を添付しなければならない。

21.6. 出願者が、パリ条約または世界貿易機関の加入国領域で開催される公式または正式に承認された国際展示会で発明または実用新案を展示する場合、出願者は、発表日から12か月以内の期間、優先権を主張することができる。

21.7. 優先日の証拠は、特許出願に添付されなければならないが、添付されていない場合は、特許出願の日付から2か月以内に提出することができる。正当な理由がある場合、出願者はこの期間を最大3か月の延長を要求することができる。その場合、手数料を支払う。

21.8. 本法第21.7条で定められた期間内に優先日の証拠を提出しなかった場合、優先権の要求とみなされる。

第 22 条 発明または実用新案の出願日の決定および出願書の審査

- 22.1. 知的財産管理機関は、発明または実用新案の特許出願を受領した日から 3 営業日以内に、出願者または知的財産代表者（以下「出願者」という。）に出願の受付を通知する。
- 22.2. 知的財産管理機関は、発明または実用新案の特許出願が、特許出願の受領日から 10 営業日以内に、この法律の第 16 条および第 21 条に定められた要件を満たしているかどうかを確認する。
- 22.3. 知的財産管理機関は、発明または実用新案の特許出願が完了したと判断した場合、特許出願の受領日に出席日を設定し、出願者に出願の登録を通知しなければならない。
- 22.4. 知的財産管理機関は、発明または実用新案の特許出願の要件が満たされていないものとみなす場合、その補正を書面または電子形式で出願者に通知し、出願者はその日から 2 か月以内に適切な出願書類の補正を行う。
- 22.5. 出願者は、本法第 22.4 条に定められた期間を、最長 3 か月延長請求することができ、その場合は手数料を支払う。
- 22.6. 本法第 22.4 条及び第 22.5 条に定める期間内に出席者が補正を行わなかった場合、知的財産管理機関は、出願者が特許出願を拒絶したとみなし、出願者に特許出願の取消しを通知しなければならない。
- 22.7. 出願者が本法第 22.5 条および第 22.6 条に定められた期間内に補正を提出したが、それが申請の要件を満たさない場合、知的財産管理機関は、申請を提出するための要件を補正の受領日から 15 営業日以内に出席者に通知するものとする。この場合、手数料を支払う。
- 22.8. 特許出願がこの法律の第 6、7、9、10、17、18、19 および 20 条に定められた要件を満たしているかどうかを判断するために、知的財産管理機関は、この法律の第 22.2 条に定められた要件を満たした日から 4 か月以内に発明の出願を審査する。実用新案出願の審査は、この法律の第 22.2 条に定められた要件を満たした日から 2 か月以内に行われるものとする。
- 22.9. 出願された発明または実用新案が、本法第 6 条、第 7 条、第 9 条、および第 10 条に定められた基準を満たさない場合、知的財産管理機関は、特許出願を拒否し、出願者に通知する。
- 22.10. 知的財産管理機関は、発明、実用新案の説明、文言、簡単な説明、図面および図が本法第 17、18、19 および 20 条に定められた要件を満たさないと判断した場合、特許出願の補正を、出願者に通知する。
- 22.11. 出願者が、本法第 22.10 条に定められた通知の受領日から 2 か月以内に補正を提出しなかった場合、出願者は、特許出願を取り下げたものとみなされ、そのことを、出願者に通知する。
- 22.12. 出願者は、本法第 22.11 条に定められた期間の延長を、発明については最長 3 か月、実用新案については最長 1 か月まで申請することができ、その場合、手数料を支払う。
- 22.13. 本法第 22.11 条および第 22.12 条に定められた期間内に提出された補正が、本法第 17 条、第 18 条、第 19 条および第 20 条に定められた要件を満たさない場合、知的財産管理機関は、出願者に通知し、出願者は適切な補正をして 15 日以内に提出する。この場合、手数料を支払う。
- 22.14. 本法第 22.13 条に定める期間内に補正が行われなかった場合、出願者は特許出願を取り下げたものとみなし、出願者に通知する。
- 22.15. 特許出願が、本法第 17 条、第 18 条、第 19 条および第 20 条に規定された要件を完全に満たしているものとみなされる場合、特許出願の審査の結論が出され、出願者に通知される。

別冊 4 法律の訳文

22.16. 知的財産管理機関は、本法第 22.1 条、第 22.3 条、第 22.4 条、第 22.6 条、第 22.7 条、第 22.9 条、第 22.10 条、第 22.11 条、第 22.13 条、第 22.14 条、第 22.15 条に定められた通知を、書面または電子形式で出願者に送付する。

第 23 条 発明および実用新案の特許出願の分離、統合、修正、譲渡および拒絶

23.1. 出願者は、出願後いつでも、元の出願の内容および文言に以下の変更を加えることができます。その場合、出願者は手数料を支払う。

23.1.1. 特許出願を 2 つ以上の特許出願に分割する要求を提出すること。

23.1.2. 複数出願された発明のうちいくつかの特許出願を統合すること。

23.1.3. 複数出願された実用新案のうちいくつかの特許出願を統合すること。

23.1.4. 特許出願を補正すること。

23.1.5. 本法第 8 条、第 9 条、第 10 条に定める要件を満たす発明の出願を、実用新案の特許出願に移管すること。

23.1.6. 本法第 5 条、第 6 条および第 7 条に定められた要件を満たす実用新案の特許出願を、発明の特許出願に移管すること。

23.2. 個別の特許出願においては、それぞれの特許出願について出願日を確保する権利を有し、個別の特許出願ごとに手数料が請求される。

23.3. 出願者は、実体審査手続中であっても、出願日以降であれば、特許出願を取り下げることができる。

23.4. この法律の第 23.3 条に従って取下げられた特許出願が公表されない場合、その特許出願は、新規性・進歩性があるものとみなされないものとし、その発明または実用新案の特許出願は、再提出することができる。

23.5. 本法第 23.1 条で定められた変更により、元の出願の内容が変更された場合、新しい申請を提出する。

第 24 条 発明および実用新案に関する特許の検索および開示

24.1. 知的財産管理機関は、発明または実用新案の以前の技術レベルを決定するために、調査を実施し、調査報告書を発行する。

24.2. 発明の調査報告書は、9 か月以内に作成され、実用新案調査報告書は、本法第 22.15 条に規定された出願審査の終了日から 1 か月以内に出願者に交付されなければならない。

24.3. 出願者は、調査報告書の受領日から 3 か月以内に、定義の範囲内で発明または実用新案の特許出願を補正することができる。

24.4. 出願者は、本法第 24.3 条に定める期間を最長 3 か月まで延長することを請求でき、その場合、手数料を支払う。

24.5. 調査報告は、発明または実用新案の特許出願を拒絶する、または特許の付与を拒絶する根拠とならない。

24.6. 知的財産管理機関は、発明調査報告書を出願者に交付した日から 30 日以内に、発明の文献、定義、用語、簡易な説明、写真および図を、公式の調査報告書とともに定期刊行物において公開する。

別冊4 法律の訳文

24.7. 知的財産管理機関は、本法第 24.6 条に従って公開する前に、特許出願について第三者に通知してはならず、特許出願の内容を秘密に保つ。

24.8. 公式の定期刊行物に掲載された発明は、特許が付与されるまでの間、一時的な保護の対象となるものとし、その間、出願者の同意なくいかなる形式においても発明を使用することは禁じられる。

第 25 条 発明の特許出願の審査およびその公開

25.1. 知的財産管理機関は、出願者の要求に基づいて、発明の特許出願の性質を調査する。

25.2. 出願者は、出願日から 15 か月以内に、知的財産管理機関に対し、実体審査請求を提出し、手数料を支払う。

25.3. 知的財産管理機関は、本法第 25.2 条に規定する請求を受けた場合、本法第 24.6 条に従い、公式定期刊行物に掲載された日から 12 か月以内に、発明の特許出願の性質を審査しなければならない。

25.4. 提案された発明の解決策が本法の第 5 条、第 6 条、および第 7 条に指定された基準を満たしているかどうかを判断するために、知的財産管理機関は、詳細な調査を実施し、専門家の報告書と共に報告書を出願者に交付する。

25.5. 提案された発明の解決策が本法第 5 条、第 6 条および第 7 条に定められた基準を満たす場合、知的財産管理機関は、提出日から 30 日以内に、発明の文献、簡単な説明、定義、および用語を提出する。これらは、実体審査報告書の専門家の意見とともに、公式定期刊行物に掲載される。

25.6. 性質の検討中に、専門家が、この法律の第 17、18、19、20、および 23 条に定められた要件に従って特許出願を補正しその他の適切な補正を行う必要があると判断した場合、出願者に通知する。

25.7. 通常審査中に国際予備審査機関の結論を受け入れられることができる。

25.8. 提案された発明が本法第 5 条、第 6 条および第 7 条に定められた要件を満たさない場合、特許の付与は拒否され、審査の性質に関する報告が出願者に提出される。

25.9. 出願者は、本法第 25.8 条に定められた報告に同意しない場合、その受領日から 1 か月以内に知的財産管理機関に対して合理的な回答を提出する。

25.10. 出願者は、本法第 25.9 条に定める期間を、最長 3 か月間延長するよう求めることができ、その場合、手数料を支払う。

25.11. 知的財産管理機関は、本法第 25.9 条に定める回答請求を受理してから 1 か月以内に、発明の特許出願を審査し、適切な補正が必要であると認める場合は、出願者に通知しなければならない。

25.12. 出願者は、本法第 25.6 条および第 25.11 条に定められた通知の受領日から 1 か月以内に、適切な補正を提出する。出願者は、この期間を最大 3 か月間延長することを請求することができる。

25.13. 本法第 25.12 条で定められた期間内に関連する補正が行われなかった場合、知的財産管理機関は、最終意見を発行し、関連する決定とともに出願者に通知する。

25.14. 知的財産管理機関は、発明および実用新案の特許出願の実体審査の手続を定める。

第 26 条 実用新案特許出願の実体審査および公開

別冊 4 法律の訳文

- 26.1. 知的財産管理機関は、調査報告書の最終発行日から 3 か月以内に、実用新案特許出願の実体審査を実施する。
- 26.2. 提案された実用新案案が、本法第 8 条、第 9 条、第 10 条に規定された基準を満たしているかどうかを判断するために、知的財産管理機関は、実体審査を実施し、専門家の報告書と共に報告書を出願者に交付する。
- 26.3. 提案された実用新案が、本法第 8 条、第 9 条および第 10 条に指定された基準を満たしている場合、知的財産管理機関は、出願者に提出日から 30 日以内に、実用新案の参考文献、簡易な説明、定義および用語、実体審査報告書とともに、公式定期刊行物に掲載される。
- 26.4. 専門家が、通常審査中に特許出願に適切な補正を加える必要があると判断した場合、補正通知は出願者に送付される。
- 26.5. 出願者は、本法第 26.4 条に定められた通知を受け取ってから、1 か月以内に申請に適切な補正を提出する。
- 26.6. 本法第 26.5 条に定められたことに関連する補正を受け取ってから 1 か月以内に、実用新案出願の特許を付与するかどうかについて専門家は意見を提出し、それを出願者に通知しなければならない。
- 26.7. 本法第 26.5 条で定められた期間内に応答がない場合、実用新案出願の特許を付与するかどうかについて専門家の結論書を出し、決定とともに出願者にそれを提出する。

第 4 章 製品意匠の保護

第 27 条 製品の意匠保護

27.1. 知的財産管理機関は、この法律に従い付与する特許で、製品意匠を保護する。

第 28 条 製品意匠特許により保護されている品目および基準

- 28.1. 製品意匠に新しい機能または独自の機能が含まれている場合、それは特許によって保護されるものとする。
- 28.2. 製品意匠は、出願日または優先日より前にモンゴルまたは海外で公開されていない場合、新規性があるものとみなす。
- 28.3. 製品意匠の外部の美的特徴に知的創造性が含まれている場合、それは独自性があるものとみなす。
- 28.4. 発明者または出願者自身、または情報を直接または間接的に入手した者が、出願者の同意なしに製品意匠または関連情報を公開した場合、出願者は、その日から 6 か月以内に製品意匠の特許出願を提出しなければならない。知的財産管理機関に出願された場合、いわゆる新規性基準を排除するものではないが、出願者はそれを証明する義務がある。

第 29 条 製品意匠に含まれない品目

29.1. モンゴル国の国章、国旗、国の機関の旗、印章、賞、勲章、メダル、外国の国章、国旗、紋章、モンゴルの国家組織の公式紋章、特別なマークや証明書、管理マークと銀行券またはそれらと同様のデザインは、製品意匠に含まれない。

第30条 製品意匠特許が付与されない場合

- 30.1. 製品意匠特許は、以下の項目については付与されない。
 - 30.1.1. 製品意匠が、製品の技術的および主な目的に関連している場合。
 - 30.1.2. 製品デザインが登録商標で構成されている場合。
 - 30.1.3. 製品デザインが著作権を侵害している場合。
 - 30.1.4. それらが社会秩序および道徳に反する場合。

第31条 製品意匠の特許を取得する権利と発明者の氏名

- 31.1 製品の設計者または製品の権利を譲渡した個人または法人は、製品意匠の特許を取得する権利を有する。
- 31.2. 本法第11条、第12条および第13条は、製品意匠特許の取得にも適用される。

第32条 製品意匠の特許出願

- 32.1. 本法第31.1条に定められていた者は、製品意匠の特許出願を書面または電子形式で知的財産管理機関に提出する。
- 32.2. 出願者は、製品意匠の特許出願を、知的財産権の代理人に代理させて行うことができる。
- 32.3. モンゴルに永住または在住していない外国人、無国籍者または外国法人は、製品意匠の特許出願を、知的財産の代理人によって代理させて行う。

第33条 製品意匠の特許出願

- 33.1. 製品意匠の特許出願は、以下で構成されなければならない。
 - 33.1.1. 知的財産管理機関によって定められた書式に従って作成された申請書。
 - 33.1.2. 製品意匠の図。
 - 33.1.3. 製品意匠の説明。
 - 33.1.4. 知的財産管理機関によって定められた書式に従って作成された発明者の保証。
 - 33.1.5. 発明者以外の者が特許出願をした場合、特許を取得する権利の証明書。
 - 33.1.6. 出願者が知的財産代理人、成年後見制度によって代理されていること。
 - 33.1.7. 優先権の主張の証拠。
 - 33.1.8. 手数料料金支払の領収書。
 - 33.1.9. 添付文書のリストとページ数。
- 33.2. 本法第33.1.1条で定められた出願には、以下が含まれる。
 - 33.2.1. 製品意匠特許の出願書。
 - 33.2.2. 製品意匠の一般名称。
 - 33.2.3. 製品意匠の国際分類。
 - 33.2.4. 製品意匠の数。

別冊 4 法律の訳文

- 33.2.5. 出願者が個人の場合、出願者の父姓、出願者の名前、住所、国籍、居住国の名称、署名。
- 33.2.6. 出願者が法人である場合、出願者の名前、フォーム、正式な住所、法人設立国の名称、事業を行っている国の名称、署名、スタンプ、および権限のある職員の印鑑。
- 33.2.7. 発明者の父姓、発明者の名前、住所、国籍、および居住国の名称。
- 33.2.8. 出願者が知的財産の正式な代理人によって代理される場合、正式な代表者の名前、代理人の名前、ライセンス番号、住所および署名。
- 33.2.9. 優先権を主張した場合のその趣旨の陳述。
- 33.3. 製品意匠の特許出願は、モンゴル語で提出するものとする。
- 33.4. 出願者は、本法第 33.1.4 条、第 33.1.5 条、第 33.1.6 条に定める書類を、製品意匠の特許出願時または特許出願日から 2 か月以内に提出しなければならない。
- 33.5. 出願者は、本法第 33.4 条に定める期間を、最長 1 か月まで延長することを求めることができ、その場合、手数料を支払う。
- 33.6. 本法第 33.1.4 条、第 33.1.5 条および第 33.1.6 条に定められた発明者の保証、証拠および成年後見制度に関する資料が、本法第 33.4 条および第 33.5 条に定められた期間内に知的財産管理機関に提出されなかった場合、特許出願は却下されたものとみなし、出願者に書面または電子的な方法で通知する。
- 33.7. 製品の意匠名は、国際的な意匠分類に従って簡潔かつ明確でなければならず、抽象的または象徴的であってはならない。
- 33.8. 製品意匠の説明には、製品意匠の外形、デザイン、形状、色、質感および新規性・創作非容易性を記載する。
- 33.9. 製品図面には、製品の新しく独自の意匠機能を完全に反映する。
- 33.10. 同じ国際意匠分類に属する最大 50 の製品意匠は、1 つの特許出願で出願することができる。
- 33.11. 製品意匠の特許出願の要件、特許出願の登録関連手続、国への登録およびそれらの補正手続は、知的財産管理機関によって定められる。

第 34 条 製品意匠の優先権

- 34.1. 出願者は、パリ条約の優先権の申請の基礎となる世界貿易機関の加盟国においてなされた、以前になした 1 つまたは複数の以上の特許出願に基づいて、パリ条約の第 4 条に従って特許出願を申請することができる。
- 34.2. この法律の第 34.1 条で定められている優先権は、6 か月の期間を持ち、この期間はパリ条約の第 4 条に従って計算される。
- 34.3. 出願者が、パリ条約または世界貿易機関の加盟国の領土で開催される公式または正式に認められた国際展示会に製品デザインを展示した場合、出願者は、発表の日付に優先権を取得する。
- 34.4. 出願者が本法第 34.1 条および第 34.3 条に規定する権利を主張する場合、その旨の証拠を特許出願に添付しなければならない。
- 34.5. 本法第 21.7 条および第 21.8 条は、本条にも適用されるものとします。

第 35 条 製品意匠の特許出願の受付および出願日

- 35.1. 知的財産管理機関は、製品意匠の特許出願の受付日から 3 営業日以内に、出願者または権限のある代理人に対し、特許出願の受付を通知する。
- 35.2. 知的財産管理機関は、製品意匠の特許出願が受け付けられた場合、特許出願の受領日から 10 営業日以内に、本法第 33 条および第 34 条に定められた要件を満たしているかどうかを確認する。
- 35.3. 知的財産管理機関は、製品意匠の特許出願が、本法第 33 条および第 34 条に定められた要件を満たしていると判断した場合、特許出願の受付日に特許出願日を設定する。特許出願の登録は出願者に通知する。
- 35.4. 知的財産管理機関は、製品意匠の特許出願が、本法第 33 条および第 34 条に定められた要件を満たさないと判断した場合、1 か月以内に適切な補正を行うよう出願者に通知する。
- 35.5. 出願者は、本法第 35.4 条に定められた期間の最長 1 か月間延長を求めることができ、その場合手数料を支払う。
- 35.6. 本法第 35.4 条及び第 35.5 条に定められた期間内に、出願者が補正を行わなかった場合、知的財産管理機関は、出願者が特許出願を拒絶したとみなし、特許出願の終了を通知する。
- 35.7. 知的財産管理機関は、本法第 35.1 条、第 35.3 条、第 35.4 条および第 35.6 条に定められている通知を、書面または電子形式で出願者に送付する。

第 36 条 製品意匠の特許出願の分離、統合、補正および拒絶

- 36.1. 出願日以降通常審査中、製品意匠の出願者は、手数料を支払うことにより、いつでも次の要求を行う権利を有する。
- 36.1.1. 製品意匠の特許出願を 2 つ以上の製品意匠の特許出願に分割する要求を提出すること。
- 36.1.2. 共有されているまたは同じ製品意匠分類に属する製品意匠の複数の特許出願を統合すること。
- 36.1.3. 特許出願の内容に変更を加えること。
- 36.2. 本法第 36.1.1 条に従って分離された各特許出願については、主要な特許出願の出願日及び優先日と同じ取扱いを受ける権利を有するものとする。分離された特許出願ごとに手数料を支払う。
- 36.3. 出願者は、出願日以降通常審査中、いつでも特許出願を取り下げる権利を有する。

第 37 条 製品の意匠および公開のための特許出願の性質の審査

- 37.1. 知的財産管理機関は、出願日から 9 か月以内に、意匠特許出願の実体審査を行い、意匠特許出願が本法第 28 条、第 29 条および第 30 条で定められている基準に沿っているか否かについて、専門家の意見とともに報告書を出願者に交付する。
- 37.2. 製品意匠の特許出願が本法第 28 条、第 29 条、第 30 条に定められた基準を満たしている場合、知的財産管理機関は、製品意匠の内容、説明および図面を、専門家の意見とともに報告書を交付した日から 30 日以内に、公式の定期刊行物に公開する。
- 37.3. 製品意匠の特許出願が、本法第 28 条、第 29 条、第 30 条に定められた基準を満たさない場合、知的財産管理機関は、これに基づいて結論を出し、特許の付与を拒否する予備決定を下し、これを出願者に通知する。

37.4. 出願者は、本法第 37.3 条の決定に同意しない場合、決定の受領後 1 か月以内に、知的財産管理機関に対し、合理的な反論を提出しなければならない。

37.5. 知的財産管理機関は、本法第 37.4 条に定められた反論を受け取ってから 1 か月以内に、製品意匠の特許を付与するかどうかの最終決定を下し、その決定を出願者に通知する。

37.6. 出願者が本法第 37.4 条に定める反論を期限内に提出しなかった場合、知的財産管理機関は、製品意匠に関する特許の付与を拒否する最終決定を下し、出願者に通知する。

37.7. 知的財産管理機関は、製品意匠の特許出願の実体審査の手続を定める。

37.8. 公式定期刊行物に掲載された製品意匠は、特許が付与されるまでの期間一時的に保護される。特許が付与されるまでの期間中、出願者の同意なしに製品意匠をいかなる形式であっても使用することはできない。

第 5 章 特許、特許期間、特許料の付与

第 38 条 利害関係者の異議

38.1. 利害関係者は、本法第 25.5 条および第 37.2 条に従い、発明または製品意匠の公表日から 3 か月以内に、以下の理由で知的財産管理機関に異議を申し立てることができる。

38.1.1. 発明が、本法第 5 条、第 6 条および第 7 条に定められている要件を満たしていないとき。

38.1.2. 製品意匠が、本法第 28 条、第 29 条および第 30 条で定められている要件を満たしていないとき。

38.2. 本法第 38.1 条に定められた期間内に異議が提出された場合、知的財産管理機関は、異議の受付日から 1 か月以内に、当初審査した者以外の 3 人の専門家と本案を再検討するものとする。専門家は、結論を出し、それを利害関係者と出願者に通知する。

38.3. 利害関係者または出願者が、本法第 38.2 条に定められた結論に同意しない場合、その者は、決定を受け取った日から 30 日以内に、紛争解決評議会に不服申立てする権利を有する。

38.4. 利害関係者が第 38.3 条に定められた期間内に、紛争解決評議会に不服を申し立てた場合、知的財産管理機関は、不服申立てが解決されるまでの間、特許を付与に関する決定を延長する。

第 39 条 発明、実用新案および製品意匠に関する特許の発行

39.1. 利害関係者が、本法第 25.5 条および第 37.2 条に従い、発明または製品意匠の公開日から 3 か月以内に異議を唱えない場合、知的財産管理機関は発明または製品意匠の特許を発行する。

39.2. 実用新案特許は、実用新案が本法第 8 条、第 9 条および第 10 条に定められた要件を満たしているという性質評価の結論に基づいて付与される。

39.3. 知的財産管理機関は、書面または電子形式で発明、実用新案または製品意匠の特許を付与することができる。

39.4. 知的財産を担当する大臣は、特許の方式を定める。

第 40 条 発明、実用新案および製品意匠に関する特許の有効性

40.1. 特許は以下の期間有効となる。

別冊 4 法律の訳文

40.1.1. 発明の特許は、出願日から 20 年。

40.1.2. 実用新案特許は、出願日から 10 年。

40.1.3. 製品意匠の特許は、出願日から 15 年。

第 41 条 発明または製品意匠の特許手数料

41.1. 発明または製品意匠の特許の有効期間の手数料は、印紙税法に従って支払われる。

41.2. 特許の最初の 5 年間の手数料は、特許の付与日から 6 か月以内に支払われ、その後の特許の有効期間の手数料は、特許の満了前に支払われる。

41.3. 特許の有効期間の手数料が本法第 41.2 条に定められた期間内に支払われず、本法第 41.4 条の請求が行われなかった場合、特許権者は、特許権を放棄したものとみなす。

41.4. 本法第 41.3 条に定める猶予期間が満了した場合、特許権者の請求により、特許有効期間中の手数料の支払期限を 12 か月まで延長することができる。この場合、適切な手数料を支払う。

41.5. 特許を使用する権利を持たない者が、本法第 41.3 条に定める期間内に特許を使用した場合、特許権者の権利を侵害したものとみなす。特許を使用する権利を持たない者が、本法第 41.4 条により、特許の有効期間を回復し適切な料金を支払った後に特許を使用し始めた場合、それは公正に使用されたとみなし、特許侵害とはみなさない。

41.6. 特許権者が、特許の所有または特許手数料の支払を拒否した場合、特許権者は、本法第 41.4 条に定められている特許の有効期間中の手数料の返還を求める権利を有しない。

41.7. 本法第 41.4 条に定める期間内に特許手数料が支払われなかった場合、特許権者は特許権を放棄したものとみなし、特許を取り消し、定期刊行物に掲載する。

第 6 章 国際宣言

第 42 条 特許協力協定に基づく受理機関は知的財産管理機関とすること

42.1. モンゴル国民、外国人またはモンゴルに永住する無国籍者が、特許協力協定に従って国際特許出願を行う場合、受理機関は知的財産管理機関とする。

42.2. 知的財産管理機関の国際特許出願は、特許協力協定で定められた言語で提出され、国際特許出願の手数料は、世界知的所有権機関の国際事務局に支払われる。

第 43 条 特許協力協定に基づいて指定された組織は知的財産管理機関とすること

43.1. モンゴル国で特許を取得する目的で、発明または実用新案の国際特許出願においてモンゴル国が定められている場合、知的財産管理機関が指定された組織となる。

43.2. 本法第 43.1 条に定められている国際特許出願は、この法律に従って提出された特許出願とみなされ、出願日は、特許協力協定によって定められた国際出願日によって決定される。

43.3. 本法第 43.2 条で定められた出願日は、以前の技術レベルを決定し、特許の有効期間を計算する目的でのみ使用される。

第 44 条 国内での国際特許出願の宣言、受領および解決

- 44.1. 出願者がモンゴルで出願する場合、国際特許出願は、優先日から 31 か月以内に、知的財産管理機関に提出されるものとする。
- 44.2. 本法第 44.1 条に定められた期間内に国際特許出願が知的財産管理機関に提出されなかった場合、国際特許出願は、国内で提出されなかったものとみなす。
- 44.3. 出願者が正当な理由により本法第 44.1 条に定められた期間内に国際特許出願を提出しなかった場合、出願者は、知的財産管理機関に対し、国内での出願権の回復請求ができる。
- 44.4. 国際特許出願の優先権が主張され、国際特許出願の初日が優先権の満了日から 2 か月以内である場合、出願者は、請求により、優先権を回復することができる。
- 44.5. 知的財産管理機関は、本法第 16.9 条に定める手続に従い、本法第 44.3 条および第 44.4 条に定める請求を解決する。
- 44.6. 本法第 15、16、17、18、19、20 および 21 条は、国内で国際特許出願を行うときに適用される。
- 44.7. 国際特許出願を受理して処理するにあたり、知的財産管理機関は、特許協力協定と、本法第 16.9 条に定められている規則、規定、命令および手続を遵守する。

第 45 条 ハーグ協定に従って宣言された製品意匠の国際登録の申請

- 45.1. モンゴルの指定製品の国際登録の申請は、この法律に従ってなされた製品意匠の申請とみなされ、出願日は、世界知的所有権機関の国際事務局に対する申請日とする。
- 45.2. 知的財産管理機関は、モンゴルの指定製品の意匠の国際登録の申請が、本法第 28 条、第 29 条および第 30 条に定められた要件を満たしているかどうかを判断するために、通常審査を実施する。
- 45.3. 本法第 28 条、第 29 条、第 30 条に定める要件が満たされていないと認められる場合、知的所有権機関は、世界知的所有権機関の国際事務局に対し、製品意匠登録の拒否を通知する。
- 45.4. 知的財産管理機関は、製品意匠の国際登録の申請を受理および処理する際に、ハーグ協定、本法および本法第 37.7 条に定められた規則、規定、命令および手続を遵守する。

第 7 章 特許権および特許所有者の権利の保護

第 46 条 発明者および特許権者の権利

- 46.1. 発明者は以下の権利を有する。
- 46.1.1. 特許出願を行い、特許を所有すること。
- 46.1.2. 特許出願を提出する権利または相続する権利を他人に譲渡すること。
- 46.1.3. 特許によって保護されている発明、実用新案または製品意匠の使用に対する対価を受け取ること。
- 46.2. 特許権者は以下の権利を有する。
- 46.2.1. ライセンス契約に基づいて特許によって保護されている発明、実用新案および製品意匠を他者が使用できるようにすること。
- 46.2.2. 特許権を相続し譲渡すること。

別冊 4 法律の訳文

46.2.3. 特許によって保護されている発明、実用新案、製品意匠を、他人が許可なく使用することから保護されること。

46.2.4. 侵害された権利を保護するために裁判所に訴えを提起すること。

46.3. 契約に別段の定めがない限り、共同発明者は、発明、実用新案または製品意匠に関して同等の権利と義務を有し、共同で特許出願、特許取得、使用、販売、譲渡およびその発明を評価される。

第 47 条 特許を付与する権利

47.1. 特許権の保護の範囲は、発明および実用新案の内容および製品意匠の仕様に従って決定される。

47.2. モンゴルの領土内で、特許権者の許可なしに、特許によって保護されている発明、実用新案または製品意匠を、他人が使用することを禁じる。

47.3. 以下の行為は、特許で保護された発明、実用新案または製品意匠の使用とみなす。

47.3.1. 特許で保護された製品、または一定の目的のために特許で保護された方法で製造された製品を、製造、供給、輸入、販売、提案、販売、使用または保管すること。

47.3.2. 特許によって保護されている方法を使用すること。

第 48 条 特許侵害とみなされない訴訟

48.1. 以下の方法で特許によって保護されている発明、実用新案または製品意匠を使用することは、特許所有者の排他的権利の侵害とはみなされない。

48.1.1. 特許権者またはその同意を得た他の者が、モンゴル国市場に製品を供給して以降に当該製品及び商品を提供、販売、または使用する場合。

48.1.2. 研究、トレーニング、実験作業に使用する場合。

48.1.3. 一時的にモンゴルの領土に入るにすぎない海外の機械である場合。

48.1.4. 営利を目的とせず個人的な使用に使用する場合。

48.1.5. 出願日以前に、モンゴルで公正に使用されているまたは使用の準備が整っていた場合。

48.2. 本法第 48.1.5 条に定められた者は、特許発明、実用新案または製品意匠を生産のために使用する権利を有するが、発明、実用新案または製品意匠を第三者に譲渡する権利を有しない。

第 49 条 特許の取消し

49.1. 正当な利益を侵害された者は、以下の場合に、知的財産法第 11.3 条に定められている紛争解決評議会に対し、特許取消の請求をすることができる。

49.1.1. 特許を取得する資格のない者に特許が付与されている場合。

49.1.2. 特許出願時に虚偽の情報を提供しまたは虚偽の文書を提出した場合。

49.1.3. 特許出願の要件を満たさない発明、実用新案または製品意匠に対して特許が付与されている場合。

49.1.4. 特許基準を満たさない発明、実用新案または製品意匠に対して特許が付与されている場合。

49.1.5. 特許によって保護されていないものに対して特許が付与されている場合。

別冊 4 法律の訳文

49.2. 本法第 49.1 条に従って特許が取り消された場合、知的財産管理機関は、国家登録に適切な変更を加え、公式の定期刊行物に公開する。

49.3. 本法第 49.2 条で定められた決定に同意しない場合、関係者は、決定受領日から 30 日以内に、裁判所に対し不服申立することができる。

第 50 条 特許の国家登録の修正

50.1. 出願者または特許所有者の求めにより、特許の国家登録に、以下の変更を加える。

50.1.1. 出願者または特許所有者の名前と住所を変更する。

50.1.2. 特許所有者の権利移転に関する変更。

50.2. 出願者または特許権者は、名前・住所の変更または特許権者の権利移転の日から 6 か月以内に、国家特許登録簿の修正要求を提出する。この場合、特許権者の権利の売却・譲渡に関する手数料および税金を支払う。

50.3. 知的財産管理機関が、国家の特許登録に変更を加えた場合、公式の定期刊行物を通じて一般に通知する。

50.4. 知的財産管理機関は、知的財産権の登録およびこの法律で定められた権利者の変更に関する情報を、税務当局と交換する。

第 51 条 ライセンス契約⁵

51.1. ライセンス契約には、次の種類がある。

51.1.1. 特許を第三者が同時に使用してはならないという条件で、特許所有者が締結する、独占的ライセンス契約。

51.1.2. 特許の第三者の同時使用を制限しない条件で、特許所有者が締結する、単純なライセンス契約。

51.2. 特許で保護された発明、実用新案または製品意匠の使用に関するライセンス契約は、書面で作成され、知的財産管理機関への登録時に発効する。知的財産管理機関は、申請書の受領日から 10 営業日以内に使用許諾契約を登録するかどうかを決定する。

51.3. ライセンス契約の登録には、国家の印紙税が支払われる。

51.4. ライセンス契約には、次の制限を設定することができる。

51.4.1. 契約の範囲、地域および使用期限。

51.4.2. 商品およびサービスの品質の向上に影響を与える条件。

51.4.3. 特許所有者または特許権に対する評価を傷つけない旨のライセンス所有者の義務。

51.5. ライセンス契約には、本法第 51.4 条で定められたもの以外の制限を設けることなく、当該契約は当事者の公正な競争、貿易および正当な利益を明確に制限する制限を含む場合には、知的財産管理機関はライセンス契約の登録を拒否する。

51.6. ライセンス契約の登録後に特許が無効になった場合、登録されたライセンス契約は無効となる。

⁵ 使用許諾契約。

51.7. ライセンス契約の登録に関する情報は、公式の定期刊行物に掲載される。

第 52 条 強制実施

52.1. 知的財産管理機関は、以下の場合において、利害関係者の要請に応じ、特許所有者に対し適切な料金を支払うことを条件として、一定期間、ライセンスに基づいて特許を使用することを強制することを決定することができる。

52.1.1. 国家安全保障、防衛、人間と動物の健康、食糧供給などの国家の社会的必要性がある場合。

52.1.2. 特許権者が特許付与日から 5 年以内に特許を使用しなかった場合。

52.2. 知的財産管理機関は、本法第 52.1 条に定められる決定を行う際に、以下の事情を考慮に入れる。

52.2.1. 利害関係者が、特許権者に対し、決定を下すのに十分な時間を与えたかどうか。

52.2.2. 適切な使用料が提示されているかどうか。

52.2.3. 特許所有者の拒絶が正当化されるかどうか。

52.3. 強制実施許可には、以下の条件が付される。

52.3.1. 特許所有者は、その特許の同時使用を、第三者に制限してはならない。

52.3.2. 強制実施権を得た者は、その権利を他人に譲渡または使用する権利を持たない。

52.3.3. ライセンスの使用範囲は、モンゴル市場に限定される。

52.3.4. 本法第 52.1.1 条で定められた状況が解消された場合、ライセンス供給者はライセンスを強制的に取り消す権利を有する。

第 8 章 知的財産検査官および紛争解決評議会

第 53 条 知的財産に関する国家検査官の権利と義務

53.1. 知的財産に関する上級国家検査官および国家検査官は、国家総務検査官に対して業務報告し、特許法の実施を監督するために、以下の権利と義務を有する。

53.1.1. 法律で定められた手続に従って、検査対象物となる物件に支障なしで立ち入ること。

53.1.2. 関連する法人、組織およびそれらの職員から、検査作業に必要な情報、調査、説明、照会およびその他の文書を無料で入手する。

53.1.3. 関係者、法人、組織および当局に対し、特許法、規則および命令の違反を差し止め、違反がある書類および物品を、文書を作成して差し押さえ、法律に従ってそれらを処理し、違反を排除するために適切な指示を出し、それを確実に実施させる。

53.1.4. 侵害製品の販売等を禁止すること、それらを破壊することまたは関連する要件に反しない場合は他の目的に使用することを決定し、それらの措置を公開する。

53.1.5. 自身の行った検査、発見した違反、公式の訴え、説明、結論、根拠および罰金の正確性について、完全に責任を負うこと。

53.1.6. 公務を遂行する過程で発見された国、公、組織または個人の秘密を漏らさないこと。

53.1.7. 行政処罰法で定められた罰則を課すこと。

第 54 条 紛争解決評議会

- 54.1. 出願者が特許権に関して提出した以下の不服申立および請求は、紛争解決評議会によって審理および解決される。
- 54.1.1. 本法第 22.8 条および第 35.2 条に定められた出願審査または本法第 25.4 条、第 26.2 条および第 37.1 条に定められた発明、実用新案または製品意匠の性質審査に関する出願者の不服申立。
- 54.1.2. 本法第 49 条に定められている理由で特許権を取り消す旨の利害関係者の請求。
- 54.1.3. 法律で定められているその他の不服申立。
- 54.2. 本法第 54.1.1 条で定められた不服申立について、出願者は、申請書の審査の終了または申請書の性質の審査の報告を受け取った日から 30 日以内に、専門家の結論書を添えて、紛争解決評議会に提出する。
- 54.3. 本法第 54.1.2 条で定められた請求は、特許発明、実用新案または製品意匠が公式の定期刊行物に公開された日から 1 年以内に、紛争解決評議会に提出する。
- 54.4. 紛争解決評議会は、本法第 54.1 条に定められている不服申立または請求を、受領日から 3 か月以内に審理および解決し、書面で回答を通知する。

第 9 章 その他

第 55 条 法律違反者に対する責任

- 55.1. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法で定められた責任の対象となる。
- 55.2. この法律に違反する公務員の行為が、犯罪または行政違反でない場合、国家公務員法に定めた責任を負う。

第 56 条 法律の遡及適用

- 56.1. この法律は遡及して適用されない。

モンゴル商標法訳文

2021年6月10日

ウランバートルの政府庁舎

商標および地理的表示について⁶

/改訂版/

第一章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、商品およびサービスマーク（以下「商標」という。）及び地理的表示を法的に保護し、その所有者および消費者の権利および正当な利益を保護し、商標の所有、使用および処分に関する関係を規制することである。

第2条 商標および地理的表示に関する法律

2.1. 商標および地理的表示に関する法律は、モンゴル憲法、民法、知的財産法、この法律およびこれらの法律に準拠して定められたその他の法令で構成される。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

2.2. モンゴル国が締約国である国際条約がこの法律に定めること以外を定める場合、国際条約の規定が優先する。

第3条 法的用語の定義

3.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つものとする。

3.1.1. 「商標」とは、市民または法人がその商品およびサービスを他の商品およびサービスと区別するために使用する特有の表現を意味する。

3.1.2. 「団体商標」とは、生産者およびサービスプロバイダーによって自主的に設立された法人の統一された管理下で、そのメンバーによって使用される商標を意味する。

/この部分は2021年5月6日に法律によって改正された/

⁶https://legalinfo.mn/mn/detail/111?fbclid=IwAR1CuYF1ma0OUTARzKtp9e5nWq_yIMQ6vTDZGEXD_X_1ZdHZsV7aAJBAM_Q

別冊 4 法律の訳文

3.1.3. 「認証マーク」とは、商品またはサービスの品質、製造方法またはその他の特定の特性が、認可された組織によって認証され、他の者によって使用される商標を意味する。

3.1.4. 「地理的表示」とは、地域の性質や気候条件、地域の人々の習慣などの要因によって決定される品質、評判、その他の特性を備えた商品や製品の原産国、地域、または地理的名称を意味する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

3.1.5. 「登録商標および地理的表示」とは、法律で定められた手続に従って登録された商標または地理的表示を意味する。

3.1.6. 「証明書」とは、国家の登録簿に登録されている地理的表示の商標所有者または使用者の権利を証明する、国家によって発行された文書を意味する。

3.1.7. 「商標権者」とは、法律で定められた手続に従って登録商標を所有する権利を取得した者を意味する。

3.1.8. 「地理的表示の使用者」とは、法律で定められた手続に従って、商品および製品に地理的表示を使用する権利を取得した者を意味する。

3.1.9. 「申請」とは、法律で指定された知的財産およびその他の文書を担当する国の行政機関に対し、商標または地理的表示の登録を求める市民または法人によって提出された申請書を意味する。

3.1.10. 「申請書の監督」とは、この法律の第 6 条および第 21 条に定められた要件の遵守を監視する分野で、知的財産を担当する国の行政機関によって行われる活動を意味する。

3.1.11. 「決定」とは、商標または地理的表示が本法の第 5 条および第 20 条に定められた要件を満たしているかどうかを判断し、結論を出すための知的財産問題を担当する国家の行政機関の活動を意味する。

3.1.12. 「ライセンス契約」とは、登録商標を他の人が使用できるようにするために商標所有者が締結した書面による契約を意味する。

3.1.13. 「公開商標」とは、登録されているかどうかに関係なく、モンゴルの特定の分野で一般に知られている商標を意味する。

3.1.14. 「公式定期刊行物」とは、知的財産法第 3.1.4 条に定めるものを意味する。

/この規定は 2021 年 5 月 6 日に法律によって改正された/

別冊4 法律の訳文

3.1.15. 「開始日」とは、本法第7.2条、第11.2条および第23.2条に定められている日付を意味する。

3.1.16. 「優先日」とは、申請の提出日以前に、商標がパリ条約の加盟国または世界貿易機関の加盟国に登録された日またはパリ条約第11条で指定された日を意味する。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

3.1.17. 「商品およびサービスの分類」とは、1957年6月15日のニース協定によって承認された「商品およびサービスの国際分類」を意味する。

3.1.18. 「国際商標宣言」とは、マドリッド協定およびマドリッド議定書に従って、世界知的所有権機関の国際知的所有権局（以下「国際局」という。）を通じて提出された申請を意味する。

3.1.19. 「パリ条約」とは、1883年3月20日に署名され、改正された工業所有権の保護に関するパリ条約を意味する。

3.1.20. 「マドリッド協定」とは、1891年4月14日に締結された国際商標登録に関するマドリッド協定を意味する。

3.1.21. 「マドリッド議定書」とは、1989年6月27日に締結された商標の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を意味する。

3.1.22. 「共通手続」とは、マドリッド協定およびマドリッド議定書を実施するための手続を意味する。

第2章

商標権の保護

第4条 商標が表現されている形式

4.1. 商標は、言葉、形、文字、数字、立体的な形、色、色の組み合わせ、音、匂い、またはそれらの組み合わせで表現することができる。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

第5条 商標の要件

5.1. 特徴的な機能を含まない以下のものは、商標とみなさない。

5.1.1. 文字、数字、単純な幾何学的形状、一般的に使用される記号および独立の用語。

別冊4 法律の訳文

5.1.2. 商品とサービス、数量、重量、品質、目的、価格、原産地、地理的名称、その略語、地図上の場所、方法、時間を表す言葉、イメージ。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

5.1.3. 見分けがつかない商品の形状と外観、それらの包装、イメージ。

5.1.4. モンゴル独自の歴史のおよび文化的記念となる名称とイメージ。

5.1.5. モンゴルの歴史上の人物の名前、架空の名前、肖像画、写真およびそれらに直接関連するイメージ。

5.2. 以下の商標は登録されない。

5.2.1. パリ条約および世界貿易機関の加盟国の名称、略称、紋章、旗、国のシンボル、モンゴルの国家組織、法律または合意に基づいて国家の機能を行う法人または国家の組織の名称、略称、公式の記号または類似の表現が、国、組織または管轄当局の同意なく使用される場合。

5.2.2. モンゴルが締結したパリ条約で定めるもの、世界貿易機関の加盟国の名前、略称、紋章、旗、国のシンボル、モンゴルの国家組織、法律に基づく国家の機能または契約に基づいて運営されている法人または政府間国際機関の名称及び略称、公式の記号または同様の形式で構成される表現が、所轄官庁の許可なく使用される場合。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

5.2.2. モンゴルの著名な人物の名前または通称名、肖像画、写真からなる表現が、その者またはその者の相続人の同意なく使用される場合。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

5.2.3. 国の勲章、メダル、その他の賞、証明およびモンゴルの公式の印章に類似している場合。

5.2.4. 内容が社会秩序および道徳に反する場合。

5.2.5. 商品やサービスの品質、原産地、その他の特性に関して消費者を混乱させる可能性がある場合。

5.2.6. モンゴルで登録されたまたは登録申請された同じ商品またはサービスに使用されている商標と同一のものである場合。

5.2.7. 消費者が、モンゴルで登録されたまたは登録申請された類似の商標に惑わされる可能性がある場合。

別冊4 法律の訳文

5.2.8. 商品やサービスの種類に関係なく、消費者を誤解させ、不当に権利を享受し、利益を上げ、損害を与え、商標の信用を傷つける場合。

5.2.9. モンゴルで一般に公開されている作品の著作権および関連する権利と産業財産権の明らかな違反である場合。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

5.2.10. モンゴルで登録された地理的表示と同一または類似している場合、商品の原産地に関して消費者を混乱させる可能性がある場合。

/この規定は 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

5.2.11. 不当に優先権を得ることを目的として商標が登録される場合。

/この規定は 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

5.3. 本法第 5.1 条および第 5.2.1 条に規定された内容が商標の半分以上の要素を構成していない場合、商標は、その内容を保護することなく登録することができる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

5.4. 知的財産を担当する国の行政機関は、モンゴルの歴史的および著名な人物を定めるための手続ならびに本法第 5.1.5 条および第 5.2.2 条に定められている商標の提出および決定の手続を定めてこれを実施する。

5.5. 本法第 3.1.13 条で定められる商標のリストは、国の行政機関によって定められ、本法第 3.1.14 条で定められる公式の定期刊行物に掲載される。

5.6. 国の行政機関は、この法律で定められている商標が同一であるか類似しているかを判断するための基準を決定する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第6条 商標出願の提出

6.1. 商標の登録を希望する市民および法人は、モンゴル国の行政機関に、紙または電子的に商標申請書を提出する。

別冊4 法律の訳文

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

6.2. 商標出願は、出願人自身または知的財産の権限のある代理人によって提出される。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

6.3. 1つの商標出願は1つの商標に適用される。

6.4. 商標出願は、以下で構成される。

6.4.1. 国の政府によって定められた様式に従って提出された申請書。

6.4.2. この法律の第9.4条で定められた料金と手数料の支払を確認する文書、およびこの法律の第6.6条で定められた文書。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

6.5. この法律の第6.4.1条で定められた申請には、以下が含まれる。

6.5.1. 商標登録の申請。

6.5.2. 申請者が市民である場合、父称、申請者自身の名前、住所、国籍、永住権または活動国の名称、日付および署名。

6.5.3. 申請者が法人である場合、申請者の名称、種類、住所、設立国の名称、事業を行っている国の名称、権限のある職員の署名、スタンプ、印。

6.5.4. 申請者が知的財産代理人によって代理されている場合、権限を与えられた代理人の父称、住所、署名。

6.5.5. 支配権を主張する場合にはその趣旨の主張。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

6.5.6. 登録を求める商標。

6.5.7. 商標の説明。

6.5.8. 商標が表現されている形式に関する説明。

別冊4 法律の訳文

6.5.9. 団体商標による登録に関する通知。

6.5.10. 証明書による登録の場合のその趣旨の説明。

6.5.11. 商標がキリル文字以外の文字で表現されている場合はキリル文字での商標の翻訳、外国語で表現されている場合はその翻訳。

6.5.12. 商品およびサービスの分類、および商標に関連する商品およびサービスのリスト。

6.6. 商標出願には以下を添付する。

6.6.1. 商標が団体商標として登録されている場合、その使用手続および使用を許可された者のリスト。

6.6.2. 商標が認証マークとして登録されている場合、その使用手続およびそれが認証機関であることを証明する文書。

6.6.3. 支配権が主張されている場合、以前の出願または関連する証拠の写し。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

6.6.4. 申請者が知的財産の正式な代理人によって代理されている場合、委任状。

6.7. 2 人以上が同じ商品およびサービスに同じ商標を使用する場合、最初の出願人が商標を所有する権利は保護される。

第7条 商標出願の審査および出願日の定め

7.1. 中央政府は、商標出願を受け取ってから 10 営業日以内に出願フォームを審査する。

7.2. 中央政府は、商標の申請が完了したと判断した場合、申請の受領日に出願日を設定し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

7.3. 中央政府は、商標出願申請の要件が満たされていないと判断した場合、出願者に通知し、出願者は通知を受け取ってから 20 日以内に適切な補正を行う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

別冊4 法律の訳文

7.4. 申請者がこの法律の第 7.3 条で定められた期間内に適切な補正を行った場合、中央政府は申請の最初の日付を受理日として定め、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

7.5. 申請者がこの法律の第 7.3 条で定められた期間内に適切な補正を行わなかった場合、中央政府は申請を拒否して、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

7.6. この法律の第 6.6.1 条、第 6.6.2 条、および第 6.6.4 条に定められている項目は、申請書の提出日から 2 か月以内に国の行政機関に提出する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

7.7. この法律の第 6.6.3 条で定められた文書は、最初の申請日から 3 か月以内に国の行政機関に提出する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

7.8. この法律の第 6.6.1、6.6.2、および 6.6.4 条で定められた文書が、この法律の第 7.6 条で定められた期間内に提出されない場合、中央政府は申請を拒否し、申請者に通知する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

7.9. この法律の第 6.6.3 条で定められた文書が、この法律の第 7.7 条で定められた期間内に提出されない場合、中央政府は優先権を要求しなかったものとみなす。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

7.10. 中央政府は、商標出願の構成を審査し、出願日を決定した後、公式の定期刊行物に申請された商標の書誌と内容を公開する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

7.11. 中央政府は、本法の第 7.2 条、第 7.3 条、第 7.4 条、第 7.5 条、第 7.7 条および第 7.8 条で定められた通知を、ハードコピーまたは電子的に申請者に送付するも。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 8 条 商標出願の判断

8.1. 中央政府は、この法律の第 7 条に従って商標出願の構成を審査し、出願日を決定した後、商標がこの法律の第 5 条に定められた要件を満たしているかどうかを判断し、結論を出す。

8.2. 中央政府は、商標出願の最初の日から 9 か月以内に審査を実施するものとし、必要に応じて、この期間を最大 6 か月まで延長することができる。

8.3. 中央政府は、商標がこの法律の第 5 条に定められた要件を満たしていると判断した場合、その趣旨の結論を出し、商標を国家登録簿に登録することを決定する。

8.4. 中央政府は、商標が本法第 5 条に定められた要件を満たさないと判断した場合、その旨の結論を出し、それに基づいて、商標の登録を拒否する予備的決定をして、申請者に対して通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

8.5. 申請者が本法の第 8.4 条で定められた決定に同意しない場合、申請者は決定を受け取ってから 3 か月以内に、国の行政機関に対し、合理的な回答を提出する。正当な理由がある場合は、申請者は、この期間を最大 3 か月延長するよう要求することができる。その場合、手数料を支払う義務がある。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

8.6. 中央政府は、この法律の 8.5 条で定められた回答を受け取った後、3 か月以内に商標を登録するかどうかの最終決定を下す。

8.7. 申請者が本法の第 8.5 条に定められた回答を期限内に提出しなかった場合、中央政府は商標の登録を拒否する最終決定を下し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

8.8. 審査中、出願者は商標の変更以外の出願内容を変更することができ、商品またはサービスの分類を商標出願に追加する場合は、新たに出願する。

8.9. 審査中、出願者は、複数の分野の商品およびサービスに属する商標の申請を分離することができる。

8.10. 利害関係者は、出願日から 3 か月以内に、本法第 7.10 条に従って申請された商標出願に対し、異議を申し立てることができる。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

別冊4 法律の訳文

8.11. 異議を提出した者は、この法律の第 8.10 条で定められた期間を、最大 2 か月まで延長するよう求めることができ、その場合、手数料を支払う。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

8.12. 申請者は、本法第 8.5 条および第 8.10 条に定められている回答および異議を、国の行政機関に対し、自身または知的財産法第 16.2 条に定められている権限のある代理人を通じて提出する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

8.13. 中央政府は、本法の第 8.4 条および第 8.7 条に定められている通知を、紙または電子形式で申請者に送付する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 9 条 商標の登録と証明書の発行

9.1. 中央政府が商標の登録を決定した場合、国の商標登録簿に登録し、証明書を発行する。

9.2. 商標の国家登録においては、商標の国家登録番号、出願の登録番号、商標所有者のなまえ、法人の名称と住所、国名、商標の画像および国際分類商標が属する商品およびサービスのリスト、出願日、優先日、登録の有効期間および保護されていない単語または画像に関する情報を登録する。

9.3. 商標の登録は、出願日から 10 年間有効であり、登録の有効期間は、商標所有者の求めに応じて 10 年間延長することができる。

9.4. 商標証明書の発行および登録期間の延長のための登録料および手数料は、モンゴルの印紙税法で定められた金額で支払う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

9.5. 中央政府は、この法律の第 3.1.14 条で定められている公式の定期刊行物に、登録商標の書誌と画像を公開する。

9.6. 登録商標は、国家登録で定められた所有者および商品とサービスにのみ適用される。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

第 10 条 商標の国家登録の変更

別冊 4 法律の訳文

10.1. 商標所有者の求めに応じて、商標の国家登録に以下の変更を加える。

10.1.1. 登録の有効期間を延長する。

10.1.2. 商標所有者の名前と住所を変更する。

10.1.3. 商標所有者の権利を譲渡する。

10.1.4. 商品およびサービスの分類と名称のリストから削除する。

10.2. 登録の有効期間を延長する請求は、登録の有効期間の最後の 1 年以内または登録期間の満了後 6 か月以内に、中央政府に提出することができる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

10.3. 登録期間の延長時に、商標を変更し、商品やサービスのリストを追加することはできない。

10.4. 商標権者は、名前または住所を変更したり、権利を譲渡したりする都度、その変更日から 6 か月以内に、国の行政機関に書面で通知し、国家登録を変更する。

10.5. 中央政府が商標の国家登録に変更を加えた場合、中央政府は、この法律の第 3.1.14 条に定められている公式の定期刊行物を通じて公衆に通知しなければならない。

10.6. この法律の第 10.2 条および第 10.4 条に定められている延長要求をするときまたは国家登録を変更するときは、手数料を支払う。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 11 条 国際商標登録に関する問題

11.1. 商標の国際出願においてモンゴル国名を示して申請された商標について、審査および登録する場合、この法律の第 8 条および第 9.5 条に定めた手続に従う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

11.2. 国際商標出願によってなされた商標出願の最初の日付は、国際登録日または領域の拡大の要求の日によって決定される。

別冊 4 法律の訳文

11.3. この法律に従って商標の登録または登録を申請したモンゴルの市民、法人、永住者ならびにモンゴルでの生産、サービスに従事する者が、マドリッド協定またはマドリッド議定書の加盟国で商標を登録することを希望する場合、権限のある代理人が代表する行政機関を通じて国際事務局に申請する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

11.4. この法律の第 11.3 条で定められた申請については、国の行政機関が受理機関となる。

11.5. 商標の国際出願は、マドリッド協定、マドリッド議定書および一般規則の定めに従う。

11.6. 出願者は、商標の国際登録期間の延長、商標所有者の権利の譲渡または取消しまたはその領域の拡大を求める請求を国の行政機関を通じて国際事務局に提出する。

11.7. 出願者は、一般規則に従い、国際商標登録料を国際事務局に支払う。

11.8. 国際商標出願においてモンゴルが担当した商標に関する決定は、国際事務局に通知される。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

11.9. 国際商標出願の場合、本法第 8.10 条に定められている異議申立ては、国際的なプレスリリースの日付から 5 か月以内に提出することができる。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

11.10. この法律の第 11.3 条および第 11.6 条に定められている請求は、中央政府によって審査および認定される。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

11.11. この法律の第 11.10 条で定められた請求を確認および証明するために、手数料を支払う。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

11.12. 申請者は、この法律の第 11.9 条で定められている異議を、国の行政機関に、自身または知的財産法第 16.2 条に定められている知的財産の正式な代理人を通じて提出する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第3章 商標権者の排他的権利

第12条 商標権者の排他的権利

12.1. 商標所有者の排他的権利は、国家登録簿に商標を登録したときに発生する。

12.2. 商標所有者の独占的権利は、登録された要式および登録された商品およびサービスのリスト内で有効である。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

12.3. 商標所有者は、商標に関して以下の独占的権利を有する。

12.3.1. 登録商標を所有する。

12.3.2. 他人に登録商標を使用させる。

12.3.3. 登録商標を他者に譲渡する。

12.3.4. 他人が許可なく使用した場合、登録商標の使用の終了を要求する。

12.3.5. 消費者に誤解を与える場合、登録商標に類似した商標の使用を停止するよう要求する。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

12.3.6. この法律の第12.3.4条および第12.3.5条に定められた行為によって引き起こされた損害を補償するよう、侵害者に要求すること。

12.4. この法律の第12.3.5条で定められている排他的権利は、登録商標の登録日より前に、モンゴルの領土内で、同じ商品およびサービスに対して同じ商標を公正に使用した者の権利に影響を与えない。

/このセクションは2021年5月6日に法律によって追加された/

第13条 商標の使用

13.1. 商標は、以下の場合に使用されたものとみなす。

13.1.1. 商標が商品、そのパッケージおよびサービスに使用されている場合。

別冊4 法律の訳文

13.1.2. 商標のある商品が、その目的のために供給、販売、保管されている場合またはサービスが提供されている場合。

13.1.3. 商標のある商品が国境を越える場合。

13.1.4. 商標が、公式のレター、パンフレット、その他の文書、インターネットおよび広告で使用される場合。

13.2. 商標権者は、商標が登録されていることを示すために、商標と共に丸い枠の付いたラテン文字「R」の商標を使用することができる。

13.3. 商標の知的財産価値の評価は、財産保証、担保、投資、株式の発行、民営化および競売、株式資本の形成および保険の補償範囲として使用される場合がある。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

~~13.4. この法律の第 13.3 条で定められた目的で契約が締結された場合、その契約は国の行政機関に登録される。~~

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

第 14 条 団体商標の使用

14.1. 団体商標の保有者は、団体商標の使用を統一的に管理するために、生産者およびサービス提供者によって自主的に設立された法人であり、そのメンバーは、団体商標を統一された管理下で使用する権利を有する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

14.2. 団体商標の所有者および使用者は、団体商標の違法な使用を防止するための措置を講じる権利を有する。

14.3. 団体商標の所有者および使用者は、団体商標または同様の商標の違法な使用によって生じた損害について、侵害者に補償を求める権利を有する。

第 15 条 認証マークの使用

15.1. 認証マークの所有者は、商品およびサービスの特定の特性を認証する組織であり、認可された市民または法人は、認証マークを使用する権利を有する。

別冊4 法律の訳文

15.2. 認証マークを使用する資格のある者は、認証者の許可を得て、他者による認証マークの違法な使用を防止するための措置を講じる権利を有する。

15.3. 認証マークの所有者は、他人による認証マークまたは同様のマークの違法な使用によって生じた損害について、認証マークを使用する資格を有する者に代わってその補償を求める権利を有する。

15.4. 商標が地理的表示で構成され、商品の出所を証明する場合、この法律の地理的表示の保護に関連する規定も適用される。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

第 16 条 商標を所有する権利の譲渡

16.1. 商標権者は、登録商標が属するすべてまたは一部の商品およびサービスに適用される譲渡契約に基づいて、商標を所有する権利を他人に譲渡することができる。

16.2. 商標を所有する権利は、商標を所有する権利の譲渡に関する契約を国の行政機関に登録し、商標の国家登録に適切な変更を加えることにより、譲渡されたものとみなす。モンゴル国民およびモンゴルに登録されている法人は、法律で義務付けられている場合、関連する税金を支払う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

16.3. 国の行政機関は、この法律の第 3.1.14 条で定められている公式の定期刊行物で、商標を所有する権利の移転について一般に通知する。

第 17 条 他者による商標の使用

17.1. 商標権者は、すべてまたは一部の商品およびサービスの使用許諾契約に基づいて、登録商標を他人が使用することを許可することができる。

17.2. ライセンス契約は書面で作成され、両当事者によって署名され、中央政府への登録時に有効となるものとみなす。

17.3. モンゴルの印紙税法に定められている登録料および手数料は、ライセンス契約の登録に対して支払われる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

17.4. 中央政府は、この法律の第 3.1.14 条で定められた公式の定期刊行物において、ライセンス契約の締結について一般に通知する。

第 18 条 商標権の終了

18.1. 商標権者の権利は、以下の理由で終了する。

18.1.1. 商標登録の有効期間が満了し、この法律の第 10.2 条で定められた期間内に期間延長の申請が提出されなかった場合。

18.1.2. 商標を保有する法人が清算され、その権利が他人に譲渡されていない場合。

18.1.3. 商標権者が、商標登録を取り消す請求を提出した場合。

18.1.4. 法律で定められたその他の理由。

18.2. 商標権者の権利が終了した場合、国の行政機関は、本法第 3.1.14 条で定められている公式の定期刊行物を通じて公衆に通知する。

第 4 章 地理的表示の権利保護

第 19 条 地理的表示の表現形式

19.1. 地理的表示は、商品または製品の原産地が決定される地域の地理的名称の形式でまたは商品および製品の名称と組み合わせて表現することができる。

第 20 条 地理的表示の要件

20.1. この法律の第 3.1.4 条で定められた定義と関連しない項目は、地理的表示とはみなされない。

20.2. モンゴルの領土内で当該商品および製品の一般名称となる表示は、地理的表示によって登録されない。

/この記事は 2021 年 5 月 6 日に法律によって修正された/

第 21 条 地理的表示の申請

21.1. 地理的表示に関連する商品および製品の生産者を統合し、地理的表示の登録を希望する協会、団体、または組織は、中央政府によって定められた手続に従って、紙または電子形式で地理的表示の登録申請を提出する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

21.2. 地理的表示の申請は、申請者自身または知的財産の正式な代理人が提出する。

別冊4 法律の訳文

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

21.3. 地理的表示の申請は、1つの地理的表示にのみ適用される。

21.4. 地理的表示の申請は、以下で構成される。

21.4.1. 中央政府によって定められた様式に従って提出された申請書。

21.4.2. 本法第25.4条に基づく申請料および手数料の支払を確認する文書。

/この部分は2021年5月6日付けの法律に従って修正された/

21.5. 申請書には以下が含まれる。

21.5.1. 地理的表示の登録の請求。

21.5.2. 申請者のなまえと住所、設立国の名称、事業を行っている国の名称、組織の形態、権限のある職員
の署名、スタンプ、印。

21.5.3. 申請者が知的財産代理人によって代理されている場合、権限を与えられた代理人の名前、名称、住
所、および署名。

21.5.4. 登録を求める地理的表示。

21.5.5. 地域の地理的位置。

21.5.6. 地理的表示がキリル文字以外の文字で表現されている場合はキリル文字での地理的表示の表示、外
国語で表現されている場合はその翻訳。

21.5.7. 商品およびサービスの分類に従って分類された地理的表示に関連する商品および製品の名称。

21.5.8. 商品や製品の品質、評価、その他の特性が、その地域の自然、気候条件、習慣にどのように関連し
ているかの説明。

21.6. 地理的表示の申請書には、以下を添付する。

21.6.1. 事業者が特定の地域で生産に従事していることを証明する所管官庁からの証明書。

別冊 4 法律の訳文

21.6.2. 商品および製品の品質、評価、およびその他の特性が、その地域の性質、気候条件、および慣習にどのように関連しているかに関する所管官庁の結論。

21.6.3. 外国の地理的表示の登録を申請する場合、それが原産国の地理的表示によって保護されていることを証明する文書。

21.6.4. 申請者が知的財産代理人によって代理されている場合は、委任状。

21.6.5. 地理的表示のある商品および製品の説明。

/この規定は 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 22 条 地理的表示のある商品および製品の説明および品質管理

22.1. 以下の内容は、地理的表示のある商品および製品の説明に含まれる。

22.1.1. 商品の品質と特定の特性が地域にどのように関連しているかに関する情報。

22.1.2. 地理的表示に関連する商品および製品の化学的、物理的、微生物学および構造的特性に関する情報。

22.1.3. 地理的表示に関連する明確に示された地理的領域。

22.1.4. 起源、人的および自然的要因および地域の特性に関連して商品および製品がどのように生産されるかについての説明および情報。

22.1.5. 地理的表示のある商品および製品が地理的表示の特性を完全に含んでいるかどうかを判断するための、内部および外部の品質管理組織に関する情報。

22.2. 地理的表示を使用する協会、団体、および組織は、この法律の第 22.1.5 条で定められた地理的表示を備えた商品および製品の内部品質管理を実施する。

22.3. この法律の第 22.1.5 条に定められている商品および製品の外部管理は、アイマグおよび首都の品質管理研究所および品質管理組織によって実施される。

22.4. 地理的表示のある商品および製品の品質管理の結果が、この法律の第 21.6.2 条で定められた結論で定義された特性に対応する場合、その商品および製品は地理的表示のある商品および製品とみなす。

/この記事は 2021 年 5 月 6 日に法律によって修正された/

第 23 条 地理的表示の申請書の確認と提出日の設定

23.1. 中央政府は、地理的表示の申請書を受領してから 10 営業日以内に申請書を確認する。

23.2. 中央政府は、地理的表示の申請が完了したと判断した場合、受領日の提出日を設定し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

23.3. 中央政府は、地理的表示の申請が完了していないと判断した場合、申請者に通知し、申請者は申請を受け取ってから 10 日以内に適切な補正を行う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

23.4. 申請者が本法第 23.3 条に定められた期間内に適切な補正を行った場合、中央政府は申請の最初の日付を最初の受理日として設定し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

23.5. 申請者が本法第 23.3 条に定められた期間内に適切な補正を行わなかった場合、中央政府は申請を拒否し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

23.6. この法律の第 21.6 条で定められた項目は、申請書の提出日から 2 か月以内に国の行政機関に提出する。

23.7. この法律の第 21.6 条で定められた項目が、この法律の第 23.6 条で定められた期間内に提出されない場合、中央政府は、申請を拒否し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

23.8. 中央政府は、本法第 23.2 条、第 23.4 条、第 23.5 条および第 23.7 条に定められている通知を、ハードコピーまたは電子的に申請者に送付する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 24 条 地理的表示の申請の判断

別冊 4 法律の訳文

24.1. 中央政府は、この法律の第 23 条に従って申請書の内容を検討し、提出日を決定した後、地理的規定がこの法律の第 20 条に定められた要件を満たしているかどうかを判断し、結論を出す。

24.2. 中央政府は、申請の最初の日から 9 か月以内に審査を実施するものとし、必要に応じて、この期間を最大 9 か月まで延長することができる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

24.3. 中央政府は、地理的表示がこの法律の第 20 条で定められた要件を満たしていると判断した場合、これに基づいて結論を出し、地理的表示を国家登録簿に登録することを決定する。

24.4. 中央政府は、地理的表示が本法第 20 条に定められた要件を満たさないと判断した場合、これに基づいて結論を出し、地理的表示の登録を拒否する予備的決定をして、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

24.5. 申請者が本法第 24.4 条に定められた決定に同意しない場合、申請者は決定を受け取ってから 3 か月以内に、国の行政機関に合理的な回答を提出しなければならない。

24.6. 中央政府は、本法第 24.5 条で定められた回答を受け取ってから、3 か月以内に地理的表示を登録するかどうかの最終決定を下す。

24.7. 申請者が本法第 24.5 条で定められた回答を期限内に提出しなかった場合、中央政府は地理的表示の登録を拒否する最終決定を下し、申請者に通知する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

24.8. 審査中、出願者は地理的表示を変更する以外の内容について、出願内容を変更することができる。

24.9. 中央政府は、本法第 24.4 条および第 24.7 条に定められている通知を、ハードコピーまたは電子的に申請者に送付するも。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加されました/

第 25 条 地理的表示の登録、公開および変更

/この記事のタイトルは 2021 年 5 月 6 日に法律によって修正された/

別冊 4 法律の訳文

25.1. 中央政府が地理的表示を登録することを決定した場合、それを地理的表示の国家登録簿に登録し、証明書を発行する。

25.2. 地理的表示の国家登録番号、申請書の登録番号、法人の名称と住所、国名、地理的表示、地理的表示に関連する商品と製品の名称および優先日を定める。

25.3. 地理的表示の登録は、出願日から有効であり、特定の期間に限定されない。

25.4. モンゴルの印紙税法で定められた金額を、地理的表示証明書の発行に対して、申請料およびサービス料として支払う。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

25.5. 中央政府は、一般に通知する目的で、本法第 3.1.14 条に定められている公式の定期刊行物に、登録された地理的表示とその参考資料を公開する。

25.6. 地理的表示の使用者の求めに応じて、地理的表示の国家登録に以下の変更を加える。

25.6.1. 地理的表示の使用者の名称を変更する。

25.6.2. 地理的表示の使用者の住所を変更する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

25.7. 地理的表示の使用者が、名称または住所を変更する都度、変更日から 6 か月以内に国の行政機関に書面で通知し、国家登録簿に変更を登録する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

25.8. この法律の第 25.6 条で定められた変更を行う場合、手数料を支払う。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

25.9. 中央政府は、本法第 3.1.14 条で定められている公式定期刊行物で、国家登録の変更を発表する。

/このセクションは 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

第 5 章 地理的表示の使用者の権利と義務

第 26 条 地理的表示の使用者の権利と義務

26.1. 地理的表示の使用者の権利は、地理的表示を国家登録したときに発生する。

26.2. 地理的表示は、使用者の権利が登録されている商品および製品に適用される。

26.3. 地理的表示の使用者は、地理的表示に関して次の権利を有する。

26.3.1. 商品および製品に地理的表示を使用すること。

26.3.2. 登録された地理的表示が、他人によって、当該地域で生産されていない商品および製品に使用された場合、その行為の差止めを求めること。

26.3.3. 他人が同様の商品または製品の使用に対して不当な利益を享受している場合または地理的表示の評価が信用できない場合、登録された地理的表示の登録抹消を求めること。

26.3.4. 登録された地理的表示が、他人によって使用されているとき、商品や製品の原産を正確に示されているが、地理的表示が変更された、または「種類」、「一部の変更」、「加工」、「模倣」という形式とともに表示されている場合に、その使用する行為の差止めを求めること。

26.3.5. 本法第 26.3.1 条から第 26.3.4 条に定める行為により生じた損害賠償を請求すること。

26.4. 地理的表示の使用者は、商品および製品について、本法第 21.6.2 条で定められた結論に定められた品質、評判およびその他の特定の機能を維持する義務を負う。

26.5. 地理的表示のある商品および製品が地理的表示の特性を完全に含んでいるかどうかを判断するために、内部および外部の品質管理を実施する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

26.6. 地理的表示のある商品および製品の内部品質管理は、地理的表示を使用する協会、団体および組織によって実施される。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

26.7. 地理的表示のある商品および製品の外部管理は、アイマゲおよび首都の品質管理研究所および品質管理を担当する国の組織によって実施される。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

別冊4 法律の訳文

26.8. 地理的表示のある商品および製品の品質管理の結果が、本法第 21.6.2 条で定められた結論で指定された特性に対応する場合、その商品は地理的表示のある商品および製品とみなす。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

第 27 条 地理的表示の使用

27.1. 地理的表示は、以下の場合に使用されたものとみなす。

27.1.1. 地理的表示が商品、製品、それらのパッケージに適用される場合。

27.1.2. 地理的表示のある商品および製品が、その目的のために供給、販売、または保管されている場合。

27.1.3. 地理的表示のある商品および製品が国境を越えた場合。

27.1.4. 地理的表示が、公式のレター、パンフレット、その他の文書、インターネットおよび広告で使用されている場合。

27.2. 地理的表示の使用者は、地理的表示と共にそれが登録されていることを示す識別マークを使用できる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

第 28 条 地理的表示の使用者の権利の終了

28.1. 地理的表示の使用者の権利は、以下の理由で終了する。

28.1.1. 商品および製品の品質、評価およびその他の特性が、その地域の性質、気候条件および慣習に直接関係していない場合。

28.1.2. 地理的表示を使用する法人が清算された場合。

28.1.3. 地理的表示の使用者が、地理的表示の登録抹消を請求した場合。

28.1.4. 法律で定められているその他の理由。

28.2. 地理的表示に対する使用者の権利が終了した場合、中央政府は、本法第 3.1.14 条に定められた公式の定期刊行物を通じて公衆に通知する。

別冊 4 法律の訳文

第 29 条 知的財産を担当する国の行政機関

29.1. 知的財産を担当する国の行政機関は、知的財産法に定められている機能に加えて、以下の機能を有する。

29.1.1. 国家登録簿の提出、判断、登録、維持、変更、商標の普及、地理的表示の登録を示す商標の使用に関連する手続と規則を作成および承認する。

29.1.2. 商標および地理的表示の登録申請書および商標および地理的表示の証明書を定める。

29.1.3. 商標の国際登録に関連する活動を実施する。

29.1.4. その管轄下での苦情および紛争を審理および解決する。

29.1.5. 商標および地理的表示の登録に関する情報およびこの法律で定められている権利者の変更に関する情報を税務当局と交換する。

29.1.6. 法律で定められているその他の機能。

29.2. 知的財産を担当する大臣は、この法律で定める周知商標登録に支払われる手数料の額を決定する。

29.3. この法律で定められた手数料の収入は、財務勘定に組み入れる。

/この記事は 2021 年 5 月 6 日に法律によって修正された/

第 30 条 知的財産検査の国家検査官とその権限

~~30.1. 中央政府は、一般国家検査官、上級国家検査官、および国家検査官を置く。~~

~~30.2. 国の行政機関の長は、知的財産検査の国家総監察官でなければならない。~~

~~30.3. 知的財産の国家監察官の権利は政府によって付与され、主任国家検査官の権利および国家検査官の権利は知的財産を担当する大臣によって付与される。~~

~~30.4. 知的財産検査の一般国家検査官、上級国家検査官および国家検査官（以下「国家検査官」という）は、知的財産検査に関して、国の検査に関する法律、行政責任に関する法律およびその他の分野の法律で定められた一般的な権限を行使する。~~

~~30.5. 法律で定められた権限を行使する際、国家検査官は他者の影響を受けず、法律およびそれに基づいておこなわれたその他の法的行為によってのみ指導される。~~

別冊4 法律の訳文

30.6. 国家検査官が、法律で定められた権限を行使する際に、市民、法人または公務員に干渉または影響を与えることは禁止される。

30.7. 法律により国家検査官に付与された権限に関連する問題について、他の者が決定を下すことは禁止される。

/この記事は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された。/

第31条 知的財産の正式な代理人

31.1. 知的財産代理人は、高等教育を受け、知的財産部門で3年以上の経験を有し、25歳以上で、モンゴルに永住しているモンゴル国民、またはモンゴル法に基づいて設立され運営されている法的機関でなければならない。

31.2. 知的財産の権限を与えられた代理人は、事業活動の許可に関する法律に定められた手続に従って許可を取得する。

31.3. 国の行政機関は、知的財産の正式な代理人に関する手続・規則を定める。

/この記事は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された。/

第7章 不服申立、要求および論争の解決

第32条 不服申立・紛争解決

32.1. 紛争解決委員会は、国の行政機関における商標および地理的表示に関連する以下の不服申立および請求を審理および解決する権限を有する。

32.1.1. 本法第7条、第8条、第23条および第24条に定められている活動に関連する申請者の不服申立。

32.1.2. 本法第33.1.1条に定められている理由により、登録商標または地理的表示の登録を抹消する請求。

32.1.3. 本法第33.1.2条および第33.1.3条に定められている理由により、登録商標の登録を抹消する請求。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

32.1.4. 商標が人気を博した商標であるかどうかを認識するための請求。

別冊4 法律の訳文

32.2. 本法第 32.1.1 条で定められた不服申立は、通知を受け取ってから 30 日以内に申請者が紛争解決委員会に提出する。

32.3. 本法第 32.1.2 および 32.1.3 条で定められた請求は、本法第 3.1.14 条で定められた公式の定期刊行物に登録商標および地理的表示が公開されてから 1 年以内に、紛争解決委員会に提出しなければならない。

32.4. 紛争解決委員会は、本法第 32.1 条に定められている不服申立または請求を検討し、6 か月以内に解決し、書面で申立人に通知する。

32.5. 紛争解決委員会の決定に同意しない場合、申立人は裁判所に不服を申し立てる権利を有する。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

32.6. 紛争解決委員会の構成および手続・規則は、知的財産を担当する大臣によって定められる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日に法律によって廃止された/

第 8 章 その他

第 33 条 商標および地理的表示の登録の抹消

33.1. 商標および地理的表示の登録は、以下の理由で抹消される。

33.1.1. 商標または地理的表示が、この法律の第 5 条および第 20 条に違反して登録されている場合。

33.1.2. 商標がパリ条約の加盟国のいずれかに、商標の独占的権利を有する者の同意なしに、その代理人または商品および製品を販売する者の名前で登録されている場合。

33.1.3. 商標権者が、正当な理由なしに 5 年間商標を使用しなかった場合、未使用の商品またはサービスの種類と分類を抹消する。

/この規定は 2021 年 5 月 6 日に法律によって追加された/

33.2. 利害関係者は、本法第 33.1.1 条、第 33.1.2 条および第 33.1.3 条に定められた理由で登録された商標または地理的表示の登録を取り消すよう、紛争解決委員会に請求を提出することができる。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

別冊 4 法律の訳文

33.3. 紛争解決委員会が正当であると判断した場合、登録商標または地理的表示の登録を取り消す決定を下し、国の行政機関に通知する。

33.4. 中央政府は、以下の場合、以前に登録された商標または地理的表示の登録を無効とみなす。

33.4.1. 商標証明書の有効期限が切れてから 6 か月以内に延長請求がなされていない場合。

33.4.2. 地理的表示の商標所有者または使用者が、登録商標を所有し、地理的表示を使用する権利を放棄したことを書面で通知した場合。

33.4.3. 商標を所有し、地理的表示を使用する法人が清算され、商標を所有する権利が他人に譲渡されていない場合または商標がライセンス契約に基づいて使用されていない場合。

/この部分は 2021 年 5 月 6 日付けの法律に従って修正された/

33.5. 国の行政機関は、この法律の第 3.1.14 条で定められている公式の定期刊行物において、商標および地理的表示の登録の抹消について一般に通知する。

第 34 条 法律違反者の責任

34.1. この法律に違反する公務員の行為が刑法に違反するものでない場合であっても、その者は公務員法で定められた責任の対象となる。

34.2. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法に定められた責任の対象となる。

/この記事は 2015 年 12 月 4 日付けの法律に従って修正された/

モンゴル労働法訳文

2021年7月2日

ウランバートルの政府庁舎

この法律は2022年1月1日に発効する。

労働に関する法律⁷

/改訂版/

第1章

一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、労使関係の原則と基本的な規範を確立し、関係当事者の基本的な権利と義務を定義し、それらの間の適切なバランスを確保することである。

第2条 労働法

2.1. 労働法は、モンゴル国憲法、この法律、およびこれらの法律に準拠して制定されたその他の法令で構成される。

2.2. モンゴルが締約国する国際条約において、この法律の定めと異なる内容を規定する場合、国際条約の規定が優先する。

2.3. 労働法規範を確立する法律は、この法律の第2.5条で指定されている場合を除き、次の順序で有効となる。

2.3.1. この法律;

2.3.2. モンゴルの他の法律;

2.3.3. 行政上の規範的行為;

2.3.4. 部門別・部門間の労働協約;⁸

2.3.5. 労使協定;⁹

2.3.6. 労働契約;

2.3.7. 事業体および組織の内部労働規範¹⁰;

2.4. 関係者は、労働法に従い、労働協約、労使協定、就業規則および労働契約を遵守する義務を負う。

2.5. この法律の第2.3条で指定される労働法規範に定められた行為の間に矛盾がある場合、労働者により有利な条件を提供する規則が適用されるものとする¹¹。

⁷ <https://old.legalinfo.mn/law/details/16817>

⁸ 4.1.8.に規定する労働協約と同義。

⁹ 4.1.7.に規定する労使協定と同義。

¹⁰ 就業規則のこと。

¹¹ 直律的効力。

第 3 条 法律の範囲

- 3.1. 以下の労使関係は、この法律によって規制される。
- 3.1.1. モンゴルの領土で実施された作業または提供されたサービスに関連して発生する。
- 3.1.2. 両当事者がこの法律によって規律されることに同意した。
- 3.2. 労働安全衛生に関する関係は、労働安全衛生法により規制される。
- 3.3. 労働者と使用者の間の社会保険に関連する関係は、社会保険法によって規制される。
- 3.4. 公務員法およびその他の関連法によって特に規制されていない公務員の労使関係は、この法律によって規制される。
- 3.5. パートナースhipまたは協同組合は、その定款がそのメンバーの労働規則を指定していない場合、この法律の対象となるものとする。
- 3.6. 自営業者、遊牧民、パートナースhip、協同組合員、見習いまたは研修生であり、公式または非公式の経済で働き、仕事を探し、専門資格を取得するすべての人は、この法律の第 5.1 条で指定された基本的な権利と責任を有するものとする。

第 4 条 法的用語の定義

- 4.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つ。
- 4.1.1. 「使用者」とは、労働関係に基づいて人、モンゴル市民、外国人、無国籍者を労働する国内または外国の事業体または組織（その支店または駐在員事務所）、モンゴルが締約国である国際条約に別段に定めがない限り、国際組織、その駐在員事務所、事務所またはその部門を意味する。
- 4.1.2. 「使用者の代表者」とは、使用者から、または使用者の権利と正当な利益を代表し保護する組織から使用者を代表する権利を受託した組織または個人を意味する。
- 4.1.3. 「労働者」とは、モンゴル国民、外国人、または労働関係に基づいて働く無国籍者を意味する。
- 4.1.4. 「労働者の代表者」とは、労働組合、労働者の権利と正当な利益を代表し保護する責任を負うその代表者、およびそのような組織が存在しない場合は労働者総会によって選出された労働者を意味する。
- 4.1.5. 「ストライキ」とは、労働者の利益に関する紛争、またはこの法律の第 25.2 条で規定されている労働者の権利紛争を解決する目的で、一定期間、労働者の職務の遂行を一時的または完全に停止することを意味する。
- 4.1.6. 「未成年者」とは、この法律に従って労働関係に参加する 18 歳未満の人を意味する。
- 4.1.7. 「労働協約」とは、労働法で定められた基本基準以上の、事業体および組織の労働者の相互合意により、労働者にとってより有利な条件、労働条件および社会的保護を提供することについて法律によって直接規制されていない問題を解決するために、関連する手順に従って、登録されている使用者と労働者の代表者との間で締結された合意を意味する。
- 4.1.8. 「労使協定」とは、その人の労働とそれに関連する権利と正当な利益を保護するために、国、アイマグ、首都、ソム、地区、支部、および部門間レベルで、関係者間で締結され、関連する手順に従って登録された協定を意味する。

別冊4 法律の訳文

4.1.9. 「労働契約」とは、使用者と労働者の間の相互合意による、労働関係に基づいて行われる合意を意味する。

4.1.10. 「就業規則」とは、労働および社会保障の問題に関して事業体または組織が内部に遵守するために関連する法律、労働協約、労使協定に従って使用者が作成し、文書化された規範を意味する。

4.1.11. 「労働条件」とは、労働安全衛生法第3.1.4条に規定される職場および生産環境を意味する。

4.1.12. 「労働利益紛争」とは、労使協定、あらゆる種類の労働協約および労使協定の締結と修正、および労働契約の修正に関連して生じる労使間の意見の相違を意味する。

4.1.13. 「労使関係」とは、全体としての集散的な労使関係を意味する。

4.1.14. 「集散的労使関係」とは、労働法によって確立された基本的規範を改善し、社会的パートナーシップを確保することを目的とした、使用者、使用者の代表者、および労働者の代表者、ならびに使用者および労働者の代表者、中央および地方の行政組織間や国との間の関係を意味する。

4.1.15. 「労働関係」とは、使用者が指定した職場で、使用者の管理・指示・監督の下で、特定の職務を直接遂行する労働者を意味し、使用者は労働者に賃金その他の労働条件を提供する。この法律で規定するのは、当事者の合意から生じる相互の権利・義務に関する関係である。

4.1.16. 「労働者の権利に関する紛争」とは、労働法の施行、あらゆる種類の労働協約、労使協定、労働契約および就業規則またはこれらの規範の解釈に関連する、当事者間の意見の相違を意味する。

4.1.17. 「労働条件」とは、職場、勤務場所、給与、労働条件、労働時間、休憩時間など、労働者が労働関係において職務を適切に遂行するために必要な要素を意味する。

第5条 労働と労使関係の基本原則と基本的権利

5.1. 労働および労使関係の参加者は、以下の基本原則に従い、関連する基本的権利を行使するものとする。

5.1.1. 差別をしないこと。

5.1.2. 労働の自由を保障するため、仕事・職業を自由に選択し、好ましい労働条件を提供し、給与と休暇を受け取る。

5.1.3. ハラスメント、暴力、セクシャルハラスメントの禁止。

5.1.4. 強制労働の禁止。

5.1.5. 担保の使用の禁止。

5.1.6. 労働者と使用者の代表者間の関係を規制し権利を確保するため、労働協約、労使協定を締結する。

5.1.7. 不公正な行動を禁止すること。

5.1.8. ソーシャルパートナーシップを確保する。

5.1.9. 児童労働を禁止し、最悪の形態の児童労働を排除する。

第6条 労働および労使関係における差別の禁止

6.1. 労働および労使関係において、民族、言語、人種、年齢、性別、社会的出身、社会的履歴および結婚歴、富、宗教、意見、政治的意見、労働組合への加入、健康状態、妊娠と出産、性的嗜好、表現、障害に基づき、外観上直接または間接的に差別し、権利を制限し、特権を与えることを禁止する。

別冊4 法律の訳文

- 6.2. 「直接差別」とは、本法第 6.1 条に規定された理由で差別しまたは特権を確立する決定または行動を意味する。「間接差別」とは、本法第 6.1 条に規定された理由で個人または個人の属するグループを差別し、その権利を制限し、特権を確立することによって平等と機会を奪う決定または行動を意味する。
- 6.3. 使用者は、労働および労使関係において差別のない条件を作成する義務を負い、以下の場合には、差別、権利の制限または特権の確立とはみなされないものとする。
- 6.3.1. 職務内容によって生み出される違い、制限、および利点。
- 6.3.2. この法律で指定された特定の労働者グループに提供される特別な保護措置およびサポート。
- 6.4. 法律で定められている場合を除き、使用者が労働者に対し、健康状態や精神疾患について質問または情報を収集し、ヒト免疫不全ウイルス感染症の検査を行い、妊娠しているかどうかを調べる等することは禁じられる。
- 6.5. 労働される予定の個人または労働者は、本法第 6.4 条に違反した使用者に対し、正確な回答をし、情報およびデータを提供する義務を負わない。
- 6.6. 労働または労使関係において差別されたとみなされる個人、労働者、または労働者の代表者は、事業体または組織の経営者、経営幹部、関連する非政府組織、労働組合に対し、苦情を申し立てることができる。労働争議解決機関、法執行機関、労働監督機関、モンゴル国家人権委員会、裁判所および使用者は、苦情を受け取った組織またはその職員の名前、住所、連絡先電話番号および電子メールアドレスを、すべての労働者が閲覧可能な場所に配置する義務がある。
- 6.7. 労働および労使関係において差別されていると考える申立人は、申立書に証拠および事情を添付する。
- 6.8. 労働協約、労使協定、就業規則または労働契約の規範が人を差別し、権利を制限し、特権を与える場合、その規範は無効となる。

第7条 労働および労使関係におけるハラスメント、暴力およびセクシャルハラスメントの禁止

- 7.1. 使用者、労働者、および第三者が、労働関係および労使関係において、次の方法で、口頭、身体的、電子的、またはその他の形態での圧力、嫌がらせまたは暴力を使いることを禁止する。
- 7.1.1. 直接間接に実力を用いて他人の身体に対して暴力を用いまたは暴力を用いると脅迫すること。
- 7.1.2. 口頭で侮辱し、名誉や評価を毀損すること。
- 7.1.3. 本法第 6.1 条に定められた理由で、差別、身体的および心理的ハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力および脅迫を通じて、劣悪な職場環境を作り出すこと。
- 7.2. 使用者、労働者または第三者が、労働または労使関係において、相手が望まない場合に、口頭、直接、電子的またはその他の形式で性的動機を表現し、仕事、地位、給与などの経済的またはその他のインセンティブを提供すること。
- 7.3. 労働者、使用者、または第三者が、労働または労使関係において、嫌がらせ、暴力または性的嫌がらせを受けたと考えた場合、事業体または組織の経営者、経営幹部に対し、苦情を申し立てることができる。関連する非政府組織、労働組合または労働紛争解決機関、法執行機関、労働監督機関、モンゴル国家人権委員会、裁判所および使用者は、苦情を受け取った組織またはその職員の名前、住所、連絡先電話番号、および電子メールアドレスを、すべての労働者が閲覧可能な場所に配置する義務がある。

別冊4 法律の訳文

7.4. 使用者は、労働および労使関係におけるハラスメント、暴力およびセクシャルハラスメント、その苦情の防止、抑制および解決の手順を就業規則の内容に含める。

7.5. 本法第7.3条で指定された申立人は、彼/彼女が利用できる証拠と事情を申立に添付する。

7.6. 労働または労使関係において、ハラスメント、暴力またはセクシャルハラスメントを犯した者は、行政処罰法および刑法に規定された責任の対象となる。これらの責任を負うことは労働関係上の責任の免除される理由とはならない。

7.7. 本条で規定される「労働または労使関係」には、職務中、出張中、出勤途中、シフトの変更中、仕事の引継中、使用者・事業体・組織が主催する研修や公開イベントへの参加中に関する関係が含まれる。

第8条 強制労働の禁止

8.1. 強制的に労働させることを禁止する。

8.2. 「強制労働」とは、罰金または罰則を科すと脅迫し、力を行使し、力を行使すると脅迫することにより、意に反して人を労働することを意味する。

8.3. 以下の作業およびサービスは、強制労働とはされない。

8.3.1. 義務教育の取得。

8.3.2. 徴兵によって行われる軍事活動およびサービス。

8.3.3. 領土、都市、村、または集落の居住者に対して義務付けられ実行される軽い造園および清掃作業。

8.3.4. 有効な裁判所の決定に従って、コミュニティサービスを実行し、刑に服する過程で、政府機関または労働者の指導および監督の下で実行される作業およびサービス。なお、受刑者を労働し、個人・事業体・組織に移送することは禁じられる。

8.3.5. 国防、人命と健康の保護、災害、大災害と事故の防止およびそれらの危険を即時に排除するために必要な作業の実行に関連する作業とサービス。

8.4. 強制労働を仲介しまたは組織化された強制労働を強制した個人または法人は、刑法で規定された責任の対象となる。

第9条 労働および労使関係における結社の自由の確保

9.1. 労働者および使用者は、組織または公務員の許可を得ることなく、自分の権利および正当な利益を代表し保護する組織を設立し、自由に結社し、業務を遂行し、その憲章を承認し、代表者を選出する権利を有する。

9.2. 結社の自由を行使するための条件および手続は、法律によって決定される。

第10条 労働および労使関係における担保の使用の禁止

10.1. 使用者は、労働されようとしている個人または労働者に、金銭、物品、IDカード、パスポート、教育文書、職業証明書、動産および動産証明書などの個人文書の原本の提出を要求しまたは約束することを禁止する。

10.2. 本法第10.1条に違反する場合、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第11条 労働および労使関係における不公正な行為の禁止

- 11.1. 使用者および使用者の代表者は、労働および労使関係において以下の作為または不作為を行うことを禁じる。
- 11.1.1. 労働者の権利と正当な利益を代表する組織の活動を妨害し、この目的のために財政的およびその他の支援を約束し、提供すること。
- 11.1.2. 使用者の監督下で労働組合を設立し、労働者に労働組合への加入を強制すること。
- 11.1.3. 組合員として労働組合に加入し、その活動に参加することに関連して、労働者の労働条件を悪化させること。
- 11.1.4. 団体交渉において、労働者の代表者に対し、干渉、制限、または強制すること。
- 11.1.5. 労働協約または労使協定の締結に必要な情報の提供を拒否すること。
- 11.1.6. 労働者の代表者に対し、経済的およびその他の支援を約束し、提供することにより、労働者を使用者の管理下に置くことを試みること。
- 11.2. 労働者および労働者代表は、労働および労使関係において以下の不公正な行為および不作為を行うことを禁じる。
- 11.2.1. 労働者に対する差別につながる可能性のある要望について、使用者に求め、説得すること。
- 11.2.2. 団体交渉を実施し、労働争議を解決することを条件として、使用者に財政的およびその他の支援を要求し、受け取ること。
- 11.2.3. 使用者からコンプライアンス違反に対する財政的およびその他の支援を得るという条件で、労働者が労働組合に加入し、代表者を選出し、共同活動に参加する権利を享受することに介入すること。
- 11.3. 本法第11.1条および第11.2条に違反する者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第12条 労働協約、労使協定、就業規則および労働契約の要件

- 12.1. 使用者および使用者の代表者は労働契約および付随する契約を労働者と締結し、労働協約、労使協定、就業規則を確立する目的で、労働者の代表者と交渉する権利を有する。
- 12.2. 労働協約、労使協定、就業規則および労働契約は、以下の要件を満たさなければならない。
- 12.2.1. 労働法および社会保障法を完全に遵守し、法律によって労働者に付与される権利の保障レベルおよび基本的規範よりも条件を低下させず、労働者との相互合意によりそれらを改善する。
- 12.2.2. 労働法および社会保障法以外のその他の法律と矛盾しないこと。
- 12.2.3. 使用者と労働者の間の労働関係に直接影響する事業内容、業務内容、職業上の特徴、およびその他の要素を考慮に入れること。
- 12.3. 労働協約、労使協定、就業規則または労働契約のいずれかの規制が、法律の規定よりも労働者の権利を悪化させる場合、その規制は無効とみなす。
- 12.4. 労働協約、労使協定、就業規則および労働契約の規制の一部の無効は、それらの規範のすべてが無効であるとみなす理由にはならない。

第2章

労使関係におけるソーシャルパートナーシップ

第13条 労使関係におけるソーシャルパートナーシップとその原則

13.1. ソーシャルパートナーシップとは、労使関係および関連する問題についての関係者の利益を調整することによって社会的コンセンサスを構築することを目的とした、使用者、労働者、それらの代表者および政府組織の間でなされる、二者または三者間の協力関係のことをいう。

13.2. ソーシャルパートナーシップにおいては、次の原則に従う。

13.2.1. 法の支配を支持する。

13.2.2. 当事者の平等な参加を確保する。

13.2.3. 相互の権利と正当な利益の尊重。

13.2.4. 自主的な負担。

13.2.5. ソーシャルパートナーシップに対する国家の支援。

第14条 ソーシャルパートナーシップ実施のレベルと形態

14.1. 政府、国の中央および地方の行政組織においては、労働者および使用者の権利および正当な利益組織の間で、労働および社会保障問題に関する当事者の利益を調整し、政策を策定し、それらの実施および相互理解について団体交渉し、協議すること。

14.2. 二者間の社会的パートナーシップは、相互合意、団体交渉、労働協約および労使協定の締結により、労働者の権利および労働者の正当な利益の問題について、部門、部門間、事業体および組織のレベルで、当事者によって実施される。

14.3. 以下の内容について、問題に応じて、三者間の社会的パートナーシップの枠組みの中で規定される可能性がある。

14.3.1. 政策問題に関する社会的パートナーシップに関する三者間、部門、部門間、アイマク、首都、ソムおよび地区の労働協約。

14.3.2. ソーシャルパートナーシップに関する三者共同声明。

14.3.3. 政策実施に関する推奨事項、ガイドラインおよびマニュアルの制定。

14.3.4. 法律で規定されたその他の事項。

14.4. 以下の内容は、二者間での社会パートナーシップの枠組みの中で規定される可能性がある。

14.4.1. 部門および部門間の団体交渉。

14.4.2. 労使協定。

14.4.3. 法律で規定されたその他の事項。

第15条 三者間の社会的パートナーシップの管理

15.1. 三者間の社会的パートナーシップは、労働と社会のパートナーシップに関する三者全国委員会（以下「全国委員会」と呼ぶ。）、労働と社会のパートナーシップに関する三者委員会（以下「小委員会」と呼ぶ。）

別冊4 法律の訳文

ぶ。) およびアイマグと首都の三者の労働と社会的パートナーシップ委員会 (以下「アイマグと首都の委員会」と呼ぶ。) によって管理される。

15.2. 「全国委員会」は、同数の政府の代表者、労働者および使用者の権利および正当な利益を代表および保護する国内組織で構成され、政府の下で活動する。

15.3. 「小委員会」は、問題を担当する国の中央行政機関の同数の代表者で構成され、労働者と使用者の権利と正当な利益を代表し、担当大臣の下で活動する。

15.4. 「アイマグと首都の委員会」は、労働者または使用者の主導で、労働者および使用者の権利と正当な利益を代表し保護する地方行政組織、アイマグおよび首都組織からの同数の代表者で構成され、アイマグ知事の下で活動する。

15.5. 「全国委員会」、「小委員会」、「アイマグと首都の委員会」とそのメンバーは、独立して活動する。

15.6. 「全国委員会」の構成員は、首相が定める。「小委員会」の構成員は、当該問題を担当する大臣が定める。「アイマグと首都の委員会」の構成員は、知事が定める。

15.7. 「全国委員会」は、事務局を持つ。事務局の運営費は、国家予算から賄われる。

15.8. 「全国委員会」の憲章は、政府が承認し、「小委員会」及び「アイマグと首都の委員会」の憲章は、「全国委員会」が定める。

第16条 全国委員会の権限

16.1. 「全国委員会」は、以下の権限を行使する。

16.1.1. 労働および社会的保障に関して、法律を改善するための提案を行い、法律案を事前に審査し、法案に関する意見を提出し、法律を広報し実施すること。

16.1.2. 二国間および三者間の社会的パートナーシップの発展を支援すること。

16.1.3. 関連する規制、規則、方法論を承認および施行し、本法によって付与される権限の範囲内で決議を定めること。

16.1.4. 本法第102.1.1条に定める原則を実施するための方法論を承認し、評価した結果を公表すること。

16.1.5. 労働争議の防止に関して、研修と広報を組織的に実施すること。

16.1.6. 労働仲裁のため、三者構成のソムと地区の労働者の権利紛争解決委員会を設立すること。

16.1.7. 特定の労働形態について、それが労働問題に関連している場合に、勧告を行うこと。

16.1.8. 労働仲裁人および労働調停人の名簿を編集し、それらを任命、解任、および専門化すること。

16.1.9. 法律で規定されているその他の権限。

第17条 国家資格の範囲

17.1. 国の職業分類、定義、職業基準を承認し、専門のレベルを決定、認識および認定するプロセスは、国家資格の範囲である。

17.2. 専門的基準の承認、教育と訓練の結果と専門性のレベルとの関係の定義と評価およびレベル間の移行について、法律で規制する。

別冊4 法律の訳文

17.3 国家資格の範囲を、確立および規制するための手続は、労働問題を担当する国の中央行政機関、使用者および専門職協会の権利および正当な利益を保護するための組織の提案に基づき、政府によって承認される。

17.4. 労働および教育の担当大臣は、人の資格のレベルを評価、認識および証明するための手順を共同で定める。

17.5. 職業基準は、使用者の権利と正当な利益を代表し保護する組織と専門家協会によって共同で作成する。

17.6. 職業基準は、労働者の労働条件、労働経験、経験、知識、スキル、能力、態度、資格レベルおよび業績評価基準に基づいて決定する。

17.7. 職業の国家的分類と定義は、使用者と専門職協会の権利と正当な利益を代表する組織の提案に基づいて、セクターを担当する国の中央行政機関によって開発され、労働問題担当の内閣メンバーによって承認される。

第3章

団体交渉

第18条 団体交渉

18.1. 労働協約および労使協定は、団体交渉を通じて当事者によって締結される。

18.2. 国組織は、団体交渉の参加者に必要な情報を提供し、専門的かつ方法論的なアドバイスを提供する。

第19条 団体交渉の基本原則

19.1. 団体交渉の当事者は、以下の原則に従う。

19.1.1. 議論されている問題について、対話と相互理解を通じて合意に達することをいとわないこと。

19.1.2. 平等な権利を持つこと。

19.1.3. 透明性があること。

19.1.4. 本法の第34.1条および第37.1条に従って、交渉の範囲を決定すること。

19.1.5. 必要な情報を提供および交換し、事業体、組織および個人の秘密を漏らさないこと。

19.1.6. 代表者の構成を決定する際に性別のバランスを考慮に入れること。

19.1.7. 政治的影響から解放されていること。

19.1.8. 当事者の代表は平等に取り扱われること。

19.1.9. 当事者は、合意の枠内で自主的に義務を負うこと。

第20条 団体交渉の開始

20.1. いかなる当事者も団体交渉を開始することができる。その際、本法第21.1条に定める要件を満たす提案は、書面で相手方に提出する。

別冊 4 法律の訳文

20.2. 事業体または組織に複数の労働組合がある場合、団体交渉に参加する代表者の数は、会員数の比率に基づいて決定される。

20.3. 国、アイマク、首都、ソム、地区およびセクターに複数の労働組合、使用者の権利および正当な利益を保護するための組織がある場合、団体交渉に参加する代表者の数は、団体交渉の比率に基づいて決定される。

20.4. 労働協約または労使協定に別段の定めがない限り、当事者は、期間満了の6か月前までに新しい労働協約または労使協定について、団体交渉を開始することができる。

第 21 条 団体交渉の開始と交渉

21.1. 団体交渉の開始の際、当事者は、団体交渉を行う組織の構成、労働協約および労使協定によって解決されるべき問題に関する提案を、相手方に対し、書面により通知する。

21.2. 当事者は、以下の期間内に団体交渉を開始する。

21.2.1. 労働協約に関する団体交渉の通知を受け取った日から 10 営業日以内。

21.2.2. 団体交渉に関する通知を受け取った日から 15 営業日以内。

21.3. 通知を受けた当事者が、本法第 21.2 条に規定された期間内に団体交渉を開始しなかった場合、または団体交渉中に当事者間で意見の相違があった場合、紛争は本法第 11 章に従って解決されるものとする。

21.4. 団体交渉の参加者は、交渉中に知った組織または個人の秘密に関連する情報を開示し、他の目的で使用しない義務を負う。

21.5. 団体交渉の開始前に、当事者の代表者は交渉の手順に同意し、書面で確認する。

21.6. 外部の専門家、コンサルタント、その他の専門的知見を持つ者は、当事者間の相互合意により、団体交渉プロセスに参加するよう求めることができる。

第 22 条 団体交渉プロセスへの干渉の禁止

22.1. 団体交渉中に、国の組織、公務員、宗教団体、政党、非政府組織、事業体、組織、および個人が何らかの形で干渉、影響、または妨害することを禁止する。

22.2. 本法第 22.1 条に違反する者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第 23 条 情報の提供

23.1. 使用者と労働者の代表者は、団体交渉に必要な情報を互いに提供する義務がある。

23.2. 団体交渉、労働協約の起草、労使協定の作成中、締結当事者の要請に応じて、国組織は、国の社会的および経済的状况ならびに現在および将来の状態に関する団体交渉に必要なその他の情報および文書を提供する責任がある。

第 24 条 団体交渉への参加者の保証

24.1. 団体交渉の参加者に支払われる報酬および関連費用は、本法第 21.5 条に従って決定される。

別冊4 法律の訳文

24.2. 団体交渉に参加する労働組合の労働者、選出された役員または労働者代表は、交渉中およびその後1年以内に、労働懲戒処分、別の職務への異動、給与、事業体、組織およびその支部の整理解雇の対象とならない。交渉の中止を理由として、または本法第 80.1.4、80.1.5、80.1.6 条に規定されている以外の理由で、使用者の主導で労働関係を終了することを禁じる。

24.3. 本法第 24.2 条に違反する者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第 25 条 ストライキとその開始

25.1. 労働組合は、以下の理由でストライキを開始および開催する権利を有する。

25.1.1. 使用者が、本法第 21.2 条で指定された期間内に団体交渉を開始しない場合。

25.1.2. 使用者側の理由に基づき、団体交渉が停滞した場合。

25.1.3. 使用者または使用者の代理人が、本法第 147.1 条で指定された調停手続に参加する義務を果たさなかった場合。

25.1.4. 使用者または使用者の代理人が、労働調停手続への参加を拒否しまたは調停段階で労働紛争を解決できなかった場合。

25.1.5. 使用者または使用者の代理人が、労働仲裁手続への参加を拒否した場合。

25.2. 労働協約、部門間、部門間および全国の労使協定の実施に関連する紛争を解決する過程で、本法第 25.1.4 条および第 25.1.5 条に規定された理由が生じた場合、ストライキを開始および組織することができる。

25.3. ストライキを開始および組織する際には、以下の原則に従う。

25.3.1. 係争中の問題の重要性を考慮してストライキを組織するかどうかを決定し、ストライキの期間と範囲を決定すること。

25.3.2. 交渉に利用可能なすべての機会を利用した後、最後の手段としてストライキを選択して開始すること。

25.3.3. ストライキ終了直後に通常の活動を再開すること。

25.4. 労働者は、労働組合のメンバーであるかどうかに関係なく、自発的にストライキに参加する権利がある。

25.5. 法律で別段の定めがある場合を除き、労働者はストライキへの参加または継続、あるいはストライキの停止または参加の拒否を強制されてはならない。

第 26 条 ストライキと一時的閉鎖/ロックアウト/

26.1. 各レベルの労働組合の役員は、事業体、組織、その支部および部門の労働者の過半数が投票に参加し、その過半数が支持する場合、ストライキを宣言するかどうかを決定できる。

26.2. 部門レベルまたは全国レベルでストライキを組織するかどうかの問題は、各レベルの労働組合のメンバー組織の過半数がストライキを宣言する投票に参加して、それぞれのレベルの労働組合によって決定される。

26.3. ストライキを宣言する決定を行う際には、以下のことを議案とする。

別冊 4 法律の訳文

26.3.1. ストライキの可否に関する投票結果。

26.3.2. ストライキの日付、時間、範囲。

26.3.3. ストライキの組織および交渉代表者の構成に関連して、使用者と連絡を取る義務がある連絡担当者。

26.4. ストライキを実施する者は、ストライキ開始の少なくとも 5 営業日前に、ストライキの決定を書面で使用者に提出する義務を負う。

26.5. ストライキ中または一時的なロックアウト中、ストライキの参加者は、職場の労働者に対し、平和的な方法でストライキに参加するよう呼びかけることができます¹²。

25.6. ストライキに参加している労働者の職場外から、使用者が一時的に労働者を労働することは禁止される¹³。

26.7. ストライキに参加しなかった労働者は、職務を遂行する権利を有し、この権利の行使を妨害することを禁じる。

26.8. ストライキ開始後、使用者が労働者の要求を受け入れることが不可能であると判断した場合、職場を部分的または完全にロックアウトする措置を講じることができる。

26.9. 使用者は、ロックアウトの少なくとも 5 営業日前に、ロックアウトの月、日、時間、および範囲について、職場の一時的な閉鎖（ロックアウト）に関する決定を、書面で、労働者の代表者に通知する。

26.10. ストライキまたは一時的なロックアウトの間、当事者は、合意によって労働争議を解決するための措置を講じる義務を負う。

26.11. ストライキまたは一時的なロックアウトの主催者は、これらの準備期間及び実施期間中、市民の公序良俗、健康、安全および財産を保護するための措置を講じ、必要に応じて、関連する国の組織が職員を支援する。

第 27 条 ストライキの管理、ストライキの一時停止または再開、またはストライキの終了

27.1. ストライキは、関連する労働組合が主導する。

27.2. ストライキを組織する労働組合は、ストライキに関連して労働者の総会を招集し、労働者の権利と正当な利益に影響を与える問題について使用者から情報を入手し、係争中の問題に関する専門家を招き、ストライキを行う権利を有する。

27.3. ストライキを組織する労働組合は、ストライキを一時停止する権利を有する。

27.4. ストライキを再開する決定がなされた場合、ストライキの再開の少なくとも 24 時間前に、使用者に対し、書面で通知されなければならない。

27.5. ストライキは、労働紛争を解決するための交渉代表者間の合意に達したとき、労働協約または労使協定を締結したとき、ストライキを違法と裁判所が宣言したときまたはストライキを組織した労働組合の主導により終了する。

¹² ピケティングの適法性。

¹³ スト破りの禁止。

第28条 ストライキとロックアウトの禁止、延期、停止

28.1. 防衛、国家安全保障、公序良俗の維持など、国民に不可欠なサービスを提供する組織の労働者は、組合を組織し、労働協約を締結する権利を有するが、ストライキを開始、組織、または参加することは禁じられる。不可欠なサービスを提供する事業体および組織のリストは、国内委員会の提案に基づいて政府によって承認される。

28.2. 本法第28.1条に規定されている事業体および組織に対する利害の紛争は、労働仲裁によって解決されるものとし、政府および使用者は、この決定を直ちに遵守する義務を負う。

28.3. 交渉中の段階、労働仲裁人、労働仲裁および裁判所を通じた労働紛争の解決の段階で、職場をストライキまたは一時的に閉鎖（ロックアウト）することは、禁止される。

28.4. 当事者が、労働仲裁によって労働紛争が解決されたことを認めた場合、当事者は、ストライキおよび一時的なロックアウトを終了する義務を負う。

28.5. 電気、熱エネルギー、公共水道、国際、都市間および都市内の公共交通機関、電気通信、鉄道および民間航空サービスの事業体および組織の労働者は、ストライキおよび一時的なロックアウトを開始し、組織し、参加する権利を有する。これらの組織によって住民に提供される最低限のサービスは、全国委員会の提案に基づいて政府によって承認される。

28.6. 人命、安全、健康に危険が及ぶ場合、またはこれらが生じる可能性のある状況が発生した場合は、ストライキまたは一時的なロックアウトを最大30日間延期し、開始されたストライキまたは一時的職場閉鎖（ロックアウト）を停止する。政府は、同じ期間、それらを一時停止する決定を下す。政府の決定に同意しない場合、裁判所に不服申立ができる。

28.7. 本法第28.1条に違反した者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第29条 ストライキおよび一時的閉鎖が違法とみなされる場合

29.1. 当事者は、ストライキまたは職場の一時的な閉鎖を違法と宣言するよう裁判所申し立てる権利を有する。

29.2. 裁判所は、以下の場合、ストライキの組織化または職場の一時的な閉鎖を違法とみなす。

29.2.1. この法律に定められた手続の違反がある場合。

29.2.2. 調停が実施中である場合。

29.2.3. 労働調停の段階にある場合。

29.2.4. 労働仲裁の段階にある場合。

29.3. ストライキが組織されたことまたは職場の一時的な閉鎖がなされたことを違法であると宣言する裁判所の決定が出された場合、関係者はストライキと一時的なロックアウトを直ちに終了するものとする。

第30条 ストライキ権の行使に関する保証

30.1. ストライキへの労働者または労働者の代表者の参加に関連して、使用者の主導で労働懲戒処分を課し、別の仕事に異動させ、労働関係を終了するなどして、労働条件を変更することは禁じられる。

30.2. 当事者は、労働争議を解決する過程で、ストライキに参加した労働者に対する補償の問題を決定することができる。

30.3. 使用者は、ストライキに参加しなかったが、ストライキのために職務を遂行できなかった労働者に対し、平均給与に等しい報酬を支払わなければならない。

30.4. 本法第 30.1 条に違反する者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第 4 章

労働協約と労使協定

第 1 節

一般的な理論的根拠

第 31 条 労働協約および労使協定の締結

31. 労働協約および労使協定は、本法第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条および第 24 条に定める手続に従って締結される。

31.2. 団体交渉を開始する人数に関係なく、1 つの労使協定がそれぞれのレベルで締結される。

31.3. 労働協約および労使協定は、3 年を超えない期間を定めて締結される。

31.4. 給与問題に関して締結される労働協約および労使協定は、最低でも 1 年間の期間を定めて締結される。

31.5. 労働協約または労使協定の期間は、当初の期間を超えない期間の範囲で、当事者の相互合意により延長することができる。

31.6. 使用者は、労働協約および労使協定の実施のために使用者が必要とする資金を予算に含め、それらの実施のための条件を作成する義務を負う。

31.7. 労働協約または労使協定に別段の定めがない限り、その実施は当初締結した際に定められた手続に従う。

第 32 条 労働協約および労使協定の登録とデータベースの作成

32.1. 労働者の代表者または使用者の代表者は、労働協約、アイマグ、首都、ソムおよび地区の労使協定を、関連する国の労働当局に提出し、支部または部門間の労使協定を国の労働を担当する中央行政機関に提出する。これらの提出は、締結から 10 営業日以内に行う。

32.2. 登録当局は、5 営業日以内に労働協約および労使協定が法律に準拠しているかどうかを確認し、法令違反のない場合、労働協約および労使協定を登録してデータベースに入力する。この登録により、労働協約および労使協定が有効なものとして発効する。

32.3. 登録当局が、労働協約または労使協定の登録を拒否した場合、拒否の理由を説明し、当事者が労働協約および労使協定を法律に準拠させるように補正することを許可する。労働協約または労使協定の登録を拒否する決定に対しては、上部機関または裁判所に対し不服申立できる。

別冊4 法律の訳文

32.4. 労働問題を担当する大臣は、労働協約および労使協定の登録およびデータベースの作成の手続を定める。

32.5. 国レベルの労働協約は、当事者による署名により発効する。

第33条 労働協約および労使協定の監視と実施

33.1. 当事者は、労働協約および労使協定の実施を監視するものとし、監視の方法および形式は、当事者間で合意し、労働協約および労使協定に反映させる。労使協定に別段の定めがない限り、アイマグ、首都、ソム、地区における団体交渉協定の実施は、それぞれのレベルの知事によって監視され、全国委員会は団体交渉協定の実施を監視するものとする。

33.2. 当事者は、労働協約および交渉協定の実施および進捗に関する情報を相互に提供する義務を負う。

33.3. 労働協約または労使協定の実施に干渉または妨害することは、いかなる者であっても禁止される。

33.4. 労働協約または労使協定の実施するにあたり、当事者間でその解釈について意見の相違がある場合は、労働法に従って、合意により事前に問題を解決する旨を労働協約および労使協定に定める。

33.5. 使用者は、労働協約及び労使協定を、すべての労働者が閲覧可能な場所に配置する義務を負う。

第2節

労使協定

第34条 労使協定により規制される関係

34.1. 以下の関係は労使協定によって規制される。

34.1.1. 国の労使協定により、人的労働、関連する権利および正当な利益を保護するために国家レベルで従うべき政策の方向性。

34.1.2. 労使協定によって定まるセクターの労働者の労働条件、労働組織、労働規範、規範、関税および給与。

34.1.3. アイマグ、首都、ソムおよび地区の団体交渉によって、それぞれの行政主体の管轄ごとに従うべき人的労働、関連する権利および正当な利益の保護のためのガイドライン。

34.2. 自営業者、遊牧民、パートナーシップのメンバー、協同組合および非公式経済に働いている労働者のこの法律の第5.1条に定められた基本的権利および基本原則を実施し、これらの者の労働安全衛生および労働を支援することについては、地域労使協定に定め、実施することができる。

第35条 労使協定の範囲

35.1. 国の労使協定は、モンゴルの領土で活動するすべての労働者と使用者に適用される。

35.2. 部門内および部門間の労使協定は、協定の当事者が代表するすべての労働者および使用者に適用される。

35.3. 部門内または部門間の労使協定の当事者は、各部門を担当する国の中央行政機関に、その部門のすべての使用者および労働者に労使協定の全部または一部を適用されるよう、要望を提出することができる。

別冊4 法律の訳文

35.4. 各部門を担当する国の中央行政機関は、本法第 35.3 条に規定された要請については、労働を担当する国の中央行政機関と協力して、労使協定の当事者の代表する能力及び当該労使協定に追加する使用者及び労働者の意見を考慮して、決める。

35.5. アイマク、首都、ソム、地区の労使協定は、それぞれの行政主体及び管轄単位のレベルで有効である。

35.6. 労使協定の内容が上位の労使協定と矛盾する場合、労働者の権利を低下させる規則は無効とみなされる¹⁴。

第 36 条 労使協定の締結団体

36.1. 労使協定は、以下の当事者によって締結される。

36.1.1. 政府、使用者と労働者の権利と正当な利益を代表し保護する国家組織。

36.1.2. 部門内および部門間の使用者と、労働者の権利と正当な利益を代表し保護する支部組織。

36.1.3. アイマク、首都、ソム、地区の団体交渉協定の各レベルの知事、使用者、労働者の権利と正当な利益を代表し、保護する管轄組織。

36.2. 国がセクターの使用者である場合、関連する国の中央行政機関は、単独で、またはセクターの他の使用者の代表者と協力して団体交渉に参加する。

36.3. 国がセクターの使用者でない場合、セクターを担当する国の中央行政機関は、セクター内およびセクター間の労使協定の当事者の一者の要請に応じて団体交渉に参加する。

第 3 節

労働協約

第 37 条 労働協約により規制される関係

37.1. 当事者は、労働協約によって規制される関係について相互に合意するものとし、労働者の権利および正当な利益に関連する以下の問題が労働協約に反映させることができる。

37.1.1. 基本給与体系、追加の給与、追加手当、ボーナス、各種手当および報酬の金額。

37.1.2. 基本給与の給与表、昇給のパーセンテージおよび頻度。

37.1.3. 使用者が労働者に支払う年金、手当、その他の支援や割引の額。

37.1.4. 労働者の労働条件の柔軟な規律の問題。

37.1.5. 労働者の専門能力開発および新しい職業能力習得のための条件と手順。

37.1.6. 職場の労働安全と衛生状態およびその実施に必要な費用を改善するための措置。

37.1.7. 新しい労働形態の適用、技術的および技術的進歩と民営化の導入、事業体、組織、その支店およびユニットの清算および再編成の場合に労働者の権利および正当な利益を保護するための措置。

37.1.8. 労働組合、その労働者および選出された役員が、活動を行うための条件と機会を確保するための措置。

¹⁴ 上位の労使協定の規範的効力。同条は強行的効力のみを規定するが、2. 5で直律的効力が認められている。

別冊4 法律の訳文

37.1.9. 事業体または組織で働く高齢者、労働災害、急性中毒および職業病のために健康を失った労働者を支援するための措置。

37.1.10. 家族の多い労働者、シングルマザー、シングルファーザー、または障害のある家族を持つ労働者への便宜供与、事業体および組織のためのアパート、幼稚園、保育園、社会的および文化的建物および施設の建設およびそれらの運営。

37.1.11. その他の事項。

第38条 労働協約を締結する当事者

38.1. 労働協約は、使用者の代表者と労働組合によって締結され、そのような組織がない場合は、従業員総会によって選出された労働者の代表者によって締結される。

第39条 労働協約の範囲

39.1. 労働協約は、そのすべての支店、ユニットおよび部門を有する事業体または組織と締結する。

39.2. 当事者は、労働組合が締結した労働協約の対象となる労働者の範囲について相互に合意する。労働者総会によって選出された労働者代表によって締結された労働協約は、事業体または組織のすべての労働者を対象とする。

第40条 労働協約の遵守

40.1. 事業体または組織の運営主体、法人の形態、その管理構造および構成の変更は、労働協約の終了の理由とならない。

40.2. 事業体または組織の再編成または所有者の変更の場合、労働協約の維持、修正、および労働協約の更新の問題は、使用者と労働者の代表者との間の合意によって決定される。

40.3. 事業体または組織は、その清算手続が完了するまで労働協約を遵守する。

第5章

労働関係

第1節

一般的な理論的根拠

第41条 労働関係を確立するための条件

41.1. 使用者または使用者を代表する権限を与えられた者は、労働関係が確立される前に、実行される仕事、労働条件および給与について労働される者に対し、通知する義務がある。

41.2. 使用者またはその代理人は、労働される者の職務、給与額およびその他の労働条件について合意した場合には、労働者が職務を開始したときに労働関係を確立する義務を負う。

別冊4 法律の訳文

41.3. 使用者と被使用者との関係が、本法第 4.1.15 条に規定する労働関係の性質のものである場合、労働契約以外の契約を締結することは禁じられる。労働契約以外の契約を締結した場合は、労働契約が締結されたものとみなされ、その関係は労働関係の性質を有する。

第 42 条 労働者の基本的権利と責任

42.1. 労働者は、次の基本的権利を有する。

42.1.1. 使用者との労働契約を自主的に締結、変更、終了すること。

42.1.2. 労働安全および衛生の要件と基準を満たす職場で働き、この点に関する事実情報を受け取ること。

42.1.3. 実行された作業に見合った報酬を受け取ること。

42.1.4. 関連手続に従って、年次休暇を享受し、個人休暇を取ること。

42.1.5. 自己の労働者としての権利と正当な利益が侵害されたと考える場合、権限ある者に対し苦情を申し立てること。

42.1.6. 社会保険および健康保険の保険料の支払と認証を監視し、不正確で不完全な入力や誤りを修正するよう要求すること。

42.1.7. 法律で定められているその他の権利。

42.2. 労働者には次の主な責任がある。

42.2.1. 自分の能力と機会を適切に使用して、自分の職務を忠実に遂行すること。

42.2.2. 労働法、労働協約、労使協定、労働契約、就業規則を遵守し、労働時間を遵守し、職務の遂行のためだけに労働時間を費やすこと。

42.2.3. 職場到着時に職務を遂行できるようにすること。職務を遂行する際にアルコール、薬物、向精神薬を使用しないこと。ハラスメント、暴力、セクシャルハラスメントをしないこと。

42.2.4. 使用者の許可がない限り、使用者の活動と直接競合または重複する仕事またはサービスに従事しないこと。

42.2.5. 技術者および技術的手順に従うこと、労働安全および衛生法の分野で使用者から与えられた指示に従うこと。

42.2.6. 使用者の生命、健康および財産に危険な状況が発生した場合、使用者およびその直属の上司に直ちに通知すること。

42.2.7. 使用者の管理機能を実行する権利を尊重し、使用者および使用者の代理人の法的義務を適切に履行すること。

42.2.8. 組織や個人の秘密、および使用者が職務を遂行するプロセスについて精通している場合に、使用者の事業に関連する情報を漏らさないこと。

42.2.9. 使用者に正確な情報を提供し、使用者の要求に応じて行われた作業について報告すること。

42.2.10. 社会保険および健康保険について強制的に保険をかけられること。

42.2.11. 資格とスキルを向上させること。

42.2.12. 法律で定められているその他の義務。

第43条 使用者の基本的権利と義務

43.1. 使用者は以下の基本的権利を有する。

43.1.1. 関連する法律に従い、労働者と締結した労働契約を修正、終了、または終了すること。

43.1.2. 労働者が職務を遂行し、労働法、労働契約および就業規則を遵守することを要求すること。

43.1.3. 労働者に報酬を与えること。

43.1.4. 法律に従って、労働者に労働懲戒処分および財産責任を課すこと。

43.1.5. 法律の枠内で労働者から必要な情報を入手すること。

43.1.6. 労働者の代表者の提案を考慮に入れて、事業体および組織のレベルで従うべき就業規則を確立し、実施すること。

43.1.7. 法律で定められているその他の権利。

43.2. 使用者は以下の主な責任を負う。

43.2.1. 労働協約または労使協定によって決定されていない場合、事業体または組織における、決められた日までに労働者に給与を支払うこと。労働基準を合理的に設定すること。給与システムおよびそれが適用されるルールについて労働者に通知すること。

43.2.2. 労働法、労働協約、労使協定、労働契約、就業規則を遵守し、労働者の職務内容と労働契約の写しの内容について証明すること。

43.2.3. この法律に従い、個人と労働契約を結び、労働安全衛生法に定められた要件と基準を満たし、差別、ハラスメント、暴力、セクシャルハラスメントのない職場を提供すること。

43.2.4. 労働者の権利、自由、正当な利益、名誉および評価を尊重すること。

43.2.5. 労働者の個人的な秘密を守ること。

43.2.6. 労働者に、職務の遂行に必要な作業、設備、工具、文書、およびその他の物品を提供し、指示を与えること。

43.2.7. 労働者を強制的な社会保険および健康保険に加入させ、法律で定められた保険料の支払いとその報告を行い、社会保険と健康保険の保険料の支払いの確認をすること。

43.2.8. 職場で制御機器を操作する必要がある場合は、事前に従業員に通知し、使用規則を確立して実施し、労働安全衛生法第3.1.15条で定められた職場に制御機器を配置しないこと。

43.2.9. 法律に従って、職務に関連する分野での専門能力開発および再訓練の機会を労働者に提供すること。

43.2.10. 労働契約の終了または終了の理由を説明および提示すること。

43.2.11. 法律で定められた最大労働時間を超えて労働者を労働しないこと。

43.2.12. 法律で定められているその他の義務。

43.3. 使用者は、労働時間と休憩時間を規定し、柔軟な労働条件を用いて、これらのことを労働協約と就業規則に導入することにより、労働者の仕事と生活のバランスをサポート¹⁵し、労働者の子供に優しい児童保護方針を実施する。

¹⁵ ワークライフバランスを規定。特に子の保護を強調。

第44条 使用者による情報の取得、処理、保存および使用に関する一般要件

44.1. 労働関係にある間、使用者は、労働者を労働し、労働者と連絡を取るために、労働者から必要な情報を取得、処理、保存、および使用することができる。

44.2. 使用者が第三者から労働者情報を入手する必要がある場合、使用者は情報を入手するための要件と目的を、事前に、労働者に通知する。

44.3. 法律で別段の定めがない限り、労働者のプライバシー、支持政党、公的機関や労働組合への加入に関連する情報を取得、処理、保存することを禁じる。

44.4. 使用者は、労働者の情報の保管と保護に関連する費用を負担する。

44.5. 使用者は、法律に従って国当局から要求された場合、労働者情報を提供する義務を負う。

第45条 労働者情報を取得、処理、保存、および使用するための手続

45.1. 使用者は、法律に従って労働者情報を取得、処理、保存、および使用するための手続を承認および実施する。

45.2. 使用者は、労働者情報およびその変更を取得、処理、保存、および使用するための手続を、すべての労働者が閲覧可能な状態に配置する義務を負う。

第46条 情報保護に対する労働者の権利

46.1. 労働者は、使用者が保存したすべての自己に関する情報を、無料で、受け取る権利を有する。

46.2. 労働者は、使用者に対し、自己に関する不正確または不完全な情報を訂正するよう要求する権利を有する。

46.3. 使用者が、労働者情報を違法に取得、処理、保存、使用、または送信した場合、労働者は管轄当局に苦情を申し立てる権利を有する。

第2節

労働契約の一般規定

第47条 労働契約とその当事者

47.1. 使用者と労働者は、相互に合意して、労働契約を締結する。

47.2. 個々の使用者は、完全な法的能力を有するものとする¹⁶。

第48条 労働契約の形態

48.1. 使用者は、書面により労働契約を締結するものとし、これは当事者によって署名され、契約書の写しを労働者に提供する義務がある。

¹⁶ この条文は、使用者の権利能力・行為能力等の欠如によって労働契約を無効・取消できないという趣旨であると思われる。

別冊4 法律の訳文

48.2. 正当な理由により書面で労働契約が締結されていない場合、使用者は、労働者が職務を遂行し始めてから10営業日以内に労働契約を書面で締結する義務を負います。

48.3. 労働関係は、労働契約が書面で締結されているかどうかに関係なく、労働者が職務を遂行し始めたときに確立されたとみなす。

48.4. この法律の第48.2条に違反した者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第49条 労働契約の条件

49.1. 労働契約には、以下の主要な条件が含まれる。

49.1.1 職務記述書に指定されたとおりの、職場の名称と労働義務の内容。

49.1.2. 労務提供する場所。

49.1.3. 給与の額。

49.1.4. 労働条件。

49.2. 当事者は、労働契約に以下の条件を含めることができる。

49.2.1. 労働時間と休憩時間。

49.2.2. 賃金の支払手続。

49.2.3. 労働契約の終了または終了の理由。

49.2.4. 労働規律および苦情申し立て手続。

49.2.5. 職場において必要な技術と能力の要件。

49.2.6. その他当事者の相互合意による内容。

49.3. 本法第49.1条に規定されている条件に加えて、財産責任、守秘義務、訓練および競業避止義務などの追加条件が労働契約で相互に合意され、労働契約に付随する特別契約を締結することができる。

第50条 労働契約の期間

50.1. 労働契約は、以下の場合を除き、無期限に締結される¹⁷。

50.1.1. 見習い労働。

50.1.2. 試用期間中の労働。

50.1.3. 季節労働。

50.1.4. 代替要員としての労働¹⁸。

50.1.5. 一時的な労働¹⁹。

50.1.6. 資金調達のための労働および実行する業務を限定した期間限定の労働。

50.2. 無期限の労働契約は、季節的な職務を定期的に行う労働者との間でも締結する。

¹⁷ 期間の定めのない労働契約の原則。

¹⁸ 直訳すれば「仕事を続けている労働者の代わりに労働」。

¹⁹ パートタイム・アルバイト労働のこと。

別冊 4 法律の訳文

50.3. 使用者がこの法律の第 50.1.3 条、50.1.4 条、50.1.5 条、および 50.1.6 条に規定されている労働契約の終了について労働者に対し予告しておらず、労働者が引き続き勤務している場合、契約は当初の労働契約の期間、延長されたものとみなす。

50.4. 本法第 58.1.3 条および第 139.1 条に規定されている場合を除き、期間の定めのある労働契約は、当初締結された期間と延長期間の合計が 2 年を超える場合には、無期限に締結されたものとみなす。

50.5. 労働契約の期間は、暦年、月日、または本法第 50.1.3 条、50.1.4 条、50.1.5 条、および 50.1.6 条に規定された職務を遂行するために避けられない必要な期間によって決定される。

第 51 条 職務記述書の入手

51.1. 使用者が、労働者との間で、労働契約を締結する必要があると判断した場合、使用者は、以前の使用者から、職務記述書を入手することができる。

第 52 条 労働契約の改正

52.1. 両当事者は、労働契約を修正することを相互に同意することができる。

第 53 条 労働契約に明記されていない職務の遂行の制限

53.1. 使用者は、労働者の同意がありまたは本法で規定されている場合でない限り、労働契約で規定されていない業務を行うことを労働者に要求することはできない。

53.2. 労働者が、労働契約で規定されていない業務を行うことに同意する場合、使用者は、労働者との間で、事前に、労務提供義務の内容と支払われる報酬について、同意する。

第 54 条 労働者が職務の遂行を拒否する権利

54.1. 労働者は、以下の場合に職務の遂行を拒否する権利を有する。

54.1.1. 労働者または第三者の生命または健康に害を及ぼす可能性のある状況が発生した場合。

54.1.2. 使用者が、法律に従って時間外労働することを要求した場合。

54.1.3. 使用者が、支払日から 30 日以内に労働者の給与を支払わない場合。

54.2. 労働者は、本法第 54.1 条に従い、使用者および使用者の代理人に対し、職務の遂行を拒否することを直ちに通知し、拒否の条件がなくなるまで労働しない権利を有する。

54.3. 使用者は、本法第 54.1 条に定められた、労働者が職務を遂行することを拒否したことに関して、労働者に対、労働懲戒処分を課すことを禁じる。

第 55 条 職務遂行の停止

55.1. 権限ある者が、刑事手続法に従って、公務を遂行する労働者に対し、職務の停止措置を課すことを決定した場合、使用者は、当該公務を遂行する労働者の職務の遂行を停止し、報酬の支払を停止する。

55.2. 本法第 55.1 条で定められた権限ある者の決定が無効になった場合、職務の停止決定を行った者は、3 営業日以内に、使用者に対し、これを通知する。

別冊4 法律の訳文

55.3. 当該公務を遂行する労働者の労働は、本法第 55.1 条で指定された期間の満了日または本法第 55.2 条で定められた条件の発生日から再開されたものとみなす。

55.4. 公務の遂行を停止する決定に根拠がないことが判明した場合、公務を遂行する労働者は、刑事手続法第 45 章に従い、職務停止期間中の給与を請求しこれを回収する権利を有する。

55.5. 電気、熱、公共水道、国際、都市間、都市の公共交通機関、特殊目的の輸送、電気通信、鉄道、民間航空の管理、公共の安全、健康、快適さなどの分野またはこれらに関連する業務に従事している労働者が、アルコール、薬物または向精神薬を使用したかどうかの確認を不当に拒否した場合、医学的見地から職務に適合していることが確認されるまでの期間、その職務は停止される。

第 56 条 複数の業務を同時に実行する

56.1. 使用者は、労働者との合意により、仕事を組み合わせる、欠勤した労働者の一時的な交代を行わせる、労働者の労働時間内の追加の仕事または職務を行わせる方法で、業務量を増やすことができる。

56.2. 本法第 56.1 条に従って職務を行う労働者は、その職務に対応した追加の給与を支払われる。

第 57 条 並行労働契約²⁰の締結

57.1. 労働者は、主たる使用者以外の使用者の間で、主たる使用者の勤務時間外での並行労働契約を締結できる。その場合、労働者は主たる使用者に通知する義務がある²¹。

57.2. 労働者は、以下の場合において並行労働契約を締結する際、主たる使用者から許可を得る。

57.2.1. 本法第 65 条に規定されている特別な条件で、主たる使用者と労働契約を締結している場合。

57.2.2. 主たる使用者と同様の活動を行う、または市場で競争する事業体または組織で働く場合。

57.2.3. 電気、熱エネルギー、公共水道、国際、都市間および都市の公共交通機関、特殊目的の輸送、電気通信、鉄道、民間航空管理などの安全で健康的で快適な環境に住む権利とその提供に関連する業務を行う労働者である場合。

57.3. 並行労働契約を締結した労働者の総労働時間は、本法第 84.4 条に規定されている最大労働時間内でなければならない、これは労働者、主たる使用者および並行使用者によって管理される。

第 58 条 別の仕事への一時的な異動

58.1. 使用者は、以下の理由および期間で、一時的に、労働者を別の業務に異動させることができる。

58.1.1. 労働者は、事業体または組織内で労働される。または、労働者が合意した場合、別の事業体または組織に労働される。休業中の期間。

58.1.2. 労働災害または災害を防止し、その結果を排除するための不可避の必要性がある場合、またはそれが事業体または組織の通常の運営の混乱につながり、予測不可能な場合。状況の発生から最大 45 日間。

²⁰ 副業のこと。

²¹ 労働者の副業通知義務。

別冊4 法律の訳文

58.1.3. 医療労働検証委員会の決定に基づく場合に、労働者の業務能力が労働者の健康に抵触しない業務に異動させる。回復するまでの期間。

58.1.4. 妊娠中または授乳中の女性。診断書に記載された期間。

58.1.5. 証人および被害者である労働者の保護に関連する場合。権限を与えられた者の決定で指定された期間。

58.1.6. 労働者と合意したものと同質の別の仕事に従事する場合。

58.2. 本法第 58.1 条に規定されている理由で労働者を別の仕事に異動させる期間が満了した場合、その労働者は以前の仕事に復帰する。

58.3. 医療労働検証委員会が、本法第 58.1.3 条に規定された理由で一時的に異動した労働者について、元の職務に復帰させてはならないと決定した場合、労働者は、異動後の職務または別の適切な職務に異動する。

第 59 条 ローテーション²²

59.1. 使用者は、労働者との相互合意に基づき、以下の理由により、最大 3 年間、関連部門や支店、事業体または組織内において、労働者を異動させることができる。

59.1.1. 職務経験のバランスを取るため。

59.1.2. 特定の仕事での労働に備えて専門化させるため。

59.1.3. 複数の職場で働く能力を身につけさせるため。

59.1.4. 同じ職場で長期間働くことから生じうる外部の過度の影響を防ぐため。

59.2. 使用者は、労働者の交代中に、労働者の職務の変更に関連して直接発生した費用に対し負担する。

59.3. 労働者の同意なく、その地位と給与を減らすことを禁じる。

59.4. ローテーション期間が満了した場合、または本法第 80.1.1 条、第 80.1.2 条、第 80.1.3 条に規定された条件を満たした場合、労働者は、以前の職務に復帰する。

59.5. 前の仕事に復帰できない場合、同質の別の職務で労働される。

59.6. ローテーションを拒否したことを理由に、労働者に労働懲戒処分を課すことを禁止する。

第 60 条 労働者の職務の保持

60.1. 労働者は、次の理由で職務を遂行できなかった場合においても、職務を継続する。

60.1.1. 年次休暇を取得する。

60.1.2. 本法第 80.1.4、80.1.5、80.1.6 条で定められた場合を除き、医療上の理由で、ドナーとして行動しまたは診断書を取得する。

60.1.3. 出産休暇と育児休暇を取得する。

60.1.4. 団体交渉、団体協約の締結、労使協定およびストライキに参加する。

60.1.5. 労働者が最大 1 年間、証人または被害者としての保護下にある場合。

²² 人事異動の要素を多分に含む規定。

別冊4 法律の訳文

- 60.1.6. 権限ある者が、軍の召喚状を受け取った労働者を徴兵する決定を下すまでの期間。
 - 60.1.7. 徴兵制に奉仕する場合。
 - 60.1.8. 本法第 58 条の定めにより一時的に別の仕事に異動する場合。
 - 60.1.9. 所管官庁により作業が中断された場合。
 - 60.1.10. 労働者がこの法律で指定された理由で職務の遂行を拒否する期間。
 - 60.1.11. 使用者が承認した期間トレーニングに参加する場合。
 - 60.1.12. 個人休暇を取得する。
 - 60.1.13. 法律で定められたその他の場合、労働協約、労使協定、就業規則または使用者との合意がある場合。
- 60.2. 労働者が、本法第 60.1.3 条および第 60.1.7 条に規定された期間の満了後、15 営業日以内に職場に復帰しなかった場合または正当な理由で期間延長の要求を提出しなかった場合、使用者の当該労働者の職務を維持する義務は終了する。
- 60.3. 事業体、組織、その支店または部門が清算された場合、職務を維持している労働者の労働関係は終了したものとみなされ、本法第 82 条に規定された手当が支払われる。
- 60.4. 労働者の職が失われた場合、または職の数が減った場合、使用者は、労働者との合意に基づいて、同質の別の職務に就くための新たな労働契約を締結する。

第 61 条 前の職務または職位への復帰

- 61.1. 使用者は、以下の理由がある場合、労働者を、以前の職務または職位に戻す義務がある。
- 61.1.1. 労働災害、急性中毒または職業病のために仕事の能力を失った労働者が、当該労働者の業務能力に関する病院労働検証委員会の決定が出た後、30 日以内に、業務への復帰を求めた場合。
 - 61.1.2. 前の職務に復帰させる旨の、労働者の権利紛争を解決するための労働者の権利紛争解決委員会、ソムまたは地区の三者委員会の決定または裁判所の決定が発効した場合。
 - 61.1.3. 整理解雇後、3 か月以内に業務が再開されたために、労働者が労働関係の終了後 30 日以内に職務復帰要求を行った場合。
 - 61.1.4. 法律で定められたその他の理由。
- 61.2. 本法第 61.1.2、61.1.3 条に定められた理由により、当該労働者が以前の職務または地位に復帰した場合、以前に確立された労働者との労働関係は完全に回復する。当事者が合意した場合、労働契約の条件が変更することができる。
- 61.3. 労働者が、職務または職位に復帰した場合、この法律に従って、当該職場で現に勤務している労働者の労働関係は終了する。

第 3 節

労働契約の種類

第 62 条 見習い労働契約

別冊4 法律の訳文

- 62.1. 使用者は、労働者に対し仕事の経験とスキルを身に付けさせるため、経験豊富な労働者に付き添ってその職務を見習うことを内容とする労働契約を締結することができる。
- 62.2. この法律の第49条に定められた条件に加えて、パートタイム労働の労働契約においては、見習いの期間、見習いとして労働される労働者が習得すべき労働経験とスキルを指定する。
- 62.3. 見習い労働契約の期間は、最長3か月とする。当事者の合意により、契約は3か月を超えない期間で1回延長することができる。
- 62.4. 特定の職業においては²³、見習い労働契約の期間は、職業の詳細、専門的实践および習得するスキルに応じて、最大2年になることがある。当事者の合意により、契約は1年を超えない期間で1回延長することができる。
- 62.5. 労働問題を担当する大臣は、全国委員会の提案に基づいて、特別な職業において見習いとして働くための手続と職業のリストを定める。
- 62.6. 見習い労働契約においては、基本給は、職務、職務経験、技能に応じて合意により決定される。その額は、同様の職務を遂行する正社員の基本給の70パーセント以上でなければならない。
- 62.7. 見習い労働者との間で、試用労働契約を締結してはならない。
- 62.8. この法律の他の規定、給与、時間外労働手当およびその他の手当に関する規定は、見習い労働契約に適用される。
- 62.9. 使用者は、当事者間で別段の合意がない限り、見習い労働者に付き添う労働者を、恒久的に労働する義務を負わない。
- 62.10. 見習いの業務に関連して、見習いに金銭を請求し、仕事、職業、職場を自由に選択する権利を制限し、非競争的条件を課することを禁じる。
- 62.11. 本法第63条に規定するインターン労働者が、専門分野の見習い労働契約を締結して就労する場合、労働契約の合計期間は最長1年とする。
- 62.12. 見習い労働に関する社会保険料の支払関係は、関連する法律で規定する。

第63条 インターン労働契約

- 63.1. 使用者、インターン労働者および訓練機関は、職業教育および訓練機関の学生に対し、職業教育および訓練を提供し、理論的知識と実践的経験を組み合わせ、仕事の経験および技能を習得する目的で、三者見習い協定を締結することができる。
- 63.2. 当事者は、職業教育訓練機関での学習時間、習得する職業、職場で働く時間、および習得する労働経験と技能を決定する訓練プログラムについて相互に合意し、インターン労働契約書にこれらを記載する。
- 63.3. 使用者とインターン労働者が支払う社会保険料は、労働促進基金から支払われる。
- 63.4. インターン労働契約の期間は、専攻によって異なるものとするが、最長3年とする。
- 63.5. 当事者は、訓練機関からインターン生に支払われる基本給が、学習時間と労働時間の比率、実行される仕事の質と量、および財政援助を考慮して、最低賃金以上でなければならないことに同意する。

²³ どの場合が特定の職業になるのかは、62.5条による。

別冊4 法律の訳文

63.6. この法律の他の規定、給与、時間外労働手当およびその他の手当に関する規定は、インターン労働契約に適用される。

63.7. 使用者は、当事者間で別段の合意がない限り、インターン労働者を恒久的に労働する義務を負わない。

63.8. インターン労働者に対し、インターンに関連する料金を請求し、仕事、職業、職場を自由に選択する権利を制限し、非競争的条件を課することを禁じる。

63.9. 大学生は、専攻分野の事業体または組織の活動を知ることが目的として訓練を受けることができる。インターンシップの条件と手続は法律で定める。

第64条 試用期間労働契約

64.1. 使用者は、労働者が職務に適していることを確認するために、試用期間労働契約を結ぶことができる。

64.2. 試用期間は、3か月を超えてはならず、3か月を超えない期間、相互の合意により1回延長することができる。

64.3. 試用期間中の労働者の基本給は、職務の基本給以上に設定され、この法律に従って、追加の給与、ボーナスおよび手当が支払われるものとする。

64.4. 仕事が保持されている労働者の代替労働の場合または一時的な業務であって業務が1回限り実行される場合には、その労働者との間で試用期間労働契約を締結してはならない。

64.5. 労働法、労働協約、労使協定および就業規則は、試用期間労働者に適用される。

第65条 特別な条件の労働契約²⁴

65.1. 事業体または組織の所有者またはその権限を与えられた者は、労働者を通じて所有権の特定の部分を行使し、経営管理のレベルで職務を遂行する目的で、特別な条件で労働者と労働契約を締結することができる。

65.2. この法律の第49.1条で定められた条件に加えて、以下の内容を、特別な条件の労働契約に含ませることができる。

65.2.1. 職務内容、責任および契約の最終結果を評価するための手続。

65.2.2. 労働者に支払われるボーナス、消耗品、割引および利益分配。

65.3. 労働者を通じて所有権の特定の部分を行使する目的で締結される特別な条件の労働契約には、労働者に提供される財産の金額、それを所有、使用、処分する権利および財産責任が含ませることができる。

65.4. 法律で別段の定めがない限り、特別な条件の労働契約は、この法律の第80条に規定されている理由に加えて、以下の理由で使用者により終了できる。

65.4.1. 労働者が正当な理由なしに労働契約に定める義務を履行しなかった場合。

65.4.2. 使用者が所有権を他の者に永続的に譲渡したとき。

²⁴ 旧労働法におけるコントラクト契約と同趣旨。独立業務請負契約。労働者が、経営主体の権限の一部を行使するような場合である。

別冊 4 法律の訳文

65.4.3. 労働契約に基づいて労働者に譲渡された財産が、非効率的に使用され、失われ、所有者によって付与された権限を超えたことが立証されたとき。

65.4.4. 労働者の不法な作為または不作為、組織の就業規則の繰り返したまたは重大な違反により、使用者と信頼関係がなくなったとき。

65.5. 使用者が、本法第 65.4.2 条、第 80.1.1 条、第 80.1.2 条、および第 80.1.3 条に規定された理由に基づいて特別条件の労働契約を終了した場合、本法第 80.2 条、80.4 条および 80.5 条の規定に従う。

第 66 条 パートタイム労働契約

66.1. 使用者は、労働者との合意に基づき、パートタイムで働くための労働契約を締結できる。「パートタイム労働者」とは、フルタイム労働者よりも少ない時間で業務をする労働者を意味する。

66.2. この法律の第 49 条で定められた条件に加えて、1 日、1 週間または 1 か月あたりの総労働時間数および労働の開始時間と終了時間は、パートタイム労働者との間のパートタイム労働契約において特別に合意されるものとする。

66.3. 法律に従って正社員の労働時間を短縮する場合、パートタイム労働とはみなされない。

66.4. パートタイム労働者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、フルタイムの労働者と同じ権利と責任を有するものとし、労働法、労働協約、労使協定および就業規則が適用される。

66.5. 使用者は、一時的な職務を遂行するために労働者を労働し、遂行された仕事と労働時間に見合った給与をその労働者に支払うことができる。

第 67 条 在宅労働契約

67.1. 労働者は、使用者の管理および監督下で、自宅、使用者以外の場所または選択した場所から、使用者または労働者の機器または機材を使用して労働する労働契約を締結できる

67.2. 在宅労働契約においては、この法律の第 49 条に規定されている内容に加えて、業務の場所、実行される業務、実行された成果の引き渡しの期限と形式、使用者が支払うべき補償額、生産された商品の単価と提供されたサービスの単価について合意するものとする。

67.3. 使用者は、在宅労働者が自宅で作業するために使用する機器やその他の機材の安全性を確認し、労働安全に関する指示を与える義務がある。

67.4. 在宅労働者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、使用者の職場で働くフルタイムの労働者と同じ権利と責任を有するものとし、労働法、労働協約、労使協定および就業規則は、在宅労働者に適用される。

67.5. この法律の第 6 章は、在宅労働者には適用されないものとする。

第 68 条 リモートワーク労働契約

68.1. 使用者は、労働者が電子ネットワークを介して恒久的または部分的にリモートで職務を遂行し、リモートで働くための、リモートワーク労働契約を結ぶことを許すことができる。

別冊4 法律の訳文

68.2. この法律の第49条で定められた条件に加えて、当事者は、労働者の場所、実行された成果を引き渡す時間と形式、使用者が支払うべき補償額について合意するものとする。リモートワーク労働契約においては、労働者は自己の所有物と設備を使用する。

68.3. リモートワーク労働者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、同じ種類の仕事を行う他の労働者と同じ権利と責任を有するものとし、労働法、労働協約、労使協定および就業規則は、リモートワーク労働者に適用される。

第4節

市民間の労働契約²⁵

第69条 市民間で締結される労働契約の要件と条件

69.1. この法律の第49.1条に定められた条件に加えて、以下の内容が、市民間で締結される労働契約に含まれるものとする。

69.1.1. 勤務時間と休憩時間。

69.1.2. 賃金の支払い期限。

69.1.3. 職務を遂行する場所。

69.1.4. 相互合意によるその他の事項。

69.2. この法律で定められた労働時間制限は、牧畜民、ゲルサービス労働者およびこれらと同様の労働者と締結される契約を除き、市民間で締結される労働契約において遵守されなければならない。

69.3. この法律の他の規定は、市民間で締結された労働契約に適用されるものとする。

第70条 市民間で締結された労働契約の登録と終了

70.1. アイマグまたは地区の労働問題を担当する国の行政機関またはソム知事室は、使用者または労働者の要請に応じて、使用者に対し、市民間で締結された労働契約の適法性の遵守について助言する。

70.2. アイマグおよび地区の労働問題を担当する国の行政機関とソムの知事室は、助言を提供した労働契約を登録しなければならない。

70.3. 市民間で締結された労働契約は、この法律の第78条、第79条および第80条に規定されている場合に加えて、使用者の死亡時に終了するものとする。

第71条 遊牧民のアシスタント、住み込み労働者および同様の労働者と締結される労働契約の特殊性

71.1. 使用者は、この法律に定められた要件を満たす遊牧民、住み込み労働者または同様の労働者との間で、書面による労働契約を締結するものとする。

71.2. 「遊牧民のアシスタント」とは、使用者である牧畜民の近隣に居住し、その監督および監督下で働き、家畜を放牧し、その他の畜産に関連する業務をする者を意味する。他者の家畜を有料で放牧することに関する関係は、民法によって規制されるものとする。

²⁵ 私人である自然人と私人である自然人との間で締結される労働契約という趣旨。

別冊 4 法律の訳文

71.3. 牧畜民のアシスタント、住み込み労働者または同様の労働者が、使用者の家または使用者が所有および所有する敷地内に住み、働いている場合、使用者は、これらの労働者に対し、通常的生活条件を提供する義務を負う。

71.4. 使用者とその家族は、遊牧民のアシスタント、住み込み労働者および同様の労働者の尊厳、権利、および正当な利益を尊重し、差別、ハラスメント、暴力、セクシャルハラスメントのない労働条件を提供する。

71.5. 遊牧民のアシスタント労働者の給与は、この法律の第 112 条に従って支払われるものとする。

71.6. 使用者は、この法律で定められているもの以外に、職務の詳細を考慮して、牧畜民のアシスタント、住み込み労働者、および同様の労働者との間で、労働時間および休憩時間について相互に合意することができる。使用者は、この法律に従って、遊牧民のアシスタントおよび住み込み労働者に対し、週 24 時間以上の中断のない休暇を提供し、年次休暇を提供する義務がある。

71.7. 労働契約に別段の定めがない限り、住み込み労働者は、平日および祝日において、使用者の自宅にいる義務を負わないものとする。

71.8. 遊牧民アシスタント、住み込み労働者および同様の労働者は、社会保険法第 3 条第 2 項第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定に従って自主的に保険加入できる。

71.9. 労働問題を担当する大臣は、労働者の権利と正当な利益を代表する組織の提案を考慮に入れて、遊牧民アシスタント、住み込み労働者および同様の労働者と使用者との間で締結される労働契約のモデルを定めるものとする。

71.10. 遊牧民アシスタント、住み込み労働者および同様の労働者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、関連する労働法、労働協約、労使協定および就業規則に従う。

第 5 節

労働契約の追加条件

第 72 条 競業避止義務

72.1. 使用者は、本法第 65 条に規定された特別な条件の労働契約を結んでいる労働者との間で協議した上で、その業務および事業の機密を保護するため、労働関係の終了後一定期間、使用者と直接競合する事業体、組織または個人の業務に従事しない旨の契約を締結することができる。その場合、追加の条件が労働契約に含まれるかまたは付随する契約が締結される。

72.2. 競争を禁止する理由、活動の種類、制限の対象となる地域、有効期間、およびその期間中に使用者が支払うべき補償は、労働契約または競業避止契約で指定されるものとする。

72.3. 労働契約または付随する契約で追加される競業避止義務の期間は、労働者の労働関係の終了後 1 年を超えてはならない。

72.4. 労働関係の終了後、使用者は、競業避止義務を定める契約の期間中、労働者に対し、月の給与の 50 パーセント以上の保障を毎月支払う。

72.5. 協業避止義務は、国外で働く労働者には適用されない。

72.6. 未成年者、見習い労働者、試用期間労働者に対し、協業避止義務を課すことは禁じられる。

第73条 使用者の費用負担で研修する労働者の義務

73.1. 使用者は、使用者の自己負担で、労働者が訓練、専門能力開発および専門化のための追加の研修を受けることについて、相互に同意し、その内容を労働契約に含め、付随する契約を締結することができる。

73.2. 使用者の費用で研修することを定める労働契約または付随契約の内容には、形式、期間、訓練の量、訓練中の労働者の職務の保持、訓練後の労働者の労働の継続期間、研修に使用者が支払う金額、当事者の権利、義務および責任が含まれる。

73.3. 当事者は、研修後の事業体または組織での労働者の継続的な労働期間について、相互に合意するものとし、研修期間は3年を超えないものとする。

73.4. 労働契約が労働者の主導で終了した場合、使用者が研修費用を部分的または完全な免除をすることに合意している場合を除き、労働者は、研修費用を、労働者が業務に従事しなかった期間に比例して返還する。

第74条 守秘義務を維持する労働者の義務

74.1. 使用者は、特別な条件の労働契約を結んでいる労働者または必要と思われる他の労働者との相互合意により、労働契約に秘密保持に関する追加条件を含めまたは付随する契約を結ぶことができる。

74.2. 使用者は、秘密を保持し、事業体および組織の秘密保持のための手続を定めることができる。

第75条 労働者の全額賠償責任

75.1. 使用者は、使用者の財産の処分、他者への譲渡、または財産の完全性の保護と維持に責任を負う労働者との間で、相互に同意したうえで、労働契約または付随する労働者に全額賠償責任に関する追加条件を含めた合意ができる。

75.2. 資産を処分する権限の大きさと制限、保護および保管される資産、その場所および当事者のその他の権利と義務は、労働契約または付随する契約で定める。

75.3. 使用者は、全額賠償責任を負う職務のリストを定める。

第6節

三者間の労働関係

第76条 労働供給契約に基づく労働

76.1. 労働供給サービスを提供する法人（以下、「労働供給者」という。）は、他の使用者（以下、「労務受領者」という。）との労働供給契約に基づいて、この法律に従って締結された労働契約を締結した労働者を、労働することができる。

76.2. 労務受領者は、以下の条件の下で、労働供給契約を締結することにより、労働者を労働することができる。

76.2.1. 一時的な業務を、6か月を超えない期間遂行させること。

別冊4 法律の訳文

- 76.2.2. 労働協約の締結、交渉、労働組合活動への参加、およびストライキの場合を除き、職務が継続されている労働者の代替労働に従事させること。
- 76.2.3. 事業体または組織の主たる活動に付随する性質の作業およびサービスを実行すること。
- 76.2.4. 本法第 91.2.2 条および第 91.2.4 条に規定されている条件が発生したこと。
- 76.3. 労働供給契約に基づいて労働される労働者の数は、本法第 76.2.4 条で定められた場合を除き、労務受領者の総労働者数の 30 パーセントを超えてはならない。
- 76.4. 労働供給者は、労務受領者との間で、書面による労働供給契約を締結する。
- 76.5. 労務受領者は、労働供給契約に基づいて勤務する労働者に対し、以下の義務を負う。
- 76.5.1. 事業体または組織の就業規則を、労働者に通知すること。
- 76.5.2. 本法第 43.2.1 条、第 43.2.7 条および第 43.2.9 条に定められるもの以外の使用者の義務。
- 76.6. 労働供給者は、本法第 77.1 で定められた契約条件を、労働供給契約に基づいて働く労働者に通知する義務を負う。
- 76.7. 労務受領者は、本法第 80.1 条に規定されている場合、労働者の労働を拒否する権利を有する。
- 76.8. 労働供給契約に基づいて勤務する労働者が、労務受領者との合意により正社員として勤務することまたは何らかの方法で労働力供給者を妨害すること、別の使用者と労働契約を締結した労働者に対し罰金・手数料を課すことは禁止される。
- 76.9. 労働供給者が、労働者から直接的または間接に労働供給の報酬を徴収し、給与から控除することは禁止される。
- 76.10. 労働供給契約に基づいて未成年者を労働することは禁止される。
- 76.11. 労働サービスに関連する関係は、労働促進法によって規制される。

第 77 条 労働供給契約の条件

- 77.1. 以下の条件が労働供給契約に含まれるものとする。
- 77.1.1. 供給される労働者の数と契約期間。
- 77.1.2. 名前、場所、職務内容、職場の基本要件、労働条件および給与。
- 77.1.3. 職場での労働安全および衛生状態。
- 77.1.4. 労働者の権利、義務および責任。
- 77.2. 労務受領者の定める労働条件が、労働供給者の定める労働条件よりも低い場合、労働供給者との労働契約において労務受領者の労働条件を定めることは禁じられる。また、労働供給契約に基づいて勤務する労働者の労働条件は、労務受領者の正社員の労働条件と同等（以上）でなければならない。
- 77.3. 労働供給契約に基づいて勤務する労働者は、労務受領者の正社員と同じ権利を有することを、労務受領者の労働協約の内容に含める。
- 77.4. 労務受領者は、労働供給契約で指定されていない事項についても、責任を負う。
- 77.5. 労働供給者の要件と活動は、労働促進法によって規制される。

第7節

労働関係の終了

第78条 労働関係の終了の理由

78.1. 労働関係は、以下の理由で終了する。

78.1.1. 当事者の相互合意による場合。

78.1.2. 労働者が死亡した場合。

78.1.3. 労働契約が失効し更新しない場合。

78.1.4. 所管官庁の請求する場合。

78.1.5. 本法第61.1条に従い以前の業務に復帰する場合。

78.1.6. 犯罪を行い、労働者が職務を継続することが不可能となる裁判所の有効な判決がなされた場合。

78.1.7. 裁判所が、労働者に権利能力がないと判断した場合。

78.1.8. 別の職務または役職に任命または選出された場合。

78.1.9. 使用者または労働者のいずれかの提案により労働契約が解除された場合。

第79条 労働者の主導による労働関係の終了

79.1. 労働者は、労働関係を開始および終了する権利がある。

79.2 労働者は、労働関係の終了を書面で使用者に通知した日から30日後に、職場を離れる権利を有する。

この場合、労働関係は終了したものとみなされる。

79.3. 労働者は、離職時期について使用者が同意した場合、本法第79.2条で定められた期間より以前に労働関係を終了させることができる。

第80条 使用者の主導による労働関係の終了

80.1. 労働関係は、以下の理由で、使用者の主導で終了することができる。

80.1.1. 事業体、組織その支店または部門が清算され、職務が失われまたは定員を削減した場合。

80.1.2. 労働者が、職業、資格、能力およびパフォーマンスの観点から、当該業務に適していないことが判明した場合。その場合、使用者は、労働者に対し、事前に通知し、資格、能力及びパフォーマンスを向上させるために十分な時間を与える必要がある。

80.1.3. 医療労働監督委員会の決定により、労働者が医学的に職務を遂行できず、他に異動できる職場がない場合で、使用者が本法第144.1条に規定された措置を講じた場合、

80.1.4. 労働者が、繰り返し（2回以上）労働懲戒処分となる行為を行いまたは労働関係が即時終了する労働契約で定められた重大な違反を行ったとき。

80.1.5. 使用者の金銭および財産について完全な責任を負うまたはそれを処分する権限を与えられた労働者が、使用者の信頼を失うこととなる不法な作為または不作為を行ったことが立証されたとき。

80.1.6. 労働者が、就労時に、自己の教育、職業、資格レベルを証明する文書を偽造したことが立証されたとき。

別冊4 法律の訳文

80.2. 事業体、組織その支店またはその部門の清算の場合を除き、この法律で指定された理由以外の理由に基づいて、使用者の主導で、職務が維持されている労働者²⁶との間の労働関係を終了することは禁じられる。

80.3. 法律で別段の定めがない限り、事業体または組織の所有者、所有の種類、所有形態または管理者の変更は、労働者の労働関係の終了の理由とはならない。

80.4. 使用者は、本法第 65.4.2 条、第 78.1.5 条、第 80.1.1 条、第 80.1.2 条および第 80.1.3 条に定められた理由による労働関係の終了を、少なくとも 30 日以前までに労働者に対し通知する。事前に、必要に応じて労働者に通知する。使用者は必要に応じて労働者に通知したことを証明する義務がある。

80.5. 使用者が、労働者が本法第 80.4 条に定められている職務を継続する必要があるまたは不可能であると判断した場合、使用者は、解雇までの期間の平均給与を支払うことにより、労働者を即時解雇できる。

第 81 条 集団的解雇²⁷の規制

81.1. 事業体、組織、その支店または部門が、清算、整理解雇または 90 日以内の休業を理由として、次の各号に規定する労働者を 90 日以内に解雇する場合、集団的解雇とみなされる。

81.1.1. 10～50 人の労働者を雇用する事業体または組織の 5 人以上の労働者。

81.1.2. 51～499 人の労働者を雇用する事業体および組織の総労働者数の 10 パーセント以上の労働者。

81.1.3. 500 人以上の労働者を雇用する事業体または組織の 50 人以上の労働者。

81.2. 労働者の集団的解雇の場合、本法第 81.3. に基づき、労働者の代表者は、同条に定められた問題について協議したうえで、労働関係の終了の理由、対象となる労働者の名前および労働関係の終了日を、労働者に通知する。

81.3. 使用者および労働者の代表者は、集団的解雇に関する交渉の中で、次の問題について協議する。解雇される労働者の数を減らすこと、事業体または組織の空席に労働者を異動させること、労働者の数が増えた場合に新しい労働を創出すること、労働者を専門化し他の職業について訓練すること、解雇手当の金額など。

81.4. 解雇された各労働者は、本法第 80.4 条に従い、労働関係の終了を通知される。労働関係は、通知後 30 日以上期間経過後に終了する。

81.5. 本法第 81.1 条に定められた理由で労働関係が終了し、大量解雇後 1 年以内に使用者が新規労働者を雇用しようとする場合には、解雇された労働者の求めにより使用者はその者を雇用しなければならない。

81.6. 使用者は、大量解雇の決定を行った日から 30 日以内に、書面で、その属する労働当局に通知する。

81.7. 事業体、組織、支店または部門の清算および労働者の大量解雇の場合、労働者の給与は他の債務に優先して支払われる。

第 82 条 労働関係の終了のための手当

²⁶ 135 条のように解雇が禁止される労働者。

²⁷ 整理解雇のうち多数の者を解雇する場合の規制。

別冊4 法律の訳文

82.1. 本法第 65.4.2 条、80.1.1 条、80.1.2 条および 80.1.3 条に定められた理由で労働関係が終了した場合、当該労働者は、社会保険基金から失業手当を受領するか否かに関わらず、以下の解雇手当を 1 回受け取る権利がある。

82.1.1. 事業体または組織において、6 か月間から 2 年間勤務していた場合、解雇手当は 1 か月以上の基本給に相当する金額とする。

82.1.2. 事業体または組織において、2 年間から 5 年間勤務していた場合、解雇手当は 2 か月以上の基本給に相当する金額とする。

82.1.3. 事業体または組織において、5 年間から 10 年間勤務していた場合、解雇手当は 3 か月以上の基本給に相当する金額とする。

82.1.4. 事業体または組織において、10 年間以上勤務していた場合、解雇手当は 4 か月以上の基本給に相当する金額とする。

82.2. 労働者の大量解雇の場合、使用者は、労働者の代表者との交渉における解雇手当の額が、本法第 82.1 条に規定されている額以上とする決定をする。

82.3. 本法第 82.1 条および第 82.2 条に定められた解雇手当の金額は、法律、労働協約または労使協定によって増額することができる。

82.4. パートタイムの労働者の労働期間は、フルタイム労働者と同様に考えるものとし、解雇手当は本法第 82.1 条に従って支払われる。

82.5. 使用者は、定年により労働関係が終了した労働者に対し、本法第 82.1 条で定められた金額を支給する。

82.6. 使用者は、労働を維持している労働者の代替要員として一時的に勤務する労働者の労働関係が終了する場合、本法第 82.1 条に規定された給付を提供する義務を負わない。

第 83 条 仕事の引継と労働関係の終了に関する決定

83.1. 使用者が、労働者のしていた業務をその解雇後も維持する場合、使用者は、その業務の引継のために、一時的に労働者を受け入れることができる。

83.2. 労働者は、職務を遂行する目的で提供された作業工具、装置、機器、財産、文書、物理的および電子的情報およびその他の関連項目を、使用者に引き渡す義務がある。

83.3. 使用者は、労働者の労働関係の終了に関する決定において、業務の引継期間を指定する。

83.4. 使用者は、業務の引継前に、書面で労働者との労働関係の終了を決定し、これを労働者に通知し、決定の写しを労働者に交付する。労働者が決定を受け入れることを拒否した場合、決定を労働者の居住地に送付することにより労働者に決定が到達したものとみなす。

83.5. 使用者は、本法第 83.3 条で指定された期間の給与を労働者に支払う。

83.6. 使用者は、労働関係の終了の決定、社会保険手帳、健康保険手帳やその他の書類を、労働関係の終了日に、労働者に交付し、法律および就業規則に従い、賃金、給付金および手当を支払う義務がある。

83.7. 労働者の求めに応じて、使用者は、5 営業日以内に、労働者の給与、就労期間および役職に関する正確な情報を提供する義務がある。これらの情報が指定された期間内に提供されずまたは不正確または不完全であったという事実のため、労働者が損害を被った場合、労働者は、損害賠償を請求することができる。

83.8. 社会保険を担当する国の行政機関は、労働者の労働と社会保険に関連する電子記録を作成し、統一した登録を維持する責任を負う。

第 6 章

労働時間・休暇

第 1 節

労働時間

第 84 条 最大労働時間

84.1. 週の通常の労働時間は 40 時間を超えてはならない。

84.2. 営業日の通常の労働時間は、8 時間を超えてはならない。

84.3. 未成年者の労働時間は、週 30 時間を超えてはならない。

84.4. 週の最大労働時間は 56 時間を超えてはならない。1 日の時間外労働制限は 4 時間を超えてはならない。

84.5. 使用者は、労働者の労働時間を記録する義務がある。

第 85 条 労働時間の短縮

85.1. 使用者は、以下の場合、労働者の労働時間を短縮する。

85.1.1. 医療労働検証委員会が、労働者の労働時間を短縮することを決定した。

85.1.2. 妊娠中または授乳中の女性について、労働時間を短縮する診断書が発行された。

85.1.3. 職業訓練および高度な研修に参加している労働者の研修中。

85.2. 所管官庁が、職場が異常な労働条件におかれていると判断した場合、使用者は労働者の労働時間を短縮する義務を負う。

85.3. 労働時間を短縮された労働者の賃金は、本法第 115 条により補償される。

第 86 条 パートタイム

86.1. パートタイム労働者は、週に 32 時間を超えて働くことができない。

第 87 条 シフト勤務

87.1. 使用者は、シフト勤務開始の少なくとも 48 時間前に、シフト勤務のスケジュールを、労働者に対して通知する。

87.2. 1 回のシフトの通常の労働時間は 8 時間を超えてはならない。

別冊 4 法律の訳文

87.3. 法律で別段の定めがない限り、使用者は、労働者との合意に基づき、シフト勤務時間を 4 時間以内までの時間延長することができる。この場合、労働者が週に 40 時間以上働いた場合、本法第 109.1 条に従って、追加の給与が支払われる。

87.4. 2 回の連続したシフトで労働者が労働することは禁止される。

第 88 条 夜間労働

88.1. 現地時間の午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間を、夜間とみなす。

88.2. 夜間に勤務した労働者は、少なくとも翌営業日の夜間は勤務できない。

88.3. 夜間にフルタイムで働く労働者は、労働安全衛生法で定められた期間内に、使用者の費用負担による予防健康診断の対象となる。

88.4. 使用者は、医療労働検証委員会の決定により夜間労働が禁止された労働者を、日勤のまたは同質の別の業務に転属させる義務を負う。

88.5. 妊娠中の女性または 3 歳未満の子供を持つ労働者を同意なしに夜間労働に従事させることを禁止する。

88.6. 未成年の労働者を夜間労働に従事させることを禁止する。

第 89 条 待機時間

89.1. 使用者が、労働者との間で場所と時間を合意し、使用者の呼び出しに応じて通常の労働時間外に勤務できるように労働者が準備し待機することを求める時間は、労働時間とみなす²⁸。

89.2. 労働者が、使用者によって指定された場所で待機する場合、使用者は、所定の期間における基本給の最低 50%、その他の場合は最低 30% の給与を、労働者に対し、支払う。

89.3. 使用者は、少なくとも 24 時間前に呼び出しの日時を労働者に通知するものとし、月に 8 回を超えて労働者を呼び出してはならない。

第 90 条 労働時間の統合

90.1. 業務、サービス、生産の性質上、法律で定められた通常の日、週の労働時間制限を遵守できない場合、労働時間を統合する。

90.2. 本法第 90.1 条に従って計算された時間は、会計期間ごとの通常の労働時間の合計を超えてはならない。

90.3. 労働時間の統合は、労働者に年次休暇を付与し、社会保険料の期間を計算するなど、法律の規定を制限するための根拠として機能させてはならない。

90.4. 労働問題を担当する大臣は、労働時間を統合するための手続を定めなければならない。

²⁸ 待機時間である。いわゆる手待ち時間とは、使用者の呼び出しが必要であるとか、日常的に生じる時間ともいえない点で、若干概念は異なる。したがって、通常の労働時間よりも減額した賃金の支払が認められている（いわゆる手待ち時間であれば、当然、通常の賃金の 100% が支払われるべきである。）。

第91条 時間外労働

- 91.1. 労働者は、使用者の指示により通常の労働日数、交代勤務時間、週労働時間および労働時間の合計を超えて労働した場合、時間外労働したものとみなされる。
- 91.2. 労働者は、次の場合に時間外労働義務が生じることがある。
- 91.2.1. 国の防衛および人命と健康の保護に必要な作業を行う場合。
- 91.2.2. 災害、大災害、事故を防ぎ、それらの結果を即座に排除する場合。
- 91.2.3. 公共水道、電気、熱エネルギー、道路輸送および通信の通常の運用を妨害した損害を排除する場合。
- 91.2.4. 事前に予測できず、発生が不確定であった場合に、事業体、組織またはその支店およびユニットの通常の運営に対する障害を防止または排除することを目的とした緊急の作業を行う場合。
- 91.3. パートタイム労働の労働契約で定められた時間外労働は、使用者の指示による時間外労働とみなされる。
- 91.4. 妊娠中の女性または3歳未満の子供を持つ労働者については、その同意なしに時間外労働を命じることを禁じる。
- 91.5. 未成年労働者を時間外労働させることを禁じる。

第92条 長期シフト労働

- 92.1. 鉱業および採掘部門の使用者は、長期シフト手続を適用し、労働者をその永住地以外の遠隔地に配置することができる。
- 92.2. 本法第92.1条で定められた手続に従って運営されている使用者に対し、サービスを提供する事業体または組織は、同条の手続を自己に適用することができる。
- 92.3. 長期シフトで勤務する労働者について、労働日の勤務時間は12時間を超えてはならない。本法第87条に従う。時間外労働等手当は本法第109.1条に従って支払われる。
- 92.4. 長期シフトで勤務する労働者には、シフトごとに14日間の勤務および14日間の休暇を取得させる義務がある。
- 92.5. 本法第92.4条で定められた期間を短縮する場合、使用者と労働者の代表者は、相互に同意して、勤務と休暇の時間を等しくしなければならない。
- 92.6. 長期シフトの開始時と終了時に、使用者が、労働者を、就業規則で定められた場所から職場まで移動させるためにかかる時間は、労働時間として計算される²⁹。
- 92.7. 使用者は、長期シフトで勤務する労働者が、本法第92.6条で定められた場所までまたは場所から移動するために必要な費用を負担する³⁰。

²⁹ 炭鉱労働などで、集合場所から採掘現場までの移動時間などがこれにあたる。

³⁰ 遠隔地の鉱山などで勤務する場合の、労働者の居住地から鉱山まで、鉱山から居住地までの移動の費用などがこれにあたる。

別冊4 法律の訳文

92.8. 長期シフトで勤務する労働者の業務、休憩時間および長期シフト手当は、労働協約および労使協定によって決定される。

92.9. 使用者が、本法第 80.5 条に従って労働者を即時解雇する場合、使用者は、就業規則により定められた場所まで、労働者を移動させる。

92.10. 長期シフト労働に未成年者を従事させることを禁じる。

第2節

休暇

第93条 休暇の種類

93.1. 休暇は、次の種類とする。

93.1.1. 休憩と食事のための休憩。

93.1.2. 連続する2営業日間の継続的な休息。

93.1.3. 毎週の休暇。

93.1.4. 祝祭日

93.1.5. 年次有給休暇

第94条 休憩と食事休憩

94.1. 労働者には、休憩と食事のための休憩が与えられる。

94.2. 休憩時間と食事休憩時間は、労働時間とされない。

94.3. 休憩と食事休憩の開始時間と終了時間および期間は、就業規則により定められる。昼休憩は少なくとも1時間が必要である。

94.4. 使用者は、業務の性質により昼休憩をとることができない労働者に対し、職場内で食事をする機会を提供するものとし、その時間は労働時間に含まれるものとする。

第95条 連続する2営業日間の継続的な休息

95.1. 連続する2就業日間の継続的な休息の期間は12時間以上でなければならない。

第96条 毎週の休暇

96.1. 毎週土曜日と日曜日は週休日とする。

96.2. 業務または生産の性質上、土曜日または日曜日に休日をとることができない場合、使用者は、労働契約および就業規則に従い、労働者と合意の上、連続する2日間の休日を設定する。

第97条 祝祭日

97.1. 以下の祝祭日は休業となる。

97.1.1. 新年：1月1日；

別冊4 法律の訳文

- 97.1.2. ツァガン・サル³¹：太陰暦の最初の春の月の1日、2日、3日。
- 97.1.3. 国際女性デー：3月8日。
- 97.1.4. 成道会³²：太陰暦の最初の夏の月の15日。
- 97.1.5. 子供の日：6月1日。
- 97.1.6. 国家ナーダム、人民革命記念日：7月11、12、13、14、15；
- 97.1.7. チンギスハーン誕生日：チンギスハーンが生誕した太陰暦の最初の冬の月の1日。
- 97.1.8. 共和国宣言日：11月26日；
- 97.1.9. 国民の自由独立回復記念日：12月29日。

第98条 祝祭日および週休日の労働制限

- 98.1. 本法第91.2で定められた場合、継続的な生産、公共サービス、輸送、通信および必要な作業を行う場合を除き、使用者は、祝祭日および週末に業務を行う命令をすることを禁止する³³。
- 98.2. 妊娠中の女性、3歳未満の子供または16歳未満の障害のある子供の恒久的なケアを必要とする労働者については、その同意がある場合を除き、祝祭日および週休日に労働させることを禁じる。

第99条 年次有給休暇とその期間

- 99.1. 労働者には年次休暇が与えられる。労働者は、直接にそれを享受する³⁴。業務の必要性により年次有給休暇を取得できない労働者に支払われる金銭給付の額は、本法第110.2条に定められた金額で増額される。
- 99.2. 労働者が、労働契約を締結してから6か月間勤務した場合、当該労働者は、年次有給休暇を取得する権利を得る。
- 99.3. 法律で別段の定めがない限り、労働者の基本の年次有給休暇の期間は、15営業日とする。
- 99.4. 障害のある労働者または18歳未満の労働者の基本の年次有給休暇の期間は、20営業日とする。
- 99.5. 通常の労働条件で働く労働者は、当該労働者の勤続期間を考慮して、当該労働者の基本の年次有給休暇に加え、以下の追加の年次有給休暇を与えられる。
 - 99.5.1. 勤続6年目の開始から10年目の終了までは、3営業日。
 - 99.5.2. 勤続11年目の開始から15年目の終了までは、5営業日。
 - 99.5.3. 勤続16年目の開始から20年目の終了までは、7営業日。
 - 99.5.4. 勤続21年目の開始から25年目の終了までは、9営業日。
 - 99.5.5. 勤続26年目の開始から31年目の終了までは、11営業日。

³¹ 旧正月。

³² 釈迦の成道（悟りを開いた事）を記念して行われる法要。

³³ 原文は、「使用者の指示により、祝祭日・休日労働をすることを禁止する。」という構造。労働者の合意があれば祝祭日・休日労働させてもよい。

³⁴ 実際に年休を取って休めという趣旨。

別冊4 法律の訳文

99.5.6. 勤続32年目からは、14営業日。

99.6. 特別な労働条件の下で働く労働者³⁵は、当該労働者の勤続期間を考慮して、当該労働者の基本の年次有給休暇に加え、以下の追加の年次有給休暇を与えられる。

99.6.1. 勤続6年目の開始から10年目の終了までは、5営業日。

99.6.2. 勤続11年目の開始から15年目の終了までは、7営業日。

99.6.3. 勤続16年目の開始から20年目の終了までは、9営業日。

99.6.4. 勤続21年目の開始から25年目の終了までは、12営業日。

99.6.5. 勤続26年目の開始から31年目の終了までは、15営業日。

99.6.6. 勤続32年目からは、18営業日。

99.7. パートタイム労働者には、その年の総労働時間数に基づいて、基本および追加の年次有給休暇が与えられる。

99.8. 労働者は、就業している年内に、自身が希望する一定期間の年次有給休暇を取得できる。年次有給休暇の期間は連続して10営業日以上でなければならない。

99.9. 追加の年次有給休暇の期間は、職務内容を考慮したうえで、関連する法律によって決定することができる。

99.10. 労働問題を担当する大臣は、年次有給休暇の付与および通常休暇の給与に関する計算手順を定める³⁶。

第100条 私的休暇の付与

100.1. 使用者は、労働者の求めに応じて、私的休暇を与えることができる。

100.2. 私的休暇の付与手続、休暇の期間および私的休暇期間中に補償を支払うか否かは、就業規則によって定められる。

第7章

賃金と福利厚生

第101条 賃金

101.1 賃金は、基本給、時間外労働・時間外休日労働手当、その他の手当、年次有給休暇手当およびボーナスで構成される。

第102条 賃金を決定するための原則

102.1. 賃金額を決定する際には、以下の原則に従う。

³⁵ 特別な条件の労働者については別途政令で定められている。

³⁶ 2022.2.15 現在、この計算をどのように行うべきであるかは、明らかではない。

別冊4 法律の訳文

- 102.1.1. 同等の価値のある労働をしている労働者の賃金は同じでなければならない³⁷。
- 102.1.2. 国民の生活費とインフレ率の変化を考慮に入れなければならない。
- 102.1.3. 労働者の能力レベル、パフォーマンスおよび労働生産性と一致していること。
- 102.1.4. 性別またはその他の理由に基づいて差別しないこと。
- 102.1.5. 賃金の算定式が、透明で明確であること。

第103条 賃金規制

- 103.1. 労働問題を担当する大臣は、給与に関する以下の規則を定める。
 - 103.1.1. 平均給与を決定するための手続。
 - 103.1.2. 労働者の資格レベルを決定し、授与し、認定するための一般的な手続。
- 103.2. 全国委員会は、以下の賃金に関する方法を定める。
 - 103.2.1. 賃金を決定するための方法論。
 - 103.2.2. 労働規範と労働基準を開発するための方法論。
 - 103.2.3. 専門的な基準を開発するための方法論。
- 103.3. 使用者は、法律、労働協約、労使協定に従い、賃金に関する以下の就業規則を定め施行する。
 - 103.3.1. 職務リスト。
 - 103.3.2. 職務記述書。
 - 103.3.3. 本法第106.3条に従った労働基準および標準。
 - 103.3.4. 賃金に関する手続。

第104条 賃金の支払い

- 104.1. 賃金は、月に2回以上、決められた日に支払われるものとし、支払日は、就業規則または労働契約に記載する。
- 104.2. 支払日が休日または祝祭日に当たる場合、その前の営業日に振り替える。
- 104.3. 使用者が労働者に賃金を支払う都度、使用者は、期間中に支払われる給与の構成、控除額、その理由および支払われた賃金の額を、書面または電子的に通知する。
- 104.4. 当事者の合意により、労働者の賃金は、時間、日、週で計算することができる。
- 104.5. 労働者の求めに応じて、その労働者の賃金を前払いすることができる。
- 104.6. 法律で別段の定めがない限り、使用者は、労働者に対し、賃金を支払う。
- 104.7. 法律に従って支払われるべき賃金および手当が、正当な理由なく支払期限内に支払われない場合または法律および労働契約で定められた金額より少ない金額で支払われた場合、その者は、行政処罰法で規定された責任の対象となる。

第105条 賃金の支払方法

³⁷ 同一労働同一賃金の原則。

別冊 4 法律の訳文

105.1. 本法第 112.1 条に規定されている場合を除き、労働者の基本給、年次有給休暇手当、時間外労働・時間外休日労働手当、その他の手当は、現金および自国通貨で支払われる。

第 106 条 労働基準と標準

106.1. 使用者は、労働力数を計画し、業務と職業ごとに労働力の数を決定し、その賃金を支払う目的で、労働基準と標準を設定し施行することができる。使用者は、労働基準および標準を設定する際、労働者の代表者、労働組合またはそのような組織がない場合には労働者の代表者の意見を聞くものとする。

106.2. 労働基準と標準は、中堅の生産的な労働者の熟練と経験に基づいて確立されなければならない。

106.3. 当該分野を担当する大臣は、当該分野の標準的な労働基準と標準を設定することができる。

106.4. ある分野における労働基準および標準は、労働を担当する大臣および各分野の大臣により、共同で設定することができる。

第 107 条 基本給の決定

107.1. 法律で別段の定めがない限り、使用者は、使用者の職務分析、評価または従業員の時間単位の能力、生産性およびその他の形式に基づいて基本給を計算する。

107.2. 使用者と労働者の代表者が合意した場合、基本給は、事業体、組織、部門または部門間のレベルでの労働協約または労使協定によって定めることができる。

107.3. 全国委員会は、最低賃金法に従い、特定の教育や専門知識を必要としない通常の業務を遂行するための最低賃金を定める。

107.4. 使用者が、基本給を、最低賃金より低く設定することを禁じる。

107.5. 最低賃金が、本法第 107.3 で定められた金額を超えて、部門間または部門間の労使協定によって定められた場合、その定めた内容が実施される。

第 108 条 その他の手当に関する補足事項

108.1. 労働者の能力、勤続年数、資格レベル、特別な労働条件での労働に伴う各種手当に関する事項は、法律、労働協約、労使協定、労働契約および就業規則により定められる。

第 109 条 時間外・休日・夜間労働の割増額

109.1. 時間外労働した労働者は、その労働者の平均賃金の 1.5 倍以上の割増し。

109.2. 週休日に労働した労働者は、その労働者の平均賃金の 1.5 倍以上の割増し。

109.3. 夜間に労働した労働者は、その労働者の平均賃金の 1.2 倍以上の割増し。

109.4. 祝祭日に労働した労働者は、その労働者の平均賃金の 2 倍以上の割増し。

109.5. 労働者が時間外労働、週休日の労働および祝祭日に労働した場合でかつそれが夜間労働である場合、本法第 109.1 条、第 109.2 条および第 109.4 条で定められている割増賃金に加えて、追加の夜間労働の割増賃金が支払われる。

別冊4 法律の訳文

109.6. 不在労働者の一時的な交代、職務記述書に定められていない追加の業務およびその他の追加の労働に対する割増額は、労働協約、労使協定、労働契約および就業規則で定める。

196.7. 本法第 109.1、109.2、109.3、109.4、109.5 および 109.6 条は、パートタイム労働者にも適用される。

109.8. シフト勤務労働者が夜間に勤務する場合、夜間割増賃金が支払われる。

109.9. シフト勤務労働者が週休日または祝祭日に勤務する場合、本法第 109.2 条および第 109.4 条に定められている割増賃金は支払われない。ただし、労働協約または労使協定により、割増賃金を定めることができる。

第 110 条 年次有給休暇手当

110.1. 年次有給休暇手当は、その労働者の年の平均賃金に基づいて計算される。

110.2. 業務の必要性のために年次有給休暇を取得できない労働者には、その平均賃金の 10 分の 1 の年次有給休暇給与が支払われる。

110.3. 労働関係が終了する労働者には、労働期間中の年次有給休暇手当が支払われる。

第 111 条 パートタイム労働者の賃金

111.1. パートタイム労働者の賃金の時間単価は、同じ仕事のフルタイム労働者の賃金単価を下回ってはならない。

111.2. パートタイム労働者の賃金は、労働量または労働時間数に基づいて計算されまたは労働者と合意した時間に基づいて計算されて支払われる。

111.3. 1 か月を超えて働くパートタイム労働者の賃金は、本法第 104.1 条に従って支払うことができる。

第 112 条 遊牧民の賃金

112.1. 遊牧民の同意を得て、その者の賃金の 30 パーセント以下について、非金銭的な形で支払うことができる。

112.2. 本法第 112.1 条で定められた非金銭的形態で支払われる賃金は、品質要件を満たす製品、家畜およびその他の財産とし、それらの価格の計算においては市場平均を超えてはならない。

112.3. 非金銭的な賃金は、タバコ、アルコール、あらゆる種類の薬物、禁止されている物品、製品および資格がないと扱えない物品で提供することを禁止する。

第 113 条 労働者が職務の遂行を拒否したこと、証人および被害者保護のための措置に従い労働しなかったことまたは他の職務に異動した場合の賃金および手当

113.1. 労働者が、本法第 54.1 条に従って職務の遂行を拒否した場合、使用者は、不在期間中の賃金に等しい金額を、労働者に支払う。

113.2. 法律に基づく証人および被害者の保護のための措置に従い労働しなかったためまたは別の職務に異動した場合に労働者の賃金が減少した場合、労働者には、その期間の賃金に等しい金額が支払われる。

第114条 労働基準の違反の場合の賃金と手当

- 114.1. 労働基準の違反が、労働者の過失によるものでない場合、その労働者には、賃金と基本給の差に等しい報酬を支払われる。
- 114.2. 労働者が、自己の過失により労働基準を遵守しなかった場合、その労働者には、実際になした業務に対応する賃金が支払われる。

第115条 短縮労働時間の賃金

- 115.1. 本法第85条に規定された理由で労働時間を短縮された労働者の賃金は、時間または労働量によって計算した上で、使用者は、短縮された労働時間に相当する追加の賃金を提供する。

第116条 待機期間の賃金

- 116.1. 不測の事態または不可抗力の状況、防災法第4.1.2条に規定された自然災害、認可された国家機関の決定または労働者とは無関係の待機期間を確保する必要のため、労働者を別の業務に異動させることができない場合、基本給の60%以上の賃金が支払われる。その補償される賃金額は、最低賃金以上でなければならない。
- 116.2. 労働者が、待機期間中に別の仕事をした場合で、その業務に見合った給与が支払われて賃金が減額された場合、使用者は、平均賃金との差額に等しい賃金を支払う。
- 116.3. 正当な理由なしに、待機時間中に他の仕事を行うことを拒否した労働者には、報酬は支払われない。
- 116.4. 季節的な職務を遂行し、無期限の労働契約を結んでいる労働者が業務に従事していない期間の社会保険および健康保険の保険料は、最低賃金に基づき、使用者が支払う。
- 116.5. 労働者の過失により待機状態となった場合、その労働者に賃金は支払われない。

第117条 労働者に支払われるその他の給付

- 117.1. 本法第58.1.4条に従い、他の仕事への異動期間中に労働者の賃金が減少した場合、使用者は賃金の差額に等しい報酬を支払う。
- 117.2. 労働者は、本法第60.1.2条で定められたドナーの職務を遂行する期間中、その平均賃金に等しい金額を支払われる。
- 117.3. 使用者は、労働協約、労使協定および就業規則を通じて、この法律で定められているもの以外の種類の福利厚生を設定することができる。

第118条 賃金変更の通知

- 118.1. 使用者は、労働者の求めに応じて、労働契約を修正する決定の発効日の10日以上前に、労働協約に従い、すべての労働者の給与を変更する決定を、すべての労働者に通知する。

第119条 賃金からの控除とその金額の制限

別冊4 法律の訳文

- 119.1. 使用者は、労働者の賃金を全額支払う。ただし、以下の場合には控除できる。
- 119.1.1. 使用者が、労働者の平均月収を超えない損害について労働者に賠償請求することを決定した。
- 119.1.2. 裁判所または労働者の権利紛争解決機関の決定が発効した。
- 119.1.3. 本法第 123.2.3 条で定められた労働懲戒処分が労働者に課された。
- 119.1.4. 法律で指定されているその他の場合。
- 119.2. 労働者の月の賃金からの控除額の合計は、社会保険および健康保険料と個人所得税を差し引いた後の給与の 20%を超えてはならず、子育てまたは複数の控除が行われた場合はその後の給与の 50%を超えてはならない。
- 119.3. 労働者が、賃金から控除額を控除する決定に同意しない場合、労働者は、この法律に従って、労働者の権利紛争解決機関に不服を申し立てる権利を有する。
- 119.4. 使用者は、労働者の平均月収を超える損害賠償を、裁判所に対して請求できる。
- 119.5. 法律に従って労働者の給与から控除される場合、そのことを労働者に事前に通知する。

第8章

労働安全衛生

第120条 職場の労働安全と衛生状態の確保、労働者の健康の保護

- 120.1. 使用者は、労働者の生命と健康を保護し、労働災害や職業病を予防することを目的として、効果的かつ段階的な対策を講じる。
- 120.2. 使用者は、労働安全および衛生要件とその基準を満たす通常の労働条件を、労働者に提供する義務を負う。
- 120.3. 使用者は、法律に従い、労働者の労働時間の短縮、追加の休暇の付与、職場の労働条件が正常化するまでの特殊な状態での労働の許可など、必要な一時的措置を講じる。
- 120.4. 労働者は、職務を遂行する間、労働安全および衛生に関する法律、その要件および基準を遵守する義務を負う。
- 120.5. 労働者は、労働の安全と衛生を確保するために使用者が設定した要件を遵守する義務を負う。

第121条 労働安全と衛生の要件と基準の遵守

- 121.1. 労働安全衛生の要件と職場の基準を満たし、労働者の健康を保護し、健康で安全な環境で労働条件を作り出す関係は、労働安全衛生法によって規制される。

第9章

就業規則、労働規律および労働契約および責任

第1節

就業規制と責任

第122条 就業規則

122.1. 使用者は、労働者の代表者の提案を考慮に入れ、法律に従って事業体または組織に適用される就業規則を定め、施行する。

122.2. 使用者は、新しく就業規則を策定した場合、就業規則を、すべての労働者が閲覧できる場所に配置する義務がある。労働契約の終了および労働規律の違反の理由は、就業規則に明記されなければならない。

122.3. 法律により特別に認可された分野および組織の労働者に対する特別な懲戒規則は、認可された公務員によって定められ、施行される。

第123条 労働懲戒処分

123.1. 労働法、労働契約、就業規則および職務記述書に違反する労働者の不法な作為または不作為は、懲戒違反とみなす。

123.2. 以下の懲戒処分は、使用者または使用者に任命された管理者により、違反した労働者に課される。

123.2.1. 当該労働者に対する個別の公表されない警告³⁸。

123.2.2. すべての労働者に対して公開される警告³⁹。

123.2.3. 最大3か月間の、基本給の最大20パーセントの減額⁴⁰。

123.2.4. 職務の地位の低下⁴¹。

123.2.5. 使用者の主導による労働関係の終了⁴²。

123.3. 労働懲戒処分を課す前に、使用者は、懲戒違反の性質と結果を考慮し、労働者に告知し、その説明を得て、本法第123.2条に定められた労働懲戒処分を選択して適用する。懲戒処分を課す決定は書面で行う。

123.4. 労働懲戒処分は、違反の日からまたは違反が継続する場合は違反の最終的から6か月以内、使用者が違反を発見してから1か月以内に課する。

123.5. 財産に対して完全な責任を負う労働者は、違反の日から1年以内または違反が継続する場合は違反の最終日から1年以内に、労働懲戒処分の対象となる。

123.6. 本法第123.4条および第123.5条に定められた期間は、労働者が診断書による休暇、年次有給休暇、私的休暇を取得している間または懲戒違反が法執行機関、監査およびその他の認可された組織によって調査されている期間、中断される。

123.7. 労働懲戒処分は、1つの違反に対して重複して課されてはならない。

³⁸ 非公開の戒告。

³⁹ 戒告。

⁴⁰ 減給。

⁴¹ 降格。

⁴² 懲戒解雇。

123.8. 労働懲戒処分が課されてから1年経過後、労働者は労働懲戒処分を受けていないとみなす。

123.9. 使用者は、本法第123.8条で指定された期間より前に、労働者の懲戒処分歴を終了させることができる。その場合、そのことを書面で労働者に通知する。

第2節

使用者の責任

第124条 賃金未払に対する遅延損害金

124.1. 使用者は、本法第104.1条で定められた日に賃金を支払わなかった場合、延滞日ごとに、賃金の0.3%の割合の遅延損害金を支払う。

第125条 労働災害、急性中毒または職業病により労働者に生じた損害の補償

125.1. 労働災害、急性中毒、職業病または死亡した労働者が、労働災害または職業病の保険に加入しているかどうかに関係なく、使用者は、労働者またはその家族に対し、次の回数の補償⁴³を支払う。

125.1.1. 労働災害、急性中毒および職業病による30%未満の労働能力の喪失においては5回。30%以上50%未満の労働能力の喪失においては7回。50%以上-70%未満の労働能力の喪失においては9回。70%以上の労働能力の喪失においては18回。

125.1.2. 労働災害、急性中毒または職業病による死亡においては36回。

125.2. 本法第125.1条で定められている保障は、労働協約、労使協定および就業規則で定めることができる。

125.3. 本法第125.1条に従った報酬は、社会保険およびその他の法律に従って労働者とその家族へ支払われる年金および給付の提供を制限する根拠として機能しない。

125.4. 本法第125.1条で定められた補償内容の変更を、労働協約、労使協定および就業規則によって定めることができる。

第126条 労働者の職務遂行に必要な個人用の道具、器具および物品の使用に対する補償

126.1. 使用者は、労働者が職務を遂行するために必要な道具を労働者に提供しなかったために、労働者が個人の道具や器具を使用した場合または労働者の道具や器具を使用することに同意した場合、それらに発生した費用を労働者に支払う。

第127条 不当な別の職務への異動、人事異動、解雇における使用者の責任

⁴³ 平均給与を定められた回数継続して支払うことを意味するものと考えられる。時給や日給で雇用する労働者であっても、月の平均賃金を計算して月ごとに定められた回数支払うことを意味するものと考えられる。

別冊4 法律の訳文

127.1. 正当な理由なく解雇された労働者が所管官庁の決定により職務に復帰した場合、使用者は、当該労働者が以前の職務に復帰するまでの期間、以前に受け取っていた平均賃金に等しい金額を、当該労働者に支払う。

127.2. 不当な異動や配置転換により労働者の賃金が減少した場合、使用者は、平均賃金との差額に等しい金額を、当該労働者に支払う。

第128条 労働関係終了後の使用者の責任

128.1. 労働関係の終了は、使用者が労働者を雇用している期間に支払うべき賃金、遅延損害金、報酬、および手当を免除する理由とはならない。

第3節

労働者の責任

第129条 財産責任を負う場合とその理由

129.1. 業務の遂行中に、自己の過失により、物的損害を引き起こした労働者は、懲戒、違反または刑事責任が課されているか否かに関わらず、財産責任の対象となりうる。

129.2. 業務の遂行中に、自らの過失により、事業体または組織に物的損害を与えた労働者は、本法第130条および第131条の場合を除き、使用者の決定により、限定的な物的損害賠償責任を負う。

第130条 特別な条件の労働契約を結んでいる労働者⁴⁴に課せられる財産責任

130.1. 特別な条件の労働契約を結んでいる労働者は、本法第131.1条に規定されている場合を除き、6か月間の平均賃金を超えない額までの金額で、業務遂行における自身の過失によって使用者に生じた物的損害に対する責任を負う。

第131条 完全賠償責任

131.1. 労働者は、以下の場合に全財産に対する完全賠償責任を負う。

131.1.1. 労働者が損害を与えた行為が犯罪であるという裁判所の決定が発効した場合。

131.1.2. 完全な財産責任契約を締結しまたは労働契約で特に完全な財産責任を負うことに同意した労働者が、業務遂行中に使用者に損害を与えた場合。

131.1.3. 成年後見制度またはその後の報告の際、文書によって受け取ったことが確認された財産および貴重品が、内部規則で定められた期間内に報告されなかったかまたは財産が使用されないまま返還されなかった場合。

131.1.4. 労働者自身の責任でなくとも、当該労働者の業務に関連して当該労働者が全責任を負うことを約束して提供された作業工具、個人用保護具および特別な衣服などの財産を失った場合。

⁴⁴ 65条の労働者のこと。

別冊4 法律の訳文

131.1.5. アルコール、薬物、向精神薬を使用して、業務の遂行に支障を生じさせ、使用者に対する物的損害を引き起こした場合。

131.2. 本法第 131.1 条で定められた場合を除き、労働者は財産に対して完全な損害賠償責任を負わない。

第 132 条 労働者によって生じた物的損害額の決定

132.1. 物的損害の金額を決定する際、使用者は現在の状況を確認したうえで、決定する。使用者は、損害を発生させた状況について書面で説明するよう労働者に求める権利がある。労働者が回答しない場合、その旨を書面に記載しなければならない。

132.2. 労働者によって生じた損害額は、使用者の財産に現実に生じた損害の額とする。得べかりし利益を含まない。現実に生じた損害額は、損害額から、使用者の資産や貴重品についての貸借対照表の金額から適切な減価償却率を控除して計算する。

132.3. 労働者が試用期間および見習い中に生じさせた損害を賠償させることを禁じる。

132.4. 使用者が、労働者が資産を管理し続けるために必要な条件が使用者が作成できなかったために、労働者によって生じた損害について、賠償請求することを禁じる。

132.5. 複数の労働者の過失によって引き起こされた損害額は、各自の過失割合と財産責任の種類を考慮して、労働者ごとに決定される。

第 133 条 物的損害賠償手続

133.1. 労働者は、本法第 129 条、第 130 条および第 131 条に定められた物的損害を賠償する義務を負う。

133.2. 当事者は、労働者によって引き起こされた損害について、その一部についてのみ賠償することに同意することができる。

133.3. 労働関係が終了した場合でも、労働者は、裁判所の命令により財産責任を負うことを命じられうる。

133.4. 使用者の同意を得て、労働者は、物品を、同じまたは同様の品質の物品と交換することで、生じた損害を賠償することができる。

133.5. 労働者が、財産責任を課す決定が不当であると考える場合または使用者が財産損害の賠償手続に違反した場合、当該労働者は、労働者の権利紛争解決機関または裁判所に対し、不服を申し立てる権利を有する。

第 134 条 財産リスクからの労働者の保護

134.1. 使用者が、所有物および所有権の完全性を確保および保護する目的で、自己の財産に保険をかけ、リスク除去のための予算を確保する際、労働者の賃金および財産から控除してこれらに充当することを禁じる。

第 10 章

特定の者との労働関係

第 135 条 妊娠中の女性、3 歳未満の子供を持つシングルマザー（シングルファーザー）との労働関係の終了の禁止

135.1. 本法第 80.1.4 条、第 80.1.5 条および第 80.1.6 条に規定されている場合、および事業体または組織の清算の場合を除き、使用者が、3 歳未満の子供を持つ独身の母親（独身の父親）および妊娠中の女性との間の労働関係を終了することを禁じる。

第 136 条 母乳育児、育児のための追加の休憩と手当

136.1. 休憩と授乳の休憩に加えて、母乳育児と子どもの世話のための休憩を、生後 6 か月未満の子または双子の場合は 1 歳未満の子を持つ母親については 2 時間、6 か月から 1 歳に達するまでの子を持つ母親または 1 歳に達したが医療的措置が必要な子については 1 時間、与える。この休憩は、労働者の求めに応じて、労働時間の短縮という形で認めることができる。

136.2. 母乳育児と子どもの世話のための休憩は、労働時間数に基づいて追加して労働者に与えられる。

136.3. 使用者は、労働者に、母乳育児の部屋を提供するための措置を講じる。

第 137 条 出産休暇と育児休暇

137.1. 出産休暇は 120 日間与えられる。

137.2. 双子を出産した母親は、140 日間の出産休暇を取得する。

137.3. 本法第 137.1 条に定める出産休暇は、妊娠 196 日後以降に、早産し、中絶し、医学的手段により妊娠を終了したまたは妊娠 196 日以内に生存可能な子供を出産した母親に付与される。

137.4. 流産、中絶、または 196 日以内に行われなかった医学的中絶の場合、労働者は、診断書を提出することで休暇を与えられる。

137.5. 使用者は、父親に新生児の世話をするために少なくとも 10 営業日の育児休暇を与え、その期間の平均賃金に等しい手当を支払わなければならない。

第 138 条 乳児を養子にした労働者の休暇

138.1. 乳児の養親の 1 人が求めた場合、使用者は、当該労働者に対し、最大 60 日間の休暇と平均賃金に等しい手当を与える。

第 139 条 育児休業の付与

139.1. 3 歳未満の子供を持つ母親または父親が求めた場合、使用者は、当該労働者に対し、育児休業を付与するものとし、この期間中の賃金の提供の問題は、関連する法律、労働協約、労使協定、労働契約、就業規則によって規制されるものとする。

139.2. 育児休業の期間が終了したまたは期間は終了していないが労働者が求めた場合、使用者は、雇用を継続する義務がある。当該労働者の職務や定員が減少した場合は、同質の別の業務に復帰させる義務がある。

139.3. 本法第 139.1 条および第 139.2 条の規定は、子を養子にした労働者に適用される。

第 140 条 妊娠中の女性と 3 歳未満の子を持つ労働者の柔軟な労働

140.1. 使用者は、妊娠中の女性または 3 歳未満の子を持つ労働者について、自宅または就業場所以外で職務を遂行することに同意することができる。

第 141 条 出張の禁止

141.1. 同意がない限り、妊娠中の女性または 3 歳未満の子供を持つ労働者を出張させることを禁ずる。

第 142 条 未成年者の労働

142.1. 本法第 142.3 条および第 142.5 条に定められた場合を除き、15 歳未満の者に労働させることを禁じる。

142.2. 未成年者の精神的および肉体的発達、生命および健康を危険にさらし、育成および道徳に悪影響を及ぼし、法律で禁止されている労働に従事し、児童労働により搾取し、賃金の不公正な支払、児童が児童労働などの最悪の形態の労働に従事させることを禁じる。

142.3. 法定代理人（親、保護者、監護者）の許可を得た 13～15 歳の者は、健康と発達に悪影響を及ぼさない限りまた子どもの学習に支障をきたさない限り、労働の安全と衛生の要件を満たす職場で働くことを許可されるものとする。

142.4. 労働問題を担当する大臣は、13 歳以上の者が従事することのできる軽労働の種類と労働条件を決定する。

142.5. 15 歳未満の者は、法定代理人（親、保護者、監護者）から書面による同意を得た上で、子どもの権利に関する国家検査官による労働時間と雇用条件に基づく個別の事案ごとの許可を得た場合、芸術およびスポーツの公演および広告活動に参加するために、労働できる。

142.6. 使用者が、18 歳未満の者を雇用しようとする場合、使用者は、労働者の親の名前、労働者本人の名前、生年月日、業務内容、労働時間と労働条件および担当者の記録を保持するものとする。労働関係の成立後 10 営業日以内に労働および労働検査に関する国レベルの機関に通知する。

142.7. 使用者が、この法律に従い 15～18 歳未満の労働者を雇用する場合、法定代理人（親、保護者、監護者）および未成年者との間で、三者間労働契約を締結する。

142.8. 未成年者と締結する労働契約には、未成年者の生年月日と出生証明書または ID カードのコピーを添付する。

142.9. 未成年者の労働が禁止されている職業のリストは、使用者の権利、正当な利益および利益を代表および保護する国家組織の提案を考慮して、労働を担当する大臣が定める。

第 143 条 未成年者の健康の保護

143.1. 使用者は、労働契約の期間中、労働者が 18 歳に達するまでの期間、6 か月ごとに未成年者の健康診断を行う。

143.2. 使用者は、本法第 143.1 条に定められた健康診断費用を負担する。

143.3. 芸術、スポーツに関する公演・広告活動への参加を除き、未成年者を出張させることを禁じる。

第 144 条 障害者の労働

- 144.1. 使用者は、障害者の権利に関する法律により定められた適切な資料を提供することにより、障害者に労働機会を提供する義務を負う。
- 144.2. 所有の種類や形態に関係なく、25 人以上の労働者を雇用する事業体または組織は、その総職数の少なくとも 4%の障害者を雇用する。
- 144.3. 事業体または組織が本法第 144.2 条に定められた障害者雇用を実行していない場合、雇用すべき障害者に対して支払うべき最低賃金と同じ金額を、使用者は、毎月、障害者雇用促進補助金に対し、支払う。
- 144.4. 障害者または障害者の家族に対し、商品、製品、サービスを定期的に提供することによって支援した使用者は、本法第 144.3 条で定められた支払を免除または減額されることができる。
- 144.5. 政府は、本法第 144.3 条に定める支払の減額および免税の手続を定める。これらの徴収した金銭等は、障害者の労働を支援するためにのみ使用され、徴収、支出および給付は、メディアを通じて毎年一般に報告される。
- 144.6. 使用者は、本法第 144.1 条で定められた適切な手法を用いることなく障害者の労働関係を終了することを禁じる。
- 144.7. 障害者が年金や手当を受け取っていることは、その者の賃金を減額しその他この法律で定められた他の権利を制限する理由にはならない。
- 144.8. 障害者の介護をする労働者が求めた場合、使用者は、自宅、遠隔地またはパートタイム労働を実施するための条件を設定するために可能な措置を講じる。

第 145 条 高齢者の労働

- 145.1. 高齢者および年金受給者は、労働することができる。
- 145.2. 老齢年金を受給していることは、労働者の賃金を減額し、この法律で指定されているその他の権利を制限する理由とはならない。
- 145.3. 使用者は、労働時間の短縮、高齢者の要請に応じたパートタイムでの労働、健康に悪影響を及ぼさない別の仕事への移動に関する措置をとる。

第 146 条 外国人および無国籍者の労働

- 146.1. モンゴルにおける外国人および無国籍者の労働に関連する関係は、この法律および外国人の法的地位に関する法律、労働力の海外派遣に関する法律、労働力および専門家の採用に関する法律、労働促進に関する法律および関連する法律によって規制される。

第 11 章 労働紛争規制

第1節

労働争議の和解

第147条 労働争議とその決議

- 147.1. 当事者は、第一に、相互の合意により労働争議を解決するためにあらゆる努力をする義務を負う。
- 147.2. 本法第147.1条に基づく相互合意による集団労働争議の解決に失敗した場合、当事者は段階的に以下の措置を講じなければならない。
- 147.2.1. 労働調停人の支援を受けて紛争を解決すること。
- 147.2.2. 労働仲裁を通じて紛争を解決すること。
- 147.3. 政府は、労働調停人の支援と労働仲裁の規則により、労働争議を解決するための手続を定めるものとする。全国委員会は、労働調停人および労働仲裁人の倫理規定を定める。

第148条 労働調停人の支援による労働争議の解決

- 148.1. 当事者または当事者のいずれかが、努力したが本法第147.1条に規定されている労働争議を解決できなかったと考える場合、労働調停人の支援を得て紛争を解決する提案を提出する。
- 148.2. 本法第148.1条で指定された提案を受け取った当事者は、3営業日以内に書面で相手方に回答を提出する。
- 148.3. 使用者が労働調停人の活動への参加を拒否した場合、労働組合は本法第25条に従ってストライキを組織することができる。
- 148.4. 当事者が労働調停人の支援を受けることに同意した場合、労働調停人は3営業日以内に活動を開始する。
- 148.5. 当事者が労働調停人について合意に達しない場合、または本法第148.1条で指定された提案を受け取った当事者が、3営業日以内に回答を提出しなかった場合、紛争当事者は、共同でまたはいずれかの当事者が、労働調停人を任命する。
- 148.6. 労働問題を担当する組織は、当事者の提案を考慮して、3営業日以内に本法第160.1.4条に規定された組織に登録された労働調停人を任命するものとする。
- 148.7. 紛争当事者は、明確な利害の対立があると考えられる場合を除き、労働問題を担当する組織によって任命された労働調停人を拒否する権利を持たない。

第149条 労働調停活動

- 149.1. 労働調停人は、5営業日以内に当事者の参加を得て労働調停活動を実施するものとする。
- 149.2. 労働調停人は、紛争当事者との相互合意により、1回、5営業日の間、調停活動を延長することができます。
- 149.3. 労働調停の結果、当事者が係争中の問題について合意に達した場合、労働調停人はこの旨を記録し、労働争議は紛争当事者の署名により解決したものとみなされる。

別冊4 法律の訳文

149.4. 本法第 149.1 条および第 149.2 条に規定された期間が満了した場合、または当事者がその期間内に合意できなかった場合、労働関係機関は、この旨を記録し、紛争当事者が署名することにより、労働調停人を解任する。

149.5. 労働調停活動中に、ストライキまたは一時的な職場閉鎖/ロックアウト/することを禁止する。

第 150 条 労働調停人の権利と義務

150.1. 労働調停人は、次の権利を有する。

150.1.1. 当事者から労働争議を解決するために必要な文書、情報を入手し調査すること。

150.1.2. 労働争議に関連して、紛争当事者およびその他の関係者から説明を受け、参考情報を受け取ること。

150.1.3. 労働争議が発生した労働者、使用者、および事業体や組織の代表者との間で、特別な合同会議および面接を実施すること。

150.1.4. 必要に応じて、関連する組織や専門家から専門的アドバイスを受けること。

150.1.5. 法律で指定されているその他の権利。

150.2. 労働調停人は、以下の責任を負う。

150.2.1. 紛争当事者の提案と要求を調査し、法律に従って文書、情報、および調査の機密を保持すること。

150.2.2. 紛争の内容および意見の相違について合意に達するための可能な選択肢を当事者に提案すること。

150.2.3. 法律によって提供されるすべての機会を利用して、労働争議を解決すること。

150.2.4. 法律で規定されているその他の義務。

第 151 条 労働仲裁による労働争議の解決

151.1. 本法第 28.1 条で指定されている以外の事業体または組織で発生した労働争議が、労働調停人の参加によって解決されなかった場合、紛争当事者は労働および社会パートナーシップに関する第三者委員会⁴⁵に対し、要求を提出するものとし、労働仲裁を通じて紛争を解決する。

151.2. それぞれのレベルの労働および社会パートナーシップに関する第三者委員会は、要請を受けてから 3 営業日以内に、紛争を審議するために、3 人の仲裁人で構成される労働仲裁委員会を設置する。

151.3. 紛争当事者は、労働および社会的パートナーシップに関する三者委員会によって任命された仲裁人を拒否する権利を持たない。

151.4. 労働争議の当事者の代表者は、労働仲裁構成員に入ることができない。

151.5. 労働仲裁は、設置日から 10 営業日以内に、当事者の代表者の参加を得て、労働争議を審議および解決する。必要に応じて、労働仲裁人は労働仲裁手続を最大 5 営業日延長することができる。

151.6. 労働仲裁の決定は最終的なものとする。紛争当事者は、労働仲裁委員会が労働仲裁手続に違反したと判断しない限り、裁判所に対する不服申立てできない。

151.7. 当事者は、労働仲裁の決定に従う義務を負う。

⁴⁵ 第 15 条の機関。

第 152 条 労働仲裁人の権利と義務

152.1. 仲裁人は以下の権利を有する。

152.1.1. 労働争議に関連する問題について、紛争当事者および関係者から、紛争を解決するために必要な説明をうけ、参照し、文書、情報を入手し、調査を行い、労働調停人の記録を精査すること。

152.1.2. 紛争当事者の提案および要求を聞くこと。

152.1.3. 必要に応じて、専門家から意見を聴取し、通訳者、専門家を労働し、報酬に関連する問題を解決すること。

152.1.4. 法律で規定されているその他の権利。

152.2. 労働仲裁人は、以下の責任を負う。

152.2.1. 労働争議に関連する問題に関する法律に従い、文書、情報、および調査の秘密を保持すること。

152.2.2. 利益相反がある場合、紛争の解決に携わることを拒否すること。

152.2.3. 紛争の当事者に仲裁判断を説明すること。

152.2.4. 紛争を解決する目的で入手した文書を返却すること。

152.2.5. 労働争議の解決の結果を、仲裁人を任命した労働および社会的パートナーシップに関する三者委員会、全国委員会および小委員会に報告すること。

152.2.6. 労働争議を解決するために、法律によって提供されるすべての機会を利用すること。

152.2.7. 法律で規定されているその他の義務。

第 153 条 労働調停および労働仲裁における紛争当事者の義務

153.1. 紛争当事者は、労働調停および労働仲裁の段階で以下の義務を負う。

153.1.1. 紛争を解決する意思を持って、労働調停および労働仲裁に参加すること。

153.1.2. 労働調停および労働仲裁の段階で、ストライキおよびロックアウト活動を組織しないこと。

153.1.3. 労働争議の解決および解決に関連して、労働調停人および労働仲裁人が必要とする情報、調査および文書を提供すること。

153.1.4. 法律で規定されているその他の義務。

第 2 節

労働者の権利紛争の解決

第 154 条 労働者の権利紛争の解決

154.1. 当事者は、第一に、相互の合意により労働者の権利紛争を解決するためにあらゆる努力をする。

154.2. 労働者の権利紛争は、紛争当事者がその権利の侵害を知ったまたは知っていたはずの日から次の期間内に、労働者の権利紛争解決委員会に申し立てられることにより、事業体、組織および労働者個人の間で、事前に解決する。労働者の権利紛争解決委員会のない事業体、組織および労働者個人間の紛争は、ソム・地区の労働者の権利紛争の解決のための三者間委員会によって解決される。

別冊 4 法律の訳文

- 154.2.1. 労働関係を終了または終了しようとするあるいは別の業務に配置転換するまたは配置転換させようとする使用者の決定に根拠がないとみなされる場合、その決定の受領日から 30 日以内。
- 154.2.2. 本法第 154.2.1 条以外の労働者の権利紛争の場合、90 日以内
- 154.3. 労働者の権利紛争解決委員会および労働者の権利紛争の解決のためのソム・地区の三者間委員会は、申立てを受理してから、10 営業日以内に、当事者の参加を得て、紛争を解決する。
- 154.4. 労働者の権利紛争解決委員会、ソム・地区の三者間委員会の予備的解決中に、当事者が紛争解決に合意した場合、労働者の権利紛争は、紛争当事者が議事録に署名することにより解決したとみなす。
- 154.5. 労働者の権利紛争解決委員会およびソム・地区の三者間委員会が、予備的解決手続に従って労働者の権利紛争を解決できなかった場合、紛争の予備的解決は、紛争当事者が議事録に署名することによって終了する。
- 154.6. 本法第 154.5 条に規定されている労働者の権利紛争解決委員会の議事録を受け取ってから 10 営業日以内に、紛争当事者の一方は、労働者の権利紛争を事前に解決するために、ソム・地区の三者間委員会に対して申立てできる。
- 154.7. ソム・地区の三者委員会は、本法第 154.6 条に従い、申し立てを受け取ってから 10 営業日以内に、紛争を審議し決定を下す。
- 154.8. 本法第 154.5 条に定める決定に異議がある場合または本法第 154.7 条に定める決定に異議がある場合、紛争当事者は、決定を受けてから 10 営業日以内に、訴訟提起する権利を有する。
- 154.9. 当事者は、ソム・地区の三者間委員会が労働者の権利に関する紛争を審議および解決した後、10 営業日以内に訴訟を提起しない場合、決定に従う義務を負う。
- 154.10. 労働協約、部門、部門間および全国の労使協定の実施に関する労働者の権利紛争は、この法律で定められた労働利益紛争解決手続に従って解決される。
- 154.11. 紛争当事者は、労働者の権利紛争解決委員会またはソム・地区の三者間委員会によって事前に解決された議事録を確認するよう、裁判所に対して申出することができ、裁判所の決定から 5 営業日以内に提出する。

第 155 条 労働者の権利紛争の解決のためのソム・地区の三者間委員会

- 155.1. 労働者の権利紛争を解決するためのソム・地区の三者間委員会は、以下の完全な権利を有する。
- 155.1.1. 労働争議の防止に関する研修を設定し、助言と情報を提供し、広報を実施すること。
- 155.1.2. 管轄下の労働者の権利紛争を事前に解決するための措置を講じること。
- 155.1.3. 法律で定められたその他の権限。
- 155.2. ソム・地区の労働者の権利紛争を解決するための三者委員会の憲章は、全国委員会によって定められる。

第 156 条 労働者の権利紛争の解決に関する委員会

- 156.1. 労働者の権利紛争を解決するための非常勤常設委員会は、20 人以上の従業員を擁する事業体および組織において設立される。

別冊4 法律の訳文

156.2. 従業員が20人未満の事業体または組織は、本法第154.1条に規定されている労働者の権利紛争を解決するために、非常勤委員会を設立することができる。

156.3. 労働者の権利紛争解決委員会は、事業体または組織の使用者と労働組合で構成され、そのような組織がない場合は、従業員総会によって選出された同数の従業員で構成される。

156.4. 本法第156.3条で定められた代表者が、事業体または組織の管理者に属する者であることを禁じる。

156.5. 労働者の権利紛争解決委員会は、当事者間で、労働者の権利紛争を解決するために可能なあらゆる措置を講じる義務を負う。

156.6. 労働者の権利紛争解決委員会の憲章は、政府によって定められる。

第157条 労働者の権利紛争に関する紛争提出期限の回復

157.1. 正当な理由により労働者の権利紛争解決機関に対する紛争申立期限を超えた場合、裁判所は、紛争当事者の求めに応じ、期限を回復することを決定できる。

第158条 裁判所における労働者の権利紛争の解決

158.1. 以下の労働者の権利に関する紛争は、裁判所によって直接審査され、解決される。

158.1.1. 本法第154.8条に従って提出された申立て。

158.1.2. 本法第129.2条および第130.1条に規定されているもの以外の、使用者に生じた物的損害に対する使用者の請求。

158.1.3. 労働協約、労使協定、雇用契約の条件および就業規則が、労働法に違反しているという労働者の申立て。

158.1.4. 本法第154.4条および第154.9条に定められた決定の不遵守に関する申立て。

158.1.5. 法律で定められたその他の紛争。

158.2. 労働者が、本法第154.2条に規定されている労働者の権利紛争解決組織において労働者の紛争を解決することが不可能であると判断した場合、当該労働者は、裁判所に労働者の権利紛争を解決するよう求めることができる。

158.2.1. 職務を遂行する過程で労働者の生命・健康に生じた損害賠償を求める場合。

158.2.2. 労働者が、労働関係を終了または終了しようとするか、別の業務に異動させまたは異動させようとする使用者の決定について、根拠がないことについて不服を申し立てる場合。

158.3. 裁判所は、裁判所の調停を通じて訴訟前の段階で労働者の権利紛争を事前に解決するかどうかを、決定する。

第12章

労働管理と監視

第159条 労務管理システム

別冊4 法律の訳文

159.1. 労務管理システムは、国家管理、集団管理、事業体および組織の管理で構成されなければならない。

159.2. 労働問題を担当する国の中央行政機関、労働問題を担当する国の行政機関、すべてのレベルの知事、アイマクの労働問題を担当する組織・首都・地区の労働問題を担当する職員（労働組織）は、国家の労務管理を実施する。

159.3. 労働問題を担当する国の行政機関は、労働問題を担当する国の中央行政機関の管理下で機能する。

159.4. 労働問題を担当する国の行政機関は、専門的方法論的なガイダンスを提供し、アイマク、首都および地区の労働機関、ソムおよびホローの労働者（労働組織）の活動を監視する。

第160条 アイマク、首都および地区の労働組織とその機能

160.1. アイマク、首都および地区の労働組織は、労働法の実施を確実にするための枠組みの中で、以下の機能を実施する。

160.1.1. 労働法に関するアドバイス、情報提供、研修および広報活動を、労働者、使用者および利害関係者に提供する。

160.1.2. 労働法に関して、その管轄下にある事業体または組織の労働者の権利紛争解決委員会に対し、情報提供と方法論的ガイダンスを提供する。

160.1.3. それぞれの地域で締結された労働協約および労使協定を登録し、データベースを作成する。

160.1.4. 労働問題の専門家を労働調停人として選抜し、その者を労働調停人の登録データベースに登録して配置する。

160.1.5. 部門および部門間の団体交渉の過程で発生する労働争議において、この法律に従って労働調停人を任命する。

160.1.6. 地方レベルでの労働争議に関する統一データベースを作成し、原因と状態を分析し、通知し、特定し、それらを排除するための措置を実施する。

160.1.7. 法律で定められたその他の機能。

第161条 労働法の施行の監視

161.1. 労働法の施行の監視は、この法律、国家検査法およびその他の関連法に従って、専門の検査機関および国の労働監督官によって実施される。

161.2. 法律で別段の定めがない限り、労働関係を専門とする労働組合および非政府組織は、その権限に従って労働法の実施を公的に管理する。

第162条 労働検査に関する国家監督官の権利と責任

162.1. 国の労働監督官は、労働法の施行について専門的な管理を行う。

162.2. 国の労働監督官は、国の検査に関する法律で定められている権利に加えて、次の権利を有する。

162.2.1. 事前の通知なしに、検査を受ける事業体、組織、職場に対し、無料でアクセスすること。

162.2.2. 情報を受領し、使用者、使用者の代表者または労働者から直接に、または労働法の実施に関連する問題について証人の面前で話し合う中で、質問すること。

別冊4 法律の訳文

162.2.3. 労働法で定められた必要な文書が関連する手順に従って編集および維持されているかどうかを確認しまたは文書の完全なまたは部分的なコピーを入手すること。

162.2.4. 労働法を改善するために、国家大会議および政府に対し、直接またはより高いレベルの組織を通じて、提案すること。

162.2.5. 市民および法人に生じた損害を補償し、明らかになった違反および欠点を排除するための措置を講じること。

162.2.6. 人間の生命・健康が危険にさらされている場合、事業体または組織の活動を完全にまたは部分的に停止させること。

162.2.7. 公式および非公式経済で働く労働者の雇用状況を監視すること。

162.2.8. 法律で定められているその他の権利。

162.3. 国の労働監督官は、国の検査に関する法律で定められている責任に加えて、以下の責任を負う。

162.3.1. 労働条件、労働者の権利、労働時間、賃金、労働安全、健康、社会的保護および未成年者の労働に関する労働法に関するあらゆる問題の実施を検査し、確実に実現すること。

162.3.2. 使用者および労働者の代表者と協力すること。

162.3.3. 労働法の実施を確実にするために、労働者と使用者に助言し、カウンセリングし、情報を提供すること。

162.3.4. 労働法の施行に関して労働者および労働組合から提出される申出に従い、事業体および組織を検査すること。

162.3.5. 法律で定められている場合を除き、製品、企業秘密、生産活動に関する情報など、公務を遂行する過程で得られた情報を他者に開示しないこと。

162.3.6. 労働法違反について申出をした者の秘密を保持すること。

162.3.7. 職場環境において、差別、ハラスメント、暴力、セクシャルハラスメントがないかどうかを監視すること。

162.3.8. 法律で定められているその他の義務。

第163条 労働検査に関する国家監督官の責任

163.1. 法律で別段の定めがない限り、国の労働監督官は、辞任後も、本法第162.3.5条および第162.3.6条に定められた情報に関する秘密を維持する。

163.2. 国の労働監督官は、検査報告書、その結論、公式にした指示および行為の正確性について、完全な責任を負う。

第164条 事業体又は組織の労務管理

164.1. 事業体または組織の労務管理は、使用者により実施される。

第13章

その他

第165条 法律違反者に対する責任

165.1. この法律に違反する個人または法人は、刑法および違反に関する法律で定められた責任の対象となる。

165.2. この法律の違反によって生じた損害は、民法の損害に関する関連条項に従って補償される。

第166条 法律の発効

166.1. この法律は、2022年1月1日に発効する。

モンゴル労働法の遵守に関する法律訳文

2021年7月2日

ウランバートルの政府庁舎

労働法の遵守に関する法律/改正版/⁴⁶

第1条 労働法（改正版）の採択前に締結された事業体および組織の労働協約および国、首都、アイマグ、ソム、地区、支部および支部間の労働協約は、合意した期間中有効であるものとする。労働法（改正版）の採択に関連して、当事者は労働協約または交渉協定のどちらを改正するかを相互合意により決定するものとする。

第2条 労働法（改正版）の採択前に締結された雇用契約は、当事者間で合意された期間中有効であるものとする。労働法（改正版）に従い、雇用主と被雇用者が雇用契約の改正に同意した場合でも、被雇用者の法的地位や雇用条件を悪化させてはならない。

第3条 この法律は、改正労働法の施行日から施行される。

⁴⁶ <https://legalinfo.mn/mn/detail/16230709602851>

モンゴル土地法訳文

2002年6月7日

ウランバートル市

土地について⁴⁷

/改訂版/

第1章

共通の根拠

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、国民、事業体、組織による土地の所有と使用、およびその他の関連関係を規制することである。

第2条 土地法

2.1. 土地に関する法律は、モンゴル国憲法、民法、この法律、およびそれらに準拠して制定された法律で構成される。

2.2. 地下、森林、水、大気、植物相、動物相およびその他の天然資源の使用と保護に関連する関係は、関連する法律によって規制される。

第3条 法律の条件

3.1. この法律で使用される以下の用語は、以下の意味を持つ。

3.1.1. 「土地」とは、地表、その土壌、森林、水、植生の空間層を意味する。

3.1.2. 「土地所有」とは、法律で許可されている範囲内で土地を処分し、土地を管理する権利を有することを意味する。

3.1.3. 「土地占有」とは、契約で定められた目的、条件、条件に従って、法律で許可された範囲内の土地を管理することを意味する。

3.1.4. 「土地使用」とは、法律で許可されている範囲内で土地所有者または占有者と締結した契約に従って、土地を有用な性質に基づいて使用することを意味する。

3.1.5. 「土地の取得」とは、土地を占有および使用する権利の終了、ならびに土地の建物およびその他の資産の譲渡、および法律および合意に従って、所有者へ障害のない土地を返還することを意味する。

⁴⁷ <https://legalinfo.mn/mn/detail/216>

別冊4 法律の訳文

3.1.6. 「牧草地」とは、家畜や動物を放牧するための自然および耕作された植生被覆のある農地に属する土地を意味する。

3.1.7. 「土地占有証明書」とは、この法律に従ってモンゴルの国民、事業体、または組織の土地占有権を証明する文書を意味する。

3.1.8. 「土地使用権証明書」とは、この法律に従って、外国、国際機関、外国法人、外国投資を行う事業体、外国人国民、または無国籍者の、土地使用権を証明する文書を意味する。

3.1.9. 「公有地」とは、関連する手続に従って公用に供することを定められた国有地を意味する。

[/この規定は2015年6月26日に法律によって追加された/](#)

3.1.10. 「単位面積の個人ファイル」とは、土地所有権およびその他の関連する所有権に関連する文書および電子文書1式を意味する。

[/この規定は2018年6月21日に法律によって追加された/](#)

第4条 国の土地に関する原則

4.1. 国は、土地に関して以下の原則を遵守する。

4.1.1. モンゴルの領土は不可分であり、土地資源は統一されなければならない。

4.1.2. 土地は、国の管理下にあり、保護される。

4.1.3. 土地の所有、占有、使用における公平性と平等を確保する。

4.1.4. 法律で定められた条件と手続に従って、基本的目的のために土地を効率的かつ適切に占有、使用、保護、および修復する。

4.1.5. 公衆衛生、環境保護、国家安全保障に反し、環境のバランスを乱すような活動を行わない。

4.1.6. 土地管理計画への国民の参加を確保する。

[/この規定は2015年6月26日に法律によって追加された/](#)

4.1.7. 土地上の不動産は、土地の不可欠な構成要素である。

[/この規定は2018年6月21日に法律によって追加された/](#)

第5条 土地所有者

5.1. 所有権のためにモンゴル国民に割り当てられた土地以外の土地は、国有財産である。

5.2. 牧草地以外の土地、公的所有権および特別な国の需要以外の土地は、モンゴルの国民にのみ所有権を割り当てることができる。

5.3. 所有権のためにモンゴル国民に土地を割り当てることに関する関係は、法律によって規制される。

5.4. 土地所有者は、国の所有権登録法に従って、国の権利登録簿に土地所有権を登録する。

[/このセクションは、2018年6月21日から施行されている法律によって追加された/](#)

第6条 土地所有者と占有者

別冊4 法律の訳文

6.1. 土地は、18歳に達したモンゴル国民（以下「国民」という。）、事業体および組織がこの法律に従って所有および占有する。

6.2. 法律で別段の定めがない限り、以下の土地は、適切な国レベルの組織の監督および規制の下で公的に使用される。

6.2.1. 牧草地、牧草地の水位、塩性湿地のある土地。

6.2.2. 都市、村、その他の集落の公有地。

6.2.3. 道路とネットワークの土地。

6.2.4. 森林資源のある土地。

6.2.5. 貯水池のある土地。

6.3. 外国、国際機関、外国法人、外国投資を行う事業体、外国国民または無国籍者は、特定の目的、条件、条件および合意に基づいて、法律に従って土地使用者となることができる。

6.4. 芝生、樹木、茂み、低木、子供の遊び場、日よけ、歩道、車道、および公共のアパートの建物の居住者と所有者のための建築基準に従って建設された駐車場の維持に関するアパート所有者協会の法的地位に従い、公営アパート法第4.1.6条に定めるアパート用地は、アパート所有者協会が使用することができる。

[/この部分は2005年7月1日から施行されている法律によって追加された/](#)

第7条 土地使用料

7.1. 土地を占有および使用する国民、事業体および組織は、土地使用料法に従って土地使用料を支払う。

[/この部分は2019年11月13日付けの法律に従って修正された/](#)

7.2. 土地使用料の額、その割引、免除および支出手続は、法律によって決定される。

第8条 境界図、地名と地図

8.1. 各県、首都、ソム、地区は、境界図、地名、土地と水の資源図、土地の地図を持つ。

8.2. 国家大会議および土地問題を担当する国中央行政機関（以下「公認政府機関」という。）は、国境図の名前、土地および水の資源図を承認する。

[/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/](#)

8.3. 県、首都、ソム、地区の境界図、土地と水の資源図、土地の地図は、それぞれのレベルの長が保管し、土地問題を担当する国の中央行政機関は完全なコピーを保管する。

[/この部分は2003年6月12日付けの法律に従って修正された/](#)

8.4. 土地問題を担当する国の中央行政機関は、境界図、土地と水の資源図、および土地の地図を保存および使用するための手続を確立し、それらの変更を反映する。

[/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/](#)

8.5. 国家大会議のみが、土地と水資源の正式名称を変更する。

8.6. 公式の文書や催しで、重複した土地と水資源の名前を使用し、公式の土地と水資源の名前をモンゴル語以外の言語に翻訳し、他の言語に翻訳することは禁止される。

第2章

モンゴル統一土地資源とその主な分類

第9条 統一土地資源

9.1. 所有権の種類や形態に関係なく、モンゴルの国内のすべての土地は統一された土地資源である。

9.2. 統一土地資源は、土地使用の主な目的と需要に応じて分類される。

第10条 統一土地資源の基本分類

10.1. モンゴル統一土地資源は以下のように分類される。

10.1.1. 農牧地。

10.1.2. 都市、村、その他の集落。

10.1.3. 道路とネットワークの土地。

10.1.4. 森林資源のある土地。

10.1.5. 貯水池のある土地。

10.1.6. 特別な需要のための土地。

第11条 農牧地

11.1. 農牧地には、牧草地、干し草畑、耕作地、休耕地、農業用の建物や構造物の基地、およびその他の農業生産用の土地が含まれる。

第12条 都市、村、その他の集落および首都の土地

[/この条文は2021年7月7日付けの法律によって修正された/](#)

12.1. 都市、村、その他の集落および定住地には、土地、建物、工場、採掘現場、工業施設、単純な工業構造用の土地、および防災用の構造物、公有地およびさらなる拡張用の資源が含まれる。

12.2. 公有地には、街路、広場、道路、公共レクリエーション、保養所、運動場、公園、墓地、都市、村、その他の集落の埋め立て地および処理場が含まれる。

別冊4 法律の訳文

12.3. 都市、村、その他の集落および首都の土地所有は、モンゴルの首都の法的地位に関する法律の第6.2条に定められたゼロゾーンにより、行政および地区単位の領域を制限される。

12.4. 首都とその衛星都市は、ゾーニングのある土地を持たなければならない。

12.5. 首都の衛星都市の土地所有権は、他の行政および区画単位にある場合がある。その場合、衛星都市の土地を、占有および使用する国民、事業体、および組織は、県またはソムの予算に応じて衛星都市の位置する場所に、土地料金を支払う。

12.6. この法律の第12.4条で定められた土地のゾーニングは、政府によって設定された基準に基づいて、首都の国民代表会議によって承認される。

第13条 道路およびネットワーク

13.1. 道路およびネットワークには、電気、熱、ガス、水道、下水道、道路、通路、および輸送、通信、および情報提供の目的で、外部の都市、村、およびその他の集落に割り当てられた土地が含まれる。

[/この部分は、2015年6月19日および2017年5月11日付けの法律に従って修正された/](#)

第14条 森林資源のある土地

14.1. 森林資源地には、森林、灌木地、伐採地、森林伐採地、森林の空き地、植林および森林拡大を可能にすることを目的とした土地が含まれる。

第15条 貯水池のある土地

15.1. 貯水池のある地域には、湖、池、池、川、小川、泉、小川、貯水池、ミネラル泉、沼地、万年雪、氷河、およびそれらの保護区域の地域が含まれる。

[/この部分は2019年5月2日付けの法律に従って修正された/](#)

第16条 特別需要のための土地

16.1. モンゴルは特別需要のための土地を所有する。国の特別需要地には、次の地域が含まれる。

16.1.1. 特別保護地区。

16.1.2. 国境の空白地。

16.1.3. 国家防衛および安全保障の目的で割り当てられた土地。

16.1.4. 外交使節団、外国領事館、および国際機関の使節団に割り当てられた土地。

16.1.5. 科学技術のテストと実験および環境と気象条件の定期的な観察のための土地。

16.1.6. 県間牧草地。

16.1.7. 国の飼料資源の草刈り地域。

16.1.8. 生産分与協定に従って採掘目的で使用される契約油田地域。

16.1.9. フリーゾーンの土地。

16.1.10. 原子力機器の建設と運用のために割り当てられた土地。

/この規定は2009年7月16日に法律によって追加された/

16.1.11. 個人による小規模な採掘に割り当てられた土地。

/この規定は2010年7月1日に法律によって追加された/

16.1.12. 国境通過ゾーン。

/この規定は2013年12月26日に法律によって追加された/

16.1.13. 大規模な国家開発、インフラプロジェクトおよびプログラムを実施する場所。

/この規定は2015年7月8日に法律によって追加された/

16.1.14. 集中型有害廃棄物施設の建設用地。

/この規定は2015年7月8日に法律によって追加された/

16.1.15. 保護区として設立された歴史のおよび文化的記念碑。

/この規定は、2021年7月2日から施行されている法律によって追加された。/

/この規定は、2021年7月2日付けの法律によって追加され、2022年1月1日から有効になる。/

16.2. 首都、県、ソムおよび地区は、この法律の第16.1.1条、第16.1.6条、第16.1.7条、および第16.1.11条に定められた目的のために、その権限に従って地域の特別需要のために土地を取得することができる。

/この部分は2010年7月1日付けの法律に従って修正された/

16.3. 特別需要のために、統一土地資源のどのカテゴリーの土地からも、土地を取得できる。

第3章

土地関係に関する国および地方の自治機関の権限

第17条 国家大会議の権限

17.1. 国家大会議は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

17.1.1. 土地に関する統一国家政策を決定すること。

17.1.2. コンセッション契約に基づいて、一定期間、外国、国際機関、および外国の法人に土地を賃貸する決定をすること。

17.1.3. この法律の第16.1.1-16.1.4条、第16.1.9条、および第16.1.12条に定められた目的のために、国の特別な需要のために土地を取得および解放し、その範囲と境界を決定すること。

/この部分は2013年12月26日付けの法律に従って修正された/

17.1.4. 地域をカバーする国際的なプロジェクトと活動を実施するための土地の範囲と場所を決定すること。

第18条 政府の権限

18.1. 政府は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

18.1.1. 土地に関する統一国家政策の実施を組織し、確実にすること。

18.1.2. 特別な国の需要のために土地を取得および解放するための手続、その範囲、境界、および第16.1.5条、第16.1.6条、第16.1.7条、第16.1.8条、第16.1.13条およびこの法律の第16.1.14条;管轄当局に移管すること。

/この部分は2015年7月8日付けの法律に従って修正された/

18.1.3. 国の特別需要のための取得に関連して土地を取引しまたは収用する場合に、補償を提供すること。

18.1.4. 土地取引を確立し運営するための手続を確立すること。

18.1.5. 土地管理、土地の状態および品質の国の検査を実施し、統一された土地資源に関する報告を保持し、手続を確立すること。

18.1.6. 本法第17.1.2条に規定されている境界および土地使用手続を決定すること。

18.1.7. 一般的な土地管理計画を承認すること。

第19条 国家中央行政機関の権限

19.1. 土地問題を担当する国の中央行政機関は、以下の権限を行使する。

19.1.1. 土地に関する統一国家政策と法律の実施を組織すること。

19.1.2. 統一土地資源の報告書を政府に提出すること。

19.1.3. 土地管理および土地地籍活動に従事する事業体および組織に専門家組織の権利を付与および取り消すため、およびそれらの運営手続および指示を承認および実施すること。

19.1.4. 土地管理、土地保護および修復のための資金の支出を監視すること。

19.1.5. 土地所有の初期競売価格を決定するための方法論を承認し、権利証明書を使用する。

19.1.6. 特別な国の需要のために、この法律の第16.1.2-16.1.9条および第16.1.12条で定められた土地を取得して解放し、その範囲と境界を決定する提案を政府に提出すること。

/この部分は2013年12月26日付けの法律に従って修正された/

19.1.7. 全国の土地の状態と品質保証活動を監視すること。

19.1.8. 県と首都の一般的な土地管理計画について意見を述べ、その実施を監視すること。

19.1.9. 土地地籍政策を策定し、国レベルで活動を管理すること。

19.1.10. 統一土地資源の主要なカテゴリーに属する土地を決定し、それをあるカテゴリーから別のカテゴリーに移すという問題を政府に提出すること。

19.1.11. 土地問題を担当する国の行政機関の憲章を承認すること。

19.2. 自然と環境を担当する国の中央行政機関は、以下の権限を行使する。

19.2.1. 特別な国の需要のために、この法律の第16.1.1条で定められた土地を取得または解放する提案を政府に提出し、その範囲と境界を決定すること。

19.2.2. 土地の侵食と被害の程度、砂漠化の種類と分類を決定し、それらを克服し、修復するための方法、指示、手続を開発し、実施すること。

[/この条文は2005年1月27日に法律によって再編集された/](#)

第20条 県、首都、ソムおよび地区の国民代表会議の一般的な権限および権限

20.1. 県、首都、ソム、地区の国民代表会議は、土地関係に関して以下の一般的な権限を行使する。

20.1.1. 土地立法の実施とその決定の実施を監視し、この問題に関する首長の報告を検討および評価すること。

20.1.2. それぞれのレベルの首長によって提出された県と首都の一般的な土地管理計画と、それに応じて開発されたソムと地区の年間土地管理計画について議論し、承認すること。

20.1.3. 県、首都、およびソムの特別な需要のために土地を取得し、それぞれのレベルの首長の提出に基づいて、その範囲、境界、および使用手続を決定すること。

20.1.4. 県、首都およびソムの特別な需要のために他者が所有する土地の取得に関連して、契約満了前に土地を交換または収用する場合、それぞれの種痘が提出時に補償する決定を下すこと。

20.1.5. 工業および技術パークの領域と場所を決定する。

[/この規定は2009年12月17日に法律によって追加された/](#)

20.2. 県、首都、ソム、地区の首長は、土地関係に関して以下の一般的な権限を行使する。

20.2.1. 土地に関する統一国家政策、土地に関する法律、およびその領土内のそれぞれのレベルの国民代表会議の決定の実施を組織し、確実にすること。

20.2.2. 法律および合意に従って、土地占有者および使用者による土地およびその資源の効率的かつ適切な使用および保護を監視し、違反を排除し、それらの実施を組織化する決定を下すこと。

20.2.3. 国民代表会議に、県と首都の一般的な土地管理計画の草案と、それに応じて作成されたソムと地区の年間土地管理計画を提出すること。

20.2.4. それぞれの行政および区域単位の年次統一土地資源報告書を検討し、それを国民代表会議に提出して議論し、より高いレベルの首長および土地問題を担当する国の行政機関に報告すること。

[/この部分は2003年6月12日付けの法律に従って修正された/](#)

20.2.5. 特別需要のための土地取得の問題を、土地所有者およびそれぞれのレベルの首長と合意して、国家大会議に提出すること。

20.2.6. 専門の管轄当局によって土地の状態が著しく悪化したと判断された場合は、土地を強制的に退去させ、その修復の実施を組織することを決定すること。

20.2.7. 土地の占有と使用に関連する下位レベルの首長の違法な決定を無効にし、違反を排除するための措置を講ずること。

20.2.8. 土地問題、測量および地図作成部門の長、県および首都の首長、および地区の土地部門の長と協議して、県、首都および地区の土地部門の責任者を任命および解任すること。

/この部分は 2006 年 12 月 22 日付けの法律に従って修正された/

20.2.9. 土地問題を担当する国の行政機関に対し、法律および契約に定められた義務に従い、不十分な履行による環境への悪影響に関する国民、事業体および組織から提出された提案および苦情に関する専門組織の結論を求め、要求を提出すること。

/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/

20.3. 公務員法第 25 条、第 26 条、第 27 条に従い、適切な土地関係を有する国民から選出された、県、首都および地区の土地事務所の長を任命すること。

/このセクションは 2006 年 12 月 22 日に法律によって追加された/

/この部分は 2017 年 12 月 7 日付けの法律に従って修正された/

第 21 条 国民代表会議の権限および県、首都、ソムおよび地区の首長の権限

21.1. 首都の国民代表会議は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

21.1.1. 首長から提出された市の一般開発計画案と、各地区のスケジュールに従った首都の年間土地管理計画について議論し、承認すること。

21.2. 首都の首長は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

21.2.1. 各地区の都市開発計画の草案と首都の土地管理計画の草案を作成し、地区首長と土地問題を担当する国家中央行政機関の承認を得ること。

/この部分は 2005 年 1 月 27 日付けの法律に従って修正された/

21.2.2. 承認された計画に従って、特定の年に占有または使用される土地の場所、目的、および範囲を決定すること。

21.2.3. 首都の国民代表会議によって承認された首都の一般的な開発計画の草案に従って、エンジニアリングライン、ネットワークと、ネットワークに接続される予定のエリアでの土地の所有と使用を決定すること。問題を解決するために、関連する地区首長の意見を求めること。

21.2.4. 首都の一般開発計画の草案および所与の年の承認された土地管理計画に従って、この法律の第 21.2.3 条で定められた土地の占有および使用を組織化すること。

21.3 県の首長は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

21.3.1. 所与の年のソムの土地管理計画案に指示を与えること。

21.3.2. 県の国民代表会議によって承認された一般的な土地管理計画に従って、県庁のエンジニアリングラインとネットワークのある地域での土地の所有と使用の問題を解決すること。問題を解決するために、首長の意見を求めること。

21.4. ソムの首長は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

21.4.1. 県の一般的な土地管理計画案に投票すること。

21.4.2. 県の一般的な土地管理計画に従って、特定の年の土地管理計画案を国家大会議に提出すること。

別冊4 法律の訳文

21.4.3. ソム国民代表会議によって承認された年間土地管理計画に従って、ソム内の国民、事業体および組織によるこの法律の第 21.3.2 条で定められたもの以外の土地の所有および使用を決定および組織化すること。

21.5. 地区長は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

21.5.1. 市の一般開発計画の草案、首都の一般土地管理計画、および当年度の草案に投票すること。

21.5.2. 首都の国民代表会議によって承認された都市の一般開発計画の草案、一般土地管理計画、および年間土地管理計画を作成し、毎年、地区国民代表会議に提出すること。

21.5.3. 地区国民代表会議によって承認された年間土地管理計画に従って、地区国民代表会議によって承認された年間土地管理計画に従って、国民、事業体、および地区内の組織を組織すること。

第 22 条 村と地区の公会議の権限とそれぞれの長の権限

22.1. 国民の村と地区の公会議は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

22.1.1. 公有地の使用を組織化すること。

22.1.2. 村と地区の区域の公有地の保険と衛生の要件を満たすこと。

22.1.3. 土地使用と保護に関する首長の報告について議論し、評価すること。

22.2. 村と地区の長は、土地関係に関して以下の権限を行使する。

22.2.1. 土地の効率的かつ合理的な使用と保護に関する土地法および一般要件の遵守を確保すること。

22.2.2. 土地使用と保護に関して、より高いレベルの組織と国民の公の場で行われた村と地区の決定の実施を確実にすること。

22.2.3. その区域内の公有地の使用、保護、保険および衛生に責任を負うこと。

第 22-1 条 フリーゾーン長の権限

22-1.1. フリーゾーンの承認された一般計画に従って、フリーゾーンの土地を国民、事業体、および組織に所有および使用のために割り当てる問題を解決し、組織化すること。

[/この条文は 2015 年 2 月 12 日に法律によって追加された/](#)

第 23 条 土地問題を担当する国家行政機関の制度と権限

[/この記事のタイトルは 2003 年 6 月 12 日の法律によって修正された/](#)

23.1. 土地問題を担当する国の行政機関は、統一された中央集権的な管理を持ち、県に土地事務所を、首都、地区、ソムに土地担当者を置く。

[/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/](#)

23.2. 土地問題を担当する国家行政機関は、以下の権限を有する。

[/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/](#)

別冊4 法律の訳文

23.2.1. 土地に関する政府の政策を実施すること。

/この部分は、2003年6月12日および2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

~~23.2.2. /この規定は2005年1月27日に法律によって無効にされた/~~

23.2.3. 一般的な土地管理計画を作成すること。

23.2.4. 国の特別支援土地の土地を管理すること。

23.2.5. 土地報告書を毎年編集し、土地問題を担当する国の中央行政機関に提出すること。

/この部分は、2003年6月12日および2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

23.2.6. 政府によって定められた権限内で、県、首都および地区の土地事務所の構造と人員配置を承認すること。

/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2006年12月22日付けの法律に従って修正された/

23.2.7. 関連する手続に従って土地取引の活動を組織すること。

23.2.8. 全国の土地管理活動に従事すること。

~~23.2.9. /この規定は2005年1月27日に法律によって無効にされた/~~

23.2.10. 土地保護、修復および土地管理活動を監視すること。

23.2.11. 土地法に違反した組織または公務員の決定を無効にする提案を、それぞれのレベルの首長に提出すること。

23.2.12. 土地管理に関する専門的な人事方針を追求し、土地管理活動の専門的な管理を提供すること。

23.2.13. 土地占有および使用証明書の発行手続を承認すること。

23.2.14. 国レベルで地籍政策を実施し、国の土地データベースを編集および維持すること。

/この部分は2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

23.2.15. 土地管理および土地地籍の調査と分析を実施すること。

23.2.16. この法律の20.2.9条に従って、関連する専門機関と協力して検査を実施し、それらが環境に悪影響を与えるかどうかについて結論を下すこと。

23.2.17. 土地管理および土地地籍を担当する専門組織の活動を監視および評価すること。

/この規定は、2003年6月12日に法律によって追加され、2005年1月27日に法律によって修正された/

~~23.2.18. /この規定は2005年1月27日に法律によって無効にされた/~~

~~23.2.19. /この規定は2005年1月27日に法律によって無効にされた/~~

~~23.2.20. /この規定は2005年1月27日に法律によって無効にされた/~~

23.2.21. 土地の状態と質を決定および評価し、国レベルで質の変化をレビューする責任を負う監視ネットワークを運営すること。

/この規定は2003年6月12日に法律によって追加された/

別冊4 法律の訳文

23.2.22. 土地の状態、資源、品質の変化を判断し、土地の占有と使用者登録を維持するために、最新の技術と技術に基づいて統一された土地データベースとネットワークを確立すること。

/この規定は 2003 年 6 月 12 日に法律によって追加された/

23.2.23. 地区の個人ファイルを保持する手続を承認すること。

/この規定は 2018 年 6 月 21 日に法律によって追加された/

23.3. 県および首都の土地事務所は、以下の権限を有する。

23.3.1. 県と首都の一般的な土地管理計画の草案を作成すること。

23.3.2. 関連する手続に従って、行政単位と地区単位の境界を明確にし、修正することに関する提案を作成すること。

23.3.3. 地籍を維持するために、県と首都の土地データベースを確立し、一般に情報を提供すること。

23.3.4. 関連する手続に従って土地報告書を作成し、首長に報告すること。

23.3.5. その区域内で実行される土地管理作業を組織化すること。

23.3.6. それぞれのレベルの長の提案に基づいて、ソム土地担当者および地区土地事務所の長を任命および解任すること。

23.3.7. 首長の決定に基づいて、土地の占有および使用に関する国民、事業体または組織との契約を締結し、証明書を発行すること。

23.3.8. 関連する法律に従って土地使用料を決定し課すこと。

/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/

23.3.9. 国家財産権登録法第 28.1 条に定める手続に従い、国の権利登録に土地の占有権および使用権を登録すること。

/この規定は 2018 年 6 月 21 日に法律によって追加された/

23.4. ソムの土地事務所担当者および地区土地事務所担当者は、次の権限を有する。

23.4.1. ソムまたは地区の年間土地管理計画案を作成すること。

23.4.2. 首長の決定に基づいて、土地の占有および使用に関する国民、事業体または組織との契約を締結し、証明書を発行すること。

23.4.3. 占有および使用するために割り当てられた土地の範囲を確定および調整し、地籍図を作成し、それを国の土地登記所に登録すること。

23.4.4. 土地データベースを維持すること。

23.4.5. 関連する法律に従って土地使用料を決定し課すこと。

/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/

23.4.6. 国家財産権登録法第 28.1 条に定める手続に従い、国家権利登録簿に土地の占有権および使用権を登録すること。

/この規定は 2018 年 6 月 21 日に法律によって追加された/

23.5. /この部分は 2005 年 1 月 27 日に法律によって無効にされた/

23.6. 県、首都、地区土地事務所およびソム土地担当者は、土地占有および使用权証明書について、国家登録に関する法律 28.3 条に定められた権利の国家登録番号を記録すること。

[/このセクションは、2018年6月21日から施行されている法律によって追加された/](#)

第4章

土地管理、地籍、統一土地資源レポート

第24条 土地管理とその資金調達

24.1. 土地管理は、土地法の施行、土地地籍の維持、土地の効率的かつ合理的な使用、保護、修復、土地の経済的能力と資源の増加、および良好な地理的および土地関係環境の構築を目的とした複雑な手段である。

24.2. 土地管理措置は、土地問題を担当する国家中央行政機関によって認可された専門組織によって実施される。

[/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/](#)

24.3. 土地管理作業の評価は、政府が決定する。

24.4. 関連する国民、事業体および組織は、政府、その認可された機関、国民代表会議および土地管理に関するすべてのレベルの首長の決定に従う義務を負う。

24.5. 土地管理活動は、以下の手続で資金を調達する。

24.5.1. 行政および地区単位の境界の設定および変更、一般的な国の土地管理計画の作成、および地域開発の見通しの決定に関連する土地管理活動に必要な支出は、国の予算から賄われる。

[/この部分は2003年1月2日付けの法律に従って修正された/](#)

24.5.2. 県、首都、ソム、地区、市、村およびその他の集落の土地管理活動に必要な支出は、地方予算から賄われる。

24.5.3. 土地管理活動に必要な支出は、国民、事業体、および組織が占有し、使用する土地に対しては、自費で実施する必要がある。

第25条 基本的な土地管理文書とそれらの要件

25.1. 主な土地管理文書は、以下で構成される。

25.1.1. 国の一般的な土地管理計画。

25.1.2. 県と首都の一般的な土地管理計画。

25.1.3. 市の一般的な開発計画の草案。

25.1.4. 首都、ソム、地区の年間土地管理計画。

別冊4 法律の訳文

25.1.5. 新しい定住地の設立、草原の所有権、特別保護地域の創設、大企業、鉱山、道路、ネットワーク、地域を含む国際的なプロジェクトと活動の実施、および自由地帯の設立に関連する計画と技術文書、政府の論理的根拠、土地管理図面と企画。

25.1.6. 土地地籍図、登録、調査および評価資料。

25.2. 国の一般的な土地管理計画は、自然および地理的条件、土地資源、その生態学、経済、空間的能力および地域の能力に適合した土地管理政策を通じて、国の社会および経済の発展のための16～20年の展望を示すモンゴルの政策指向の設計文書である。

25.3. 県および首都の一般的な土地管理計画は、この法律の第25.2条で定められた範囲内で作成された12～16年以内に実施される設計文書でなければならない。

25.4. 首都、ソムおよび地区の年間土地管理計画は、土地の所有、使用、保護、修復および位置づけを示す、年間に国民、事業体および組織によって実施される設計文書でなければならない。

25.5. 土地地籍図、登録、調査および評価資料は、関連法の要件を満たさなければならない。

第26条 地籍および統一土地資源報告書

26.1. 土地地籍は、土地管理措置の構成要素である。

26.2. 地籍は、各行政および領土単位について、この法律の第9条から第16条に規定されている土地のすべてのカテゴリーの国家登録、残余土地、品質、評価、支払い、移住および土地保護措置などの指標を反映する。

26.3. 統一土地資源の報告書には、土地の割り当て、国の登録、県、首都、ソム、地区による土地の使用と保護の状態を反映し、それらの動きを示す地図を添付する。

26.4. 政府は、統一土地資源の報告書を承認する。

26.5. 統一土地資源のソムおよび地区報告書は、当年の12月1日の時点で首長によって集計して発行され、12月15日までに県首長または首都に提出される。統一土地資源の県と首都の報告書は、国家の首長から翌年の1月15日までに土地問題を担当する国の行政機関に提出される。

[/この部分は2003年6月12日付けの法律に従って修正された/](#)

26.6. 土地問題を担当する国家中央行政機関は、翌年の3月までに、今年度の統一土地資源に関する報告書を政府に提出する。

[/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/](#)

26.7. 統一地籍に関する報告書は、地籍の結果に基づいて発行される。

26.8. 地籍に関連する関係は、関連する法律によって規制される。

第5章

土地の占有と使用

第 27 条 土地占有

27.1. 土地は、この法律で定められた目的、条件、要件を備えた契約に基づいて、権利証明書のみを用いて占有される。

27.2. 土地所有証明書は、モンゴルの国民、事業体および組織にのみ発行される。

27.3. 各区域と場所ごとに証明書が必要である。

27.4. 有効な証明書を持たない者は、土地を占有することを禁じられる。

27.5. 人の活動により侵食または損傷を受け、自らの努力と資産によって未使用のままにされた土地を修復した国民、事業体および組織は、県または首都環境部門の結論に基づいて土地を占有することを許可される場合がある。

/この部分は 2019 年 5 月 2 日付けの法律に従って修正された/

27.6. 人造湖、池、貯水池、再植林された森林、植林された森林、国民、経済団体、組織が独自の資金で設立した商業植物の下にある土地は、村民の公会議の提案、関連する専門組織の結論、ソム国民代表者会議の決定に基づいて、優先的に占有権を付与される場合がある。

第 28 条 土地占有証明書の種類

28.1. 土地所有証明書には、次の種類がある。

28.1.1. 家族共同体の需要。

28.1.2. 政府組織。

28.1.3. 事業体または組織。

第 29 条 証明書により占有する土地の範囲と場所

29.1. 家族が共同で使用するため、私有の家またはアパートの柵を建設する目的で、国民に無償で占有するために与えられる土地の面積は、0.07 ヘクタールを超えてはならない。

29.2. この法律の第 29.1 条に規定されているものに加えて、国民は、家族の共同使用のために野菜、果物、ベリー、作物を植えるために、0.1 ヘクタール以下の土地を自由に占有することができる。

29.3. 村の公会議の提案と、村の住民代表会議の決定に基づいて、農業部門で長年働いてきた国民は、家族の共同使用のために優先的に土地を与えられる場合がある。国民 1 人当たりの耕作可能な土地の大きさは、穀物の場合は最大 100 ヘクタール、ジャガイモと野菜の場合は最大 5 ヘクタールでなければならない。

29.4. 特定のソムまたは地区の国民代表会議は、人口密度と土地資源を考慮して、この法律の第 29.1 条、第 29.2 条、および第 29.3 条に定められた範囲内で、国民が所有する土地の最大範囲と場所を決定できる。

29.5. 野菜、果物、ベリーを植える場所は、民間の家やアパートの土地に隣接しているか、この目的のために特別に定められた場所にある場合がある。

29.6. 政府は、生産およびサービスのために事業者が所有する土地の最大量を設定する。

第 30 条 土地占有の条件

30.1. 土地は、モンゴルの国民、事業者、組織に 15～60 年間の期間で占有させることができる。土地占有証明書の 1 回の更新期間は 40 年を超えてはならない。

30.2. 土地占有者が死亡した場合、死亡宣告された場合、または行方不明とみなされた場合、その者の法定相続人は、希望する場合、土地占有証明書を、自分の名前に変更し、当初定められた占有期間満了までの間、土地を占有し続けることができる。

第 31 条 土地占有の要件

31.1. 土地占有の申請者は、モンゴル国民、事業者、または組織のみでなければならない。

31.2. 申請された土地の場所は、国民、事業者および組織が所有できるように、県、首都、ソムおよび地区の土地管理計画で指定される。

31.3. 申請された土地は、他者が占有および使用する土地といかなる範囲でも重複してはならない。

31.4. 町や建物の建設、新しい道路の建設、水力発電所の建設、鉱物の探査と開発などの経済活動のために土地を割り当てる前に、古生物学、考古学、民族誌の専門組織が予備調査を行い、許可を得る。

[/このセクションは 2014 年 5 月 5 日に法律によって追加された/](#)

第 32 条 土地占有の申請

32.1. 国民、事業者および組織は、土地問題を担当する国の行政機関によって承認された様式に従って、それぞれのレベルの首長に土地占有申請を提出する。

[/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/](#)

32.2. この法律の第 32.1 条に規定されている国民の申請には、以下の内容が含まれる。

32.1.1. 名前、永住者の住所、ID カード、登録番号。

32.2.2. 所有地の行政および地区単位の管轄、範囲、境界、場所、単位面積数および単位面積を示す外形図。

[/この部分は 2018 年 6 月 21 日付けの法律に従って修正された/](#)

32.2.3. 土地占有の目的と期間。

32.3. 事業者または組織は、この法律の第 32.1 条に規定されている申請に以下を含める。

32.3.1. 事業者または組織に割り当てられた名前、所属、住所、および国の登録証明書のコピー。

32.3.2. 事業体または組織が生産およびサービスに従事している土地の管理および区域単位の管轄、範囲、境界、場所、および単位面積を示す外形図。

32.3.3. 土地占有の目的と期間。

32.4. この法律の第 32.2 条および第 32.3 条に規定された書類を添付した申請を受けた場合、ソム土地担当官、県、首都および地区の土地事務所は、土地問題を担当する国の行政機関によって承認された手続に従って登録する。申請の受領日は登録簿に記録され、その証明書が申請者に提供される。

[/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/](#)

32.5. 申請書および添付書類がソム土地担当官、県、首都および地区土地事務所によって検討された結果、要件を満たしていないとされた場合、その拒絶理由は申請者に通知され、登録が取り消される。

第 33 条 土地占有の決定

33.1. モンゴル国民および事業体による土地所有の問題は、以下の手続に従って解決される。

33.1.1. 本法第 29.1 条、第 29.2 条、第 29.3 条に規定され、予算編成に必要な土地の割り当てに関する決定は、一般土地管理計画および国民代表会議によって承認された年間計画に従って、県、首都、ソム、地区のそれぞれのレベルの首長によって行われる。

33.1.2. 各レベルの首長は、本法第 33.1.1 条に規定されている以外の目的で、土地所有を申請した国民、事業体および組織に所有用の土地を割り当てる問題を決定する。この法律の第 29.1 条、第 29.2 条および第 29.3 条に規定されている面積については、原則として決定される。プロジェクトの選択と競売の手続は、政府によって確立される。

33.2. この法律の第 33.1.2 条で定められた決定に従って土地占有権を取得した者が、定められた期間内に土地所有証明書の手数料を支払わなかった場合、証明書は再競売にかけられる。

33.3. 証明書による土地占有許可の決定から生じる紛争は、この法律の第 60.1.1 条に従って解決される。

33.4. 県、首都、ソムおよび地区の土地管理計画で定められた地域以外の地域外に土地を占有することは禁止される。

[/この部分は 2017 年 6 月 9 日付けの法律に従って修正された/](#)

33.5. この法律の第 33.1.2 条に従ってプロジェクト選択の形で土地を所有する権利は、国家予算投資または外国および国際機関からの助成金およびソフトローンによって実施されるプロジェクトおよびプログラムに対してのみ付与される。

[/このセクションは 2017 年 11 月 10 日に法律によって追加された/](#)

33.6. 国民および法人が、貯水池の特別保護地区および給水源の衛生区域で土地を使用または占有することは禁止される。

[/このセクションは 2019 年 5 月 5 日に法律によって追加された/](#)

33.7. 土地の占有と使用を決定してから 15 営業日以内に、権限を与えられた者は、国登録に関する一般法第 9.11 条で定められている共同データベースに情報を入力する。

[/このセクションは、2019 年 11 月 13 日に施行された法律によって追加された/](#)

第 34 条 土地占有契約およびそれを締結するための手続

34.1. この法律の第 33.1 条に規定されている土地占有の決定に基づいて、ソム土地担当者、県、首都および地区土地事務所は、国民、事業体または組織と土地占有契約を締結し、証明書を発行し、国家登録する。

34.2. 生産およびサービスを行う目的で土地占有権を取得した国民、事業体および組織は、環境影響評価を実施してから 90 日以内に、土地占有契約を締結し、証明書の発行後、国家登録簿に登録する。

[/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/](#)

34.3. 国民、事業体または組織の証明書が線湯する土地の環境影響評価で否定的な結論が下された場合、証明書の発行は拒否され、競売価格は返金される。

[/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/](#)

34.4. 競売に参加するすべての国民、事業体および組織の活動が、環境影響評価によって悪影響を受けるとされた場合、競売はこの法律に従って再度行われる。

[/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/](#)

34.5. 国家登録は、証明書の発行日、占有者の名前、発行された土地の数、範囲、および場所を示し、証明書に関連する変更を反映して添付される。

34.6. 土地占有契約には、以下が含まれる。

34.6.1. 土地占有の理由/関連する決定。

34.6.2. 土地占有の目的。

34.6.3. 土地の範囲、場所、境界、ユニット番号を示す地図。

[/この部分は 2018 年 6 月 21 日付けの法律に従って修正された/](#)

34.6.4. 土地の状態と品質の指標。

34.6.5. 土地占有の期間。

34.6.6. 土地占有料に関連する義務。

[/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/](#)

34.6.7. 契約の当事者の権利、義務、および責任。

34.6.8. 土地占有権の終了時に、土地の建物およびその他の資産をどうするかについての合意。

34.6.9. 占有地の保証金、交換または収用の条件と手続。

34.6.10. 土地の保護と修復に関して行われるべき作業。

34.6.11. 必要と思われるその他の項目。

34.7. 生産とサービスを実施する目的で占有権が割り当てられた土地の状態と品質の国家検査、および環境影響評価は、土地所有契約に添付される。

/この部分は2012年5月17日付けの法律に従って修正された/

34.8. 土地占有契約は、占有権証明書とともに有効となり、当事者は、契約の実施を毎年評価する。

34.9. 土地の共同占有の場合、土地占有契約が1つである場合がある。

34.10. 個人、事業体または組織の土地占有証明書は、国家登録簿に土地を登録するための基礎となる。

34.11. 土地占有契約を締結する前に、建設、都市建設、新しい道路の建設、水力発電所の建設、鉱物資源の探査および開発のために土地占有を申請した国民、事業体または組織は、土地に立ち入って予備的な古生物学、考古学、および民族学の研究を実施し、承認を得る。

/このセクションは2014年5月5日に法律によって追加された/

第35条 土地占有者の権利と義務

35.1. 土地占有者は、以下の権利を有する。

35.1.1. 契約で定められた目的に従って、土地を占有および使用する。

35.1.2. 土地所有者から、土地の状態と品質の国の認証を取得する。

35.1.3. 手続に従って、土地に生じた損害を補償する。

35.1.4. 土地占有を決定した者の許可を得て、証明書を他の人に譲渡する。

/この部分は2009年7月9日付けの法律に従って修正された/

35.1.5. 土地法および土地占有契約における義務を適切に履行した場合、権利証明書の満了時に土地をさらに占有するために権利証明書の期間を延長する。

35.1.6. 土地占有者は、土地占有を決定した者の許可を得て、土地の全部または一部を他人に使用させることを許可することができる。

35.1.7. この法律に定められた手続に従って自己の土地占有権を誓約する。

/この規定は2009年7月7日に法律によって追加された/

35.2. この法律の第35.1.4条および第35.1.6条に規定されている権利は、政府機関には適用されない。

35.3. 土地占有者は、以下の義務を負う。

35.3.1. 土地占有契約に定められた条件を順守する。

35.3.2. 土地の効率的かつ合理的な使用と保護、環境保護、および土地使用に関連して国家当局によって設定された一般要件に関する法律を遵守する。

35.3.3. 法律で定められた期間内に土地占有料を支払う。

/この部分は2019年11月13日付けの法律に従って修正された/

35.3.4. 確立された手続に従って、土地の状態と品質に関する国の検査を実施する。

35.3.5. 土地占有に関連する他者の権利および正当な利益を侵害しない。

35.3.6. この法律に従って証明書を担保としたり譲渡する場合、国家登録簿に登録する。

第 36 条 土地占有証明書の競売価格とサービス料

36.1. 土地占有および使用権証明書の初期競売価格は、土地問題を担当する国の中央行政機関によって承認された方法に従って、それぞれのレベルの首長によって決定される。

/この部分は、2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正され、2005 年 1 月 27 日付けの法律に従って修正された/

36.2. 競売で決定された価格は、証明書の実際の価格でなければならない。

36.3. /この部分は 2003 年 6 月 12 日に法律によって無効にされた/

36.4. 政府は、証明書の発行、譲渡、更新のために支払う料金の額を決定する。

/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/

36.5. 証明書の譲渡および延長の手数料は、土地保護および修復資源に一元化される。

第 37 条 土地占有証明書の延長

37.1. 証明書の有効期限の少なくとも 30 日前に、占有者は、それぞれのレベルの首長に、延長の申請を提出し、以下の書類を添付する。

37.1.1. 土地占有証明書。

37.1.2. 土地占有料の支払を確認する文書。

37.1.3. 環境影響評価の結果の実施に関する資料。

/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/

37.2. 県、首都、ソムおよび地区の首長は、延長申請を受けてから 15 日以内に、証明書の所持条件を満たしているかどうかを確認し、満たされている場合は、その者の占有期間を延長することを決定する。この決定に基づいて、ソム土地担当者、県、首都および地区の土地事務所が登録する。

第 38 条 他人への土地占有証明書の譲渡

38.1. 土地占有証明書は、法律で許可されている方法で譲渡または担保権を設定することができる。証明書の譲渡と担保権設定は、モンゴル国民、事業体、組織間でのみ行われる。

38.2. 当事者は、証明書の名義変更申請を提出し、次の文書を添付する。

38.2.1. 公証人によって公証された契約書。

38.2.2. 譲受人が証明書の譲渡から生じる権利と義務を完全に認識していることの証明書。

38.2.3. 税金と手数料の支払を確認する文書。

/この部分は 2017 年 11 月 10 日付けの法律に従って修正された/

38.2.4. 納税者としての税務当局への登録に関する電子的または印刷された資料。

/この規定は、2017 年 11 月 10 日から施行されている法律によって追加された/

38.3. 各レベルの首長は、証明書の譲渡申請を受理した場合、次のことを明確にする。

38.3.1. この法律の第 38.2 条に定められた要件が満たされているかどうか。

38.3.2. 譲渡する権利の証明書が有効かどうか。

別冊 4 法律の訳文

38.3.3. 譲受人が証明書を保有する権利を持っているかどうか。

38.4. 各レベルの首長は、証明書の名義変更申請を受理してから 15 営業日以内に決定を下す。証明書の譲渡は、この決定に基づきソム土地担当者、県、首都および地区の土地事務所に登録された時点で有効となる。

38.5. 土地占有者は、民法に従って土地占有権を誓約することができる。その場合、土地占有者は、ソム土地担当者、県、首都および地区の土地事務所に誓約したことの証明書を登録できる。

[/この部分は 2009 年 7 月 9 日付けの法律に従って修正された/](#)

38.6. 土地占有証明書が他人に譲渡された場合、それは新たに占有権を取得したものとみなされ、占有料は当初の競売価格以上でなければならない。

[/このセクションは 2017 年 11 月 10 日に法律によって追加された/](#)

第 39 条 土地占有権の終了

39.1. 土地占有権は、以下の場合に終了する。

39.1.1. 土地占有証明書または土地占有契約の占有期間満了時に更新申請がされなかった。

39.1.2. 土地占有者が死亡または行方不明と宣言された場合でその者の法定相続人が存在しないと決定され、土地を所有する事業体または組織が清算された。

39.1.3. 占有者が、土地占有契約を終了する申請を提出した。

39.1.4. 土地占有証明書が無効になった。

39.1.5. 特別な需要のために土地を取得するための補償が、土地占有者に全額支払われた。

第 40 条 土地占有証明書の取消し

40.1. 県、首都、ソムおよび地区の首長は、以下の場合に土地所有証明書を取消す。

40.1.1. 証明書保有者が、土地法および土地所有契約の条件に繰り返しまたは重大に違反している場合。

40.1.2. 公衆衛生、環境保護および国家安全保障の利益に反する土地の使用であると、所管官庁の結論によって決定された場合。

40.1.3. 名義変更された証明書が、国家登録されておらず、新しい契約が締結されていない場合。

40.1.4. 環境影響評価によって設定された要件が満たされていないと判断され、古生物学、考古学、予備的な民族史的研究および研究が行われておらず、この法律の第 31.4 条に従って許可が得られていない場合。

[/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/この部分は 2014 年 5 月 15 日付けの法律に従って修正された/](#)

40.1.5. 証明書保有者が、土地料金を期限内に全額支払わない場合。

40.1.6. 正当な理由がなく、契約で定められた目的に従って、土地が2年連続で使用されていない場合。

40.1.7. 土地を占有する資格のある者が、法人所得税法第30.6条および個人所得税法第17.2条に従って、関連する税を特定および報告せず、査定に必要な情報を故意に隠蔽または誤って報告した場合。

[/このセクションは2017年11月10日に法律によって追加された/](#)

[/この部分は2019年3月22日付けの法律に従って修正された/](#)

40.2. この法律の第40.1条に規定された根拠が確立された場合、県、首都、ソムおよび地区首長は、証明書を取り消す命令を発行し、証明書を保持または誓約した者に通知する。

40.3. 証明書保有者および誓約者が首長の決定を違法であるとみなす場合、決定日から10営業日以内に裁判所に訴訟提起する権利を有する。

40.4. 県、首都、ソム、地区の首長は、土地問題を担当する国家行政機関に、証明書を取り消し、国家登録する決定を通知する。

[/この部分は2003年6月12日付けの法律に従って修正された/](#)

40.5. 占有権証明書の所有者と担保権者が裁判所に異議を申し立てた場合、有効な裁判所の決定が出されるまで、新しい所有証明書は発行されない。

第41条 土地占有権の終了に伴う土地の明渡し

41.1. 法律または土地所有契約に別段の定めがない限り、国民、事業体および組織の土地占有権の満了後90日以内に、土地は明け渡され、県、首都、ソムおよび地区の首長の権限に譲渡される。

41.2. 本法第39.1.1条から第39.1.4条に定める理由による土地明渡しに係る費用は、土地占有者が負担する。

41.3. 土地占有者が、占有する土地が災害、大災害、事故の影響を受け、本来の目的に使用できなくなったという専門機関の結論に基づいて、土地占有契約の終了を申請した場合、国および地方の予算から改修に必要な資金を提供する場合がある。ただし、土地上の建物、構造物その他の財産の譲渡費用は、土地の占有者が負担する。

[/この部分は、2003年1月2日、2003年6月12日、および2017年2月2日付けの法律に従って修正された。](#)

41.4. この法律の第41.1条に規定された期間内に土地が明け渡されなかった場合、各レベルの首長は、関連する法律に従って強制退去を実施する。

第42条 契約満了前の他人が占有する土地の交換または収用

42.1. 契約の満了前に、土地問題を担当する国家中央行政機関は、土地占有者との事前の合意を得て、特別な国の需要のために国民、事業体および組織が所有する土地の全部または一部を交換または取り戻す提案を政府に提出することができる。

/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

42.2. 政府は、土地問題を担当する国家中央行政機関の提案と、他人が占有する土地を補償金を支払って交換または取り戻すという土地所有者との事前合意を考慮して、適切な決定を下す。

/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

42.3. この法律の第 42.2 条で定められた政府の決定に基づいて、それぞれのレベルの首長は、補償をして土地を交換または取り戻すために国民、事業体または組織との合意を締結する。

42.4. 民間の家およびアパートの補償をしたうえでの交換または収用の場合、それらの明渡しは 5 月 15 日から 9 月 15 日までの間にのみ行われる。

42.5. 他人が占有する土地の補償をしたうえでの交換または収用に関連して発生する紛争は、本法第 60.1.1 条および第 60.1.4 条に従って解決される。

第 43 条 契約満了前に他人が占有していた土地の交換または収用に対する補償

43.1. 土地を占有する国民、事業体および組織は、法律または契約によって別段の定めがない限り、本法第 42.3 条に定められた契約を締結してから 90 日以内に関連する土地を明け渡し、それぞれのレベルの首長に譲渡する。

43.2. 他人が占有する土地を補償のうえで交換または収用する決定には、現在の為替レートで土地から分離できない土地およびその他の資産の価格と、土地占有者が新たに土地取得するための費用が含まれる。

43.3. 土地占有者に支払われる補償は、この法律の第 42.3 条で定められた契約の締結時に、国の予算からそれぞれのレベルの首長に送金される。

/この部分は、2003年1月2日および2003年6月12日付けの法律に従って修正された/

43.4. この法律の第 42.3 条で定められた契約に別段の定めがない限り、各レベルの首長は、契約の締結日から 60 日以内に、土地を占有していた国民、事業体、または組織に補償を提供する。

43.5. この法律の第 42.3 条で定められた契約に別段の定めがない限り、土地占有者は、補償金の全額が支払われた日から 30 日以内に土地を退去する。

43.6. 補償は、土地を使用する国民、事業体および組織には適用されない。

第 44 条 土地使用

44.1. 外国、国際機関および外国法人の土地使用問題は、本法第 17.1.2 条および第 18.1.6 条に従って解決される。

44.2. 外交使節団および外国の領事館および国際機関の使節団が使用する土地および使用料の額を決定する際、相互主義の原則に従わなければならない。

別冊4 法律の訳文

44.3. 外交使節団および外国の領事館および国際機関の駐在員事務所における土地使用の条件および手続は、モンゴルが締約国である国際条約によって決定される。

44.4. モンゴルに永住している（183日以上）外国人および無国籍者が、家族の共同使用のためにのみ土地を使用できるようにする問題は、競売の原則に基づいてそれぞれのレベルの首長によって決定される。

44.5. 外国投資を行う事業体は、この法律に従って特別な目的、期間、条件のために土地を与えられ、その期間は政府によって決定される。

44.6. この法律の第44.4条に規定されている民間の家およびアパートの区画のために国民が使用する土地の量は0.05ヘクタールを超えてはならず、野菜、果物およびベリーを植えるために割り当てられる土地の量は0.1ヘクタールを超えてはならない。土地は最長5年間利用され、その延長は、1回あたり5年以内とする。

44.7. 土地使用を申請する前に、外国人または無国籍者は、外国人および国民権を担当する管轄当局から証明書を取得する。

[/この部分は、2013年12月26日および2016年7月21日付けの法律に従って修正された/](#)

44.8. 土地使用に関する申請を提出し、それを検討および解決し、その内容を決定する場合、この法律の第32、33.1.2、33.2、33.5、34.1-34.5、34.6.1-34.6.8、34.6.10、および34.6条に従って、土地使用契約およびそれを締結する。その場合の手続は、第11条および第34.7-34.10条に定める手続に従う。

[/この部分は2017年11月10日付けの法律に従って修正された/](#)

44.9. 管轄当局の許可なしに、外国人、無国籍者または法人に対し土地を賃貸するモンゴル国民、事業体または組織の土地占有および使用契約は終了させ、使用中に生じた損害は補償される。

44.10. 土地使用権のある者が、法人所得税法第30.6条および個人所得税法第17.2条に従って、関連する税を特定および報告しなかった場合および意図的に隠蔽しまたは誤って情報を報告した場合、土地使用権証明書、土地使用契約を終了し、使用中に生じた損害を評価に従って賠償する。

[/このセクションは2017年11月10日に法律によって追加された/](#)

[/この部分は2019年3月22日付けの法律に従って修正された/](#)

第44-1条 アパート所有者協会が使用する土地の割り当て

44-1.1. アパート所有者協会を代表して、協会の常務理事は、周辺の土地の使用に関する自己の申請を、土地問題を担当する国の行政機関によって承認されたテンプレートに従って、問題について決定を下す権限を与えられたそれぞれのレベルの首長に提出しなければならない。

44-1.2. 周辺の土地を使用するための申請には、以下が含まれる。

44-1.2.1. アパート所有者協会の名前、居住地の住所、および協会の登録を確認するソムまたは地区政府事務所からの資料。

別冊4 法律の訳文

44-1.2.2. 公共使用のアパートの場所と住所。

44-1.2.3. 使用する土地の目的、範囲、境界、場所、および単位面積を示す外形図（緑の芝生、樹木、茂み、低木、子供の遊び場、日陰、歩道、駐車場など）。

44-1.2.4. 地区とホローの長の提案。

44-1.3. 公用のために複数の集合住宅の周囲に土地が重複している場合は、集合住宅組合の中から選出された集合住宅組合の常務理事が、請求を提出しなければならない。

44-1.4. この法律の第 44.1.2 条で定められている申請は、首都、地区、およびソムの土地担当官の土地当局によって受け取られ、調査される。申請が本法第 44.1.2 条で定める要件を満たさない場合、申請者は要件を満たすために最大 14 日間の猶予が与えられる。定められた時間内に要件が満たされない場合、申請は返却される。

44-1.5. アパート所有者協会のために環境用地を使用する決定は、土地法第 21.2 条、第 21.3 条および第 21.4 条に規定された権限のある職員によって行われるものとし、契約は承認されたモデルに従って締結される。

44-1.6. この法律の第 44-1.5 条で定められている契約には、次のものが含まれる。

44-1.6.1. 土地使用の理由。

44-1.6.2. 使用する土地の目的。

44-1.6.3. 土地の範囲、場所、境界、ユニット番号を示す地図。

/この部分は 2018 年 6 月 21 日付けの法律に従って修正された/

44-1.6.4. 土地の状態と品質の指標。

44-1.6.5. 土地使用の期間。

44-1.6.6. 当事者の権利、義務、および責任。

44-1.6.7. 土地の保護と修復に関して行われるべき作業。

44-1.6.8. 土地の受領に基づいて必要となる活動。

44-1.6.9. 必要と考えられるその他の項目。

44-1.7. アパート所有者協会が使用する土地の大きさを決定する際には、建設法第 8 条および関連する建設基準と規則に従う。

44-1.8. アパート所有者協会が使用する土地の一般的な計画は、県および首都の土地部門と都市開発部門が共同で承認する。

44-1.9. アパート所有者協会が使用する土地の使用期間は、15 年とする。この法律の第 44-1.6 条に定められている契約は、集合住宅の耐用年数の間、1 回 15 年間の期間内で、何度でも延長することができる。

44-1.10. アパート所有者協会は、環境用地の使用に関して、この法律の第 35.1.1 条、第 35.1.3 条および第 35.1.5 条に規定されている権利を行使し、この法律の第 35.3.2 条および第 35.3.5 条に規定されている責任を負う。アパート所有者協会は、この法律の第 44-1.6 条に定められた契約で指定された条件を遵守する。

44-1.11. アパート所有者協会が環境土地使用契約に定められた目的以外の目的で土地を使用する場合、土地当局および土地担当官は、この法律の第44-1.5条に定められた契約を終了し、使用中に生じた損害を補償する。

44-1.12. アパート所有者協会は、周辺の土地を他の目的に使用することによって生じた損害および違反を完全に補償した後、本法第44-1.2条で定められた手続に従って再申請することができる。

/この条文は2005年7月1日に法律によって追加された/

第45条 土地使用者の権利と義務

45.1. 土地使用者は、本法第35.1.1条、第35.1.2条、第35.1.5条、第35.3.1～35.3.5条およびその他の法律に規定されている権利および義務を行使する。

第46条 公的所有権および特別な需要のために他者が占有および使用する土地の使用

46.1. 県、首都、ソムおよび地区の首長は、土地の占有者または使用者との事前の合意に基づいて、補償金支払の有無にかかわらず、一定の期間、公共の使用または特別な需要のために他人が占有または使用する土地を使用することができる。

46.2. 政府は、社会的必要性に基づいて、他者が占有または使用する土地を、必要がなくなるまで、有料または無料で、公共使用または特別需要に用いることを決定することができる。

第47条 土地の占有権および使用権の終了に伴う土地上の権利の終了

47.1. 土地を占有および使用する権利が終了すると、法律または契約によって別段の定めがない限り、土地上の建物またはその他の資産の所有者が土地資産を使用する権利は失効する。

47.2. 法律または契約により別段の定めがない限り、土地を占有および使用した国民、事業体および組織は、土地を占有および使用する権利の終了時に土地を修復および改善する。

47.3. 土地を占有または使用する権利が終了した場合、土地施設およびその他の財産をめぐって生じる紛争は、本法第60.1.4条に従って解決される。

第48条 他者が占有および使用する土地の制限された使用、そのような土地へのアクセスおよび通過

48.1. 他人が占有または使用している土地について、その立ち入りを禁止する標識、またはフェンスを立てることによって特別に保護されていない限り、誰でも損傷を与えることなく土地に立ち入り、通過することができる。土地問題を担当する国家中央行政機関は、禁止標識の設計とその使用手続を決定する。

/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

48.2. 不動産の所有者は、自己の所有物の使用と保護、道路の建設、電気、通信およびエンジニアリングライン、出口、およびその他の目的で、他者が占有または使用する土地の限定的な使用を要求する権利を有する。

48.3. 限定的に土地を使用する権利は、土地の占有者、使用者、および限定的に土地を使用することを主張する者の間の合意に基づいて生じる。土地を占有または使用する権利が他人に譲渡された場合であっても、限定的に他人の土地を使用する権利は保持される。

48.4. 土地の占有者または使用者は、限定された他人の土地使用のために土地が本来の目的に使用できない場合、限定的に他人の土地使用する権利を持つ者に対し、停止するように求める権利を有する。

48.5. この法律の第 48.2 条で定められた資産の非所有者に、限定的に退任の土地使用する権利を譲渡することは禁止される。

48.6. 権利が制限された土地の使用に関連して発生する紛争は、この法律の第 60.1.4 条に従って解決される。

48.7. 土地の限定的使用に関連するその他の関係は、民法の関連規定によって規制される。

第 49 条 特定の者の土地使用権の終了に伴う土地上の権利の終了

49.1. この法律の第 44 条に規定されている者の土地使用権が終了する場合、法律で別段の定めがない限り、その者の土地上の財産の使用権は終了する。

第 6 章

土地の効率的かつ合理的な使用と保護

第 50 条 土地の効率的かつ合理的な使用と保護のための一般的な要件

50.1. 土地の占有者と使用者は、土地の効率的かつ合理的な使用と保護のために、以下の要件を遵守する。

50.1.1. 土地の状態と質を維持する責任を負い、自然および人間の活動による土壌肥沃度、土壌侵食、土壌侵食、損傷、乾燥、湿地、塩類化、汚染および中毒を防止するための措置。

50.1.2. 鉱業、建設資材、鉄道および道路の建設、探査、試験、分析およびその他の目的によって損傷を受けた土地を、独自の努力と資源を用いて修復すること。

50.1.3. 土地、その資源および一般的な鉱物を使用する際に環境に悪影響を及ぼさないこと。

50.1.4. 森林、林、希少で絶滅の危機に瀕している動物、植物、歴史的および文化的記念碑を保護する。

50.1.5. 他者が占有または使用する土地の環境に悪影響を与える可能性のある活動を行わないこと。

第51条 土地利用の衛生要件

51.1. 国民、事業体、組織は、土地利用に関連する計画を策定し、新技術を導入し、モンゴルでこれまでテストおよびテストされたことのない化学物質や肥料を適用する際に、自費で環境影響評価を作成する。

[/この部分は2012年5月17日付けの法律に従って修正された/](#)

51.2. 国民、事業体および組織は、環境バランス、人口の健康、家畜、動物、空気、森林、水および植物に悪影響を与える可能性のある建物および構造物を建設し、設備、産業廃棄物、下水および有毒物質およびその他の物質を、地下に保管および埋設する場合、専門当局の許可を得る。

51.3. この法律の第51.2条に規定された作業を行う前に、国民、事業体および組織は、事前にそれぞれのレベルを首長に通知し、住民に通知し、土地の境界を特定し、自費で恒久的な警告標識を設置する。

第52条 牧草地、その適切な使用と保護

52.1. ソムおよび地区の国民代表会議は地域の詳細、牧草地の使用の伝統、合理的な使用を考慮して、冬、春、夏、秋、およびその他の保護区の一般的なスケジュールに従って、保護および修復の要件を土地管理計画に含める。

52.2. 夏、秋、出張放牧の牧草地は、公共の利用のために村と宿营地集団に分配される。ソムと地区の首長は、家畜からの冬と春の牧草地の解放の時間枠を設定し、バグとホローの長と市民は、年間の牧草地の収量と市民の提案を考慮して、それらに従い、実施する。冬と春の牧草地のうち特定の地域を保護し、修復するために、ソム長は、地域の詳細、牧草地の使用の伝統、土地の面積を考慮して、バグ市民の公的牧草地の使用提案に基づいて、契約条件に従って、遊牧民の集団にそれらを使用させることができる。

52.3. 森林資源のある土地は、関連する法律に従って放牧に使用することができる。

52.4. 県、首都、ソム、地区の国民代表会議は、環境的、社会的、経済的条件を考慮して、自己の区域の牧草地と定住家畜地域を決定することができる。

52.5. 国民、経済団体および組織は、季節に関係なく、特定の条件および合意に従って、集中的な定住家畜繁殖および家畜の繁殖を行う目的で、フェンスで囲まれた牧草地を使用することができる。

52.6. この法律の第52.1条で定められた一般的なスケジュール、第52.4条および第52.5条で定められた土地の範囲、および土地利用に関連する手続は、それぞれのレベルの国民代表会議によって決定される。

52.7. 冬と春の営地の下の土地は、モンゴル市民が共同で占有できる。

52.8. 災害、自然災害または事故のために別の県またはソムに営地を移転する必要がある場合、それぞれのレベルの首長は問題について議論し、解決する。合意に達しない場合、問題は上級首長または政府によって決定される。

[/この部分は2017年2月2日付けの法律に従って修正された/](#)

52.9. 災害や自然災害の場合に使用される、ソム間出張放牧保護区とその境界は、地方自治体の要請に応じて、政府が県国民代表会議、県間保護区との間で決定する。

[/この部分は2017年2月2日付けの法律に従って修正された/](#)

52.10. 牧草地の使用に関する紛争は、バグ市民の公開会議で話し合わせ、解決される。意見の相違がある場合は、国家首長が決定する。

第53条 草刈り場の合理的な使用と保護

53.1. ソム長および地区長は、専門当局と協力して、草刈り場の土地管理措置を講じ、その実施を確保する。

53.2. ソム長と地区長は、バグと区域の市民公会議の提案に基づいて、毎年、干し草作りに使用できる区域を国民、事業体、組織に割り当て、その実施を組織する。

53.3. 5月15日から干し草作りが終わるまでの期間、統一土地資源カテゴリーに登録されている草刈り場で家畜を放牧することは禁止される。

53.4. 国民、事業体および組織は、牧草地を、ソム長および地区長との合意に基づいて、草刈り場として使用することができる。これは、統一土地資源に登録されている草刈り場には適用されない。

53.5. ソム国民代表会議の決定に基づいて、ソム長は、森林地帯を灌漑、保護、施肥、植栽することにより、独自の努力と資源で草刈り場を改善した国民、経済団体、組織に対し、占有を許可することができる。

第54条 耕地の合理的な使用と保護

54.1. 政府は、本法第29.2条、第29.3条および第29.5条に規定された以外の場合、新しい耕作地の設立を決定する。

[/この部分は、2003年6月12日および2004年4月22日付けの法律に従って修正された/](#)

54.2. 土地を所有し、農業目的で使用する者は、土壌を保護し、その肥沃度を低下させないための措置を講じ、法律で定められた時間と手続に従って土地の農薬分析を行う。

[/この部分は2004年4月22日付けの法律に従って修正された/](#)

54.3. 農地の所有者、占有者、または使用者の正式な許可なしに、土地に家畜や動物を入れたり放牧したりすることは禁止される。

[/この部分は2004年4月22日付けの法律に従って修正された/](#)

54.4. 農地の占有と使用の問題は、バグ市民会議の提案と地区市民会議の代表者の決定に基づいて、ソム長によって調整される。

第55条 地下の合理的な使用と保護

55.1. 地下の使用に関連する活動は、国、県、首都の一般的な土地管理計画、および首都、ソム、地区の年間土地管理計画に反映される。

55.2. 地下の使用者は、環境影響評価、土地保護および修復プロジェクトを実施する。

/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/

55.3. 地下の使用者は、操業を開始する前に、認定された専門機関によって環境影響評価を実施する必要がある。

/この部分は 2012 年 5 月 17 日付けの法律に従って修正された/

55.4. 土地の保護と修復に関するプロジェクトとそれに基づく計画は、毎年作成され、土地問題を担当する国家中央行政機関によって承認される。

/この部分は、2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正され、2005 年 1 月 27 日付けの法律に従って修正された/

55.5. 土地保護および修復計画に反映された作業の実施は、それぞれのレベルの国民代表会議によって毎年議論および評価される。

第 56 条 都市、村およびその他の集落の合理的な使用と保護

56.1. 都市、村およびその他の集落の行政単位および区域単位の土地管理計画に基づいて開発および承認された都市および村の一般的な土地開発計画は、都市および村の国民および事業者による土地の占有および使用の対象となる。その他の調製は、段階的および部分的な計画に従って、この法律に定められた手続に従って実施される。

56.2. 一般的な都市開発計画が策定されていない都市、村、その他の集落における土地の所有と使用の問題は、この法律に従って、区域単位の土地管理計画に基づいて、それぞれの行政単位によって解決される。

56.3. 都市、村、その他の集落の区域における土地の占有と使用は、インフラストラクチャの供給、開発の方向性、衛生状態、衛生、生態学、火災に対する安全要件、土地管理、都市開発計画に基づく。

56.4. 都市、村および他の集落内で占有または使用するために他人に割り当てられていない土地は、土地管理計画および他の条件に従って、それぞれのレベルの首長が、標識、警告書、柵の設置、調査および警備を実施することによりによって保護する。

56.5. 土地の占有および使用期間の満了、適切な許可なしに建物を建設した国民、事業者または組織に対して用地収用の通知がされた場合、国民、事業者または組織は、定められた期間内に土地を明け渡す。

56.6. 都市や村の外観と衛生状態を改善し、土地を保護し、修復するという要件に従って、土地占有者は、取得した土地の少なくとも 10 パーセントを緑地化して維持する。

56.7. 建設と都市開発を担当する国家行政機関は、緑の芝生、樹木、茂み、低木、子供の遊び場、日陰、歩道と高速道路、駐車場、および公共のアパートに隣接する周辺と同様の施設の計画、建設基準および規則を承認する。

/このセクションは2005年1月27日に法律によって追加された/

56.8. アパート所有者協会は、アパートの建物の周辺地域の造園、維持、清掃、保護に責任を負う。

/このセクションは2005年1月27日に法律によって追加された/

56.9. 環境内にあるエンジニアリングネットワークおよび機器の運用および保守に従事する専門組織の運用を妨害することは禁止される。

/このセクションは2005年1月27日に法律によって追加された/

56.10. アパート所有者協会が、土地の掘り起こし、子供の遊び場、日よけ、歩道、道路、駐車場の解体など、契約中の土地に変更を加える場合、専門家組織は、事前にアパート所有者協会と契約を締結する。

/このセクションは2005年1月27日に法律によって追加された/

第57条 統一土地資源に対する国家の管理

57.1. 政府、土地問題を担当する国家中央行政機関、県、首都、ソムおよび地区国民代表会議、その代表者および首長は、定められた権限に従って、土地法に基づいて、占有、使用、保護および実施を監視する。

/この部分は、2003年6月12日付けの法律に従って修正され、2005年1月27日付けの法律に従って修正された/

57.2. 土地法の実施に対する専門家による管理は、認可された環境検査機関および法律に従って、植物、検疫、衛生、地質学、鉱業などの専門機関によって行使される。

57.3. 県、首都、ソムおよび地区の首長は、建物または構造物が適切な許可なしに土地に建てられた場合、またはその他の方法で恣意的に占有された場合、土地の明渡しを求める。

57.4. 通知で定められた期間内に土地が明け渡されなかった場合、県、首都、ソムまたは地区の首長は、土地から強制的に退去させ、その者から明渡しに要した関連費用を回収するための措置を講じる。

57.5. この法律の第57.4条に定められた土地について、土地上に建物または構造物が残存している場合、必要に応じて無料で国家に譲渡される。

第58条 土地の状態と質の国家検査とその発行

58.1. 土地の効率的で合理的な使用と保護について国家の管理を継続的に行うために、土地の状態と質の国家検査は、法律で指定された期間内の土地の状態と質の主要な指標を、当初の指標と比較し、再設定することによって決定される。

58.2. 農地以外の土地の状態と質の国家認証は、以下の指標に基づいて発行される。

/この部分は2004年4月22日付けの法律に従って修正された/

58.2.1. 土壌肥沃な層の厚さ。

58.2.2. 土壌腐植土含有量。

58.2.3. 土壌汚染と有毒性。

58.2.4. 地表面の外観の変化。

58.2.5. 植物の量と土地を覆っている割合の変化。

58.2.6. 牧草地および草刈り場における植物種の組成の変化。

58.3. 土地問題を担当する国家中央行政機関は、土地の詳細、土地の状態および定められた土地の詳細を考慮した品質保証指標を検討したうえで、この法律の第 58.2 条で定める使用する追加指標を決定するための方法論を決定する。

[/この部分は 2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正された/この部分は 2005 年 1 月 27 日付けの法律に従って修正された/](#)

58.4. 土地の状態と質の国家検査は、認可された専門機関によって実施され、意見が出される。

58.5. 統一土地資源のすべてのカテゴリーの土地は、5 年に 1 回、土地の特性と品質の国による検査の対象となり、この保証は、国民、事業体、組織が土地を占有および使用する権利の満了時に発行される。

58.6. 権利証明書によって占有および使用される土地の状態および品質は、土地問題を担当する国家中央行政機関および国、県、首都、ソムの各レベルの首長およびその他の土地の状態と質に責任を負う各部門によって決定される。

[/この部分は、2003 年 6 月 12 日付けの法律に従って修正され、2005 年 1 月 27 日付けの法律に従って修正された/](#)

58.7. 土地占有者または使用者は、自分の資金で自己の土地の状態と品質の国認証、および国民、事業体が所有および使用するために提供される土地の状態と品質の国家認証のための資金を提供する。

[/この部分は 2003 年 1 月 2 日付けの法律に従って修正された/](#)

58.8. 政府は、土地の状態と質に関する国の検査の評価を決定する。

58.9. 農薬の国家認証/農薬分析/農地で従うべき手続と指標は、農業法によって規制される。

[/この部分は 2004 年 4 月 22 日に法律によって追加された/](#)

第 7 章

その他

第 59 条 土地関係に関する警察の義務

59.1. 警察は、土地の明渡しと収用に対して以下の責任を負う。

59.1.1. 土地を占有または使用する権利が失効した場合または法律および契約で定められた理由がある場合、適切な許可なしに土地を占有または使用した場合、強制退去に関する首長の決定の実施を確実にする。

59.1.2. 実力の行使、組織的な明渡しの遅滞や土地明渡しや収用への抵抗が行われた場合に、適切な手続に従って措置を講じる。

第 60 条 土地紛争の解決

60.1. 土地に関連して発生する以下の紛争は、以下の組織および職員によって解決される。

60.1.1. 土地の占有と使用に関する国民、事業体、組織、および首長の間の紛争は、それぞれの首長の上級庁の首長によって解決される。

60.1.2. 土地の占有と使用に関する市民、事業体、組織間の紛争、土地使用契約の条件に関する土地占有者と利用者間の紛争は、当該レベルの首長によって解決される。

60.1.3. 土地の状態と質、その効率的かつ合理的な使用と保護に関する紛争は、法律に従って関連する専門組織の監督を担当する職員またはそれぞれのレベルの首長によって解決される。

60.1.4. 他人が占有または使用する土地の限定的使用および土地に関連して発生する財産紛争に関する紛争は、仲裁合意があれば仲裁で、その他の場合は裁判で解決される。

[/この部分は 2017 年 1 月 26 日付けの法律に従って修正された/](#)

60.2. 国民、事業体または組織が、土地に関連する紛争に関して本法第 60.1.1 条、第 60.1.2 条、および第 60.1.3 条に規定されている組織または職員による決定に同意しない場合、紛争はより高いレベルの公務員、組織または裁判所によって解決される。

60.3. 外国投資を行う事業体が使用する土地に関連して生じる紛争は、当事者間で締結された契約に別段の定めがない限り、本条に定める手続に従って解決される。

第 61 条 違法な決定の取消しまたは行為の停止

61.1. 認可された国の組織または公務員が土地法に違反した場合、その決定または作為不作為によって土地占有者および使用者の正当な利益が害された場合、組織または公務員またはその上位レベルの組織、公務員または裁判所は、違法な決定を無効にして、行為を停止させる。

第 62 条 損害賠償

62.1. 土地に損害を与えた者は、刑法または行政処罰法に基づく責任の有無にかかわらず、自己の費用を支出して、損害を回復するための措置を講じる。

[/この部分は 2015 年 12 月 4 日付けの法律に従って修正された/](#)

62.2. 土地を占有した国民、事業体、団体は、土地の被害が判明した場合、自己の資金で補償する。

第 63 条 法律違反者に対する責任

63.1. この法律に違反する公務員の行動が犯罪ではない場合であっても、その者は、公務員法で定められた責任の対象となる。

別冊4 法律の訳文

63.2. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法で定められた責任の対象となる。

[/この条文は2015年12月4日の法律によって再編集された/](#)

第64条 法律の発効

64.1 この法律は、2003年1月1日に発効する。

モンゴル土地使用料法訳文

1997年4月24日

ウランバートル市

土地の使用料について⁴⁸

第1条 法律の目的

この法律の目的は、市民、事業体および組織による国有地の占有および使用に対する料金の賦課、およびそのような料金の予算への支払に関連する関係を規制することである。

第2条 土地使用料法

土地使用料に関する法律は、土地に関する法律、課税に関する一般法、この法律、およびそれらに準拠して制定されたその他の法令で構成される。

第3条 土地使用料支払者

モンゴル国民、事業体、組織、外国外交使節団および領事館、国際機関の駐在員事務所、外国法人および法律に従って土地を占有または使用する決定に基づいて土地を占有および使用する外国市民;無国籍者人は、土地使用料支払者である。

[/この記事は2019年11月13日付けの法律に従って修正された/](#)

第4条 支払場所

土地の占有または使用を許可された者の決定に従い、土地法第10条に規定された統一土地資源の主要なカテゴリーに属する、市民、事業体および組織が占有および使用する土地に対し、土地と特別需要のために、使用料が課される。

[/この記事は2019年11月13日付けの法律に従って修正された/](#)

第5条 基本的な土地の評価とそれを決定するための原則

1. 基本の土地評価は、政府によって決定される。
2. 基本の土地評価を決定する際には、以下の原則に従う。
 - 1) 都市、村、その他の集落の評価、それらの格付け、場所、工学的供給、社会的、経済的、工学的、地質学的、環境的条件および使用目的を考慮に入れる。
 - 2) 使用目的、地理的位置と土地の肥沃度および収入の格差を考慮して、各区域について、この条文の1)で定められたもの以外の土地の価値を決定する。
3. 政府は、地区、都市、村、およびその他の集落の土地の評価格付けを、複雑な自然および区域の条件によって、統一土地資源を分析したものとして決定する。

⁴⁸ <https://legalinfo.mn/mn/detail/217>

第 6 条 土地使用料の指標とその定義

1. 土地使用料の単位は、次のように計算および決定される。
 - 1) 牧草地の面積の基本値のパーセンテージとして、羊の頭数に換算した家畜の頭数ごとに、牧草地のために占有および使用された土地の料金。
 - 2) 土地法第 13 条に規定されている道路およびネットワークの土地 1 キロメートルあたり。
 - 3) この条項の 1) および 2) で定められているものを除き、1 ヘクタールの土地の基本価値のパーセンテージとして。
2. 牧草地の土地使用料は、前年度末に数えた馬の頭数に 6.0、牛に 6.0、ラクダに 5.0、山羊に 0.9 をそれぞれ掛けて算出する。
3. 都市、村、その他の集落で所有、使用、使用される土地の基本評価で設定される土地料金は、エンジニアリングの供給、使用目的、場所、環境への影響、およびグリーンゾーン保護要件を考慮した係数によって決定され、県と首都の国民代表会議は、使用する係数の境界、制限、および数値をその範囲内で増減でき、決定する。

/この部分は 2021 年 7 月 7 日付けの法律に従って修正された/

/この部分は、2021 年 7 月 7 日付けの法律によって改正され、「ソムと地区」を「県と首都」と読み替え、2022 年 1 月 1 日から発効する。/

4. 土地使用料は、占有および使用のために割り当てられた土地を合計した額に基づいて計算される。
5. 外国の外交使節団および領事館に割り当てられた土地使用料を決定する際には、国家の互恵の原則に従う。

第 7 条 土地使用料率

1. 土地使用料は、この法律の第 6 条に指定された指標に従って、以下の制限内のパーセンテージと金額での基本評価から決定される。
 - 1) 羊の頭数あたりの牧草地の支払限度額の 0.01-0.03%。
 - 2) 占有および使用されている耕作地および草刈地の 1 ヘクタールあたりの支払限度額の 0.01-0.03%。
 - 3) 都市、村、その他の集落が所有、占有、使用する土地 1 ヘクタールあたりの支払限度額の 0.01-0.1%。
 - 4) 道路およびネットワーク用地 1 キロメートルあたりの最低土地料金は 15,000 トゥグルグ、最高は 75,000 トゥグルグ。
 - 5) この条項の 1)-4) 指定められたもの以外の土地は、支払限度額の 0.01-0.03 パーセント。
2. 土地使用料の額は、本条第 1 項に規定された範囲内での土地評価および使用の目的を考慮して、地区、市、村およびその他の集落の農地の評価等級ごとに政府によって決定される。

別冊 4 法律の訳文

3. 農業建設用地の使用料は、最寄りの町、村、またはその地域の他の集落の土地使用料の半分の金額とする。

4. 鉱山操業している地域で関連する法律および合意に従って操業している市民、事業体および組織の土地使用料は、最寄りの国家または県レベルの都市部の2倍とする。

[/この部分は2019年5月2日付けの法律に従って修正された/](#)

5. 関連する法律および合意に従って森林保護地域および水保護地域で活動する市民、経済団体および組織の土地使用料は、最寄りの国家またはアイマクレベルの都市部の2倍とする。

[/この部分は2019年5月2日付けの法律に従って修正された/](#)

6. 関連する法律および合意に従って特別保護地域で活動する市民、経済団体および組織の土地使用料は、土地が農地評価地区、市、村およびその他の集落に属するかどうかに応じて3倍になる。

7. 観光目的で使用される土地の料金は、最寄りの町、村、または地区内の他の集落の土地料金と同じ方法で計算される。

8. 所管官庁の正式な決定なしに放棄された土地または空き地の料金は、地区の耕作可能な土地の料金の金額で計算される。

9. 特別保護地区または首都のグリーンゾーンに経済目的で土地を所有または使用している市民または法人が標準以下の衛生施設を建設する場合、土地使用料は2倍になる。

[/このセクションは、2021年7月7日から施行されている法律によって追加された。/](#)

第8条 土地使用料の免除

1. 以下の支払者は、以下の土地占有料および使用料を免除される。

1) 遊牧民世帯の牧草地と草刈場。

2) モンゴル国民が家庭用に占有および使用する最大0.07ヘクタールの土地使用料の90パーセント。

3) 国境地帯にあるモンゴルの市民、事業体、組織。

4) 権利の種類に関係なく、自然、歴史的および文化的モニュメント、歴史的および文化的に動かさないものを保存および保護する目的で、保護ゾーンに設立された歴史的および文化的モニュメントのすべてのタイプの文化的組織および市民、経済的実体および組織モニュメント。

[/この規定は2021年7月2日付けの法律によって改正された/](#)

5) 国および地方が運営する孤児院、および国の特別保護地区以外の地域のすべてのレベルの教育機関が占有および使用する土地。

[/この部分は2021年7月7日付けの法律に従って修正された/](#)

[/この部分は2006年12月8日付けの法律に従って修正された/](#)

[/この部分は2019年5月2日付けの法律に従って修正された/](#)

6) 土壌構造を改善し、市民、経済団体、組織を牧草地に移す目的で、多年生植物と合法植物が植えられた土地の最初の5年間の占有料と使用料。

別冊4 法律の訳文

7) 市民、事業体および組織による、使用開始から最初の収穫までの期間の、新しく植えられた多年生植物、果物およびベリーの区画の占有料および使用料。

8) アパート所有者協会が環境改善のために使用している土地。

[/この規定は、2005年7月1日から施行されている法律によって追加された/](#)

9) 生産技術公園の目的で、生産技術公園の管理者およびユニットが占有する土地。

[/この規定は2009年12月5日に法律によって追加された/](#)

10) 最初の5年間に遠隔地の集落や地域でハイテク生産を行う市民、経済団体、組織の土地占有料および使用料の100%、次の5年間は50%。

[/この規定は2012年5月5日に法律によって追加された/](#)

11) 活動開始日からフリーゾーンで貿易、観光、ホテルサービスに従事する事業体の占有料および使用料の100%、次の3年間は50%。

[/この規定は2015年2月12日に法律によって追加された/](#)

12) エネルギー、熱源、ネットワーク、きれいな水供給、下水道および処理施設、道路、鉄道、空港、首都の経済自由区域および経済特区の主要な通信ネットワークなどのインフラストラクチャ、生産に100%従事する首都の自由区域、経済特区における事業体およびその支店の開始日から最初の10年間の土地料金。

[/この部分は2021年7月7日付けの法律に従って修正された/](#)

[/この規定は2015年2月12日に法律によって追加された/](#)

13) モンゴルの首都ウランバートルの法的地位に関する法律第39.1条に規定されたサービスを提供する事業体は、営業開始日から、最初の5年間は土地使用料の100%を支払い、次の3年間は50%を支払う。

[/この規定は、2021年7月7日から施行されている法律によって追加された。/](#)

2. 政府は、土地保護および修復技術と環境に優しい技術を使用して、市民、事業体および組織に土地使用料の割引を与えることを決定する。

3. 生産技術公園区域に損害が生じた場合、関係当局が自己資金で修復したとの結論を出した場合、その者は土地使用料を免除される。

[/このセクションは2009年12月5日に法律によって追加された/](#)

4. 首都のグリーンゾーンに土地を占有し、使用している市民は、本条2項に規定されている土地使用料割引を享受する際に、基準の要件を満たさないものであっても、落とし込み式の簡易型の便所を提供する。

[/このセクションは、2021年7月7日から施行されている法律によって追加された。/](#)

5. 土地使用料を免除された市民および法人は、免除された使用料予算から払い戻される。

[/このセクションは、2021年7月7日から施行されている法律によって追加された。/](#)

第9条 土地使用料の賦課

[/この記事は2019年11月13日付けの法律によって修正された/](#)

別冊 4 法律の訳文

1. 土地の占有権および使用権の土地使用料は、国家登録の登録日、または国家一般登録法第 9.11 条に規定されている共同データベースへの国家登録番号の入力時点から計算される。
2. 土地使用料を担当する機関（公的）は、本法第 4 条に定める年次土地使用料を課し、当該年度の 2 月 10 日までに税務署に提出しなければならない。
3. 土地の占有または使用の権利が国家の権利登録に新たに登録された場合、土地の支払を担当する組織（公的）は、当該年に比例した金額の土地料金を課し、当該年内に税務当局に提出する。
4. 土地使用料を担当する組織（職員）は、基本的な土地評価、土地査定地区、等級、ゾーン、土地の係数に変更があった場合、30 日以内に占有と使用に関する土地使用料及び支払率を再度課し、税務当局に提出する。
5. 税務当局は、本条第 2 項、第 3 項および第 4 項で指定された土地使用料の賦課について、電子的またはその他の形式の情報で土地所有者およびユーザーに通知する。
6. 土地の単位番号、土地の占有と使用の種類、基本的な土地評価地区、等級、地域、面積、基本的な土地の価値、支払人、支払率、賦課、支払およびその他の関連情報を電子形式およびその他の形式で交換する手順について、土地使用料支払と税の問題を担当する国家中央行政機関は、共同でそれらを承認する。
7. 本法第 7.9 条に規定する土地使用料を倍増し、本法第 8.4 条に規定する地稅割引を付与する手続は、土地問題を担当する国家行政機関である首都知事と課税を担当する国家行政機関が共同で実施する。

[/このセクションは、2021 年 7 月 7 日から施行されている法律によって追加された。/](#)

第 10 条 土地使用料の支払と報告

1. 土地使用料からの収入は、県、首都、ソムおよび地区の予算に振り替えられる。
2. 土地使用料収入の適切な割合は、市民、事業体および組織の占有および使用を除き、国有地の保護、修復および土地管理措置に費やされる。政府は、所与の年に講じられる措置および土地使用料からの収入を考慮して、土地保護、修復および土地管理措置に費やされる資金の割合を毎年決定する。
3. 土地使用料を担当する機関（公務員）は、翌年の 2 月 10 日までに、土地使用料の賦課に関する年次報告書を関連する税務当局に提出し、賦課の最終計算を行う。

[/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/](#)

4. 歳入庁は、一般税法に従い、土地使用料の賦課と支払を監視する。

[/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/](#)

5. 土地支払人は、翌月の 20 日までに四半期ごとの料金を均等に支払うものとし、前もって四半期ごとの料金を支払うことができる。

[/このセクションは、2019 年 11 月 13 日に施行された法律によって追加された/](#)

6. 首都の衛星都市の土地占有権が他の行政および領土単位の区域に属する場合、土地占有権に関連する土地使用料は、既存の行政および区域単位の予算に対して支払われる。

[/このセクションは、2021年7月7日から施行されている法律によって追加された。/](#)

第 11 条 土地使用料の紛争を確認して解決する

1. 土地使用料に関連する以下の紛争は、以下の組織および職員によって検討および解決される。
 - 1) 支払人と土地当局の関連職員との間の紛争は、上位組織または職員の職員によって解決される。
 - 2) 支払人と知事との間の紛争は、より高いレベルの組織または知事によって解決される。
 - 3) 納税者と税務当局の関係者との間の紛争は、一般税法第 81 条、第 81.1 条に規定された者によって解決される。

[/この部分は 2019 年 11 月 13 日付けの法律に従って修正された/](#)

2. 支払人が、土地使用料紛争に関して本条第 1 項に規定されている組織または職員の決定に同意しない場合、紛争は裁判所によって解決される。

第 12 条 土地支払法に違反した場合の罰則

[/この記事は 2019 年 11 月 13 日付けの法律によって修正された/](#)

土地使用料に関する法律に違反する者は、土地法、課税一般法、特別保護地区法および行政処罰法に従って責任を問われる。

第 13 条 法の施行

この法律は 1997 年 7 月 1 日に発効する。